

特許法

1961.12.31 法律第 950 号	2001.12.31 法律第 6582 号	一部改正 2013.03.22 法律第 11654 号
1963.03.05 法律第 1293 号	2002.01.26 法律第 6626 号	他法改正 2013.03.23 法律第 11690 号
1973.02.08 法律第 2505 号	2002.12.11 法律第 6768 号	他法改正 2013.05.28 法律第 11848 号
1973.12.31 法律第 2658 号	2004.12.31 法律第 7289 号	他法改正 2013.07.30 法律第 11962 号
1980.12.31 法律第 3325 号	2005.05.31 法律第 7554 号	一部改正 2014.01.21 法律第 12313 号
1982.11.29 法律第 3566 号	2006.03.03 法律第 7871 号	一部改正 2014.06.11 法律第 12753 号
1986.12.31 法律第 3891 号	2007.01.03 法律第 8171 号	一部改正 2015.01.28 法律第 13096 号
1990.01.13 法律第 4207 号	2007.01.03 法律第 8197 号	一部改正 2015.05.18 法律第 13317 号
[全文改正]	2007.04.11 法律第 8357 号	一部改正 2016.02.29 法律第 14035 号
1993.03.06 法律第 4541 号	2007.05.17 法律第 8462 号	一部改正 2016.03.29 法律第 14112 号
1993.12.10 法律第 4594 号	2008.02.29 法律第 8852 号	一部改正 2016.12.02 法律第 14371 号
1994.03.24 法律第 4757 号	2008.12.26 法律第 9249 号	一部改正 2017.03.21 法律第 14691 号
1995.01.05 法律第 4892 号	2009.01.30 法律第 9381 号	一部改正 2017.11.28 法律第 15093 号
1995.12.29 法律第 5080 号	2010.01.27 法律第 9985 号	一部改正 2018.04.17 法律第 15582 号
1997.04.10 法律第 5329 号	2010.02.04 法律第 10012 号	一部改正 2019.01.08 法律第 16208 号
1998.09.23 法律第 5576 号	2010.05.24 法律第 10716 号	一部改正 2019.12.10 法律第 16804 号
2001.02.03 法律第 6411 号	2011.12.02 法律第 11117 号	

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法は、発明を保護・奨励しその利用を図ることにより技術の発展を促進して産業発展に貢献することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

- 1.“発明”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう。
- 2.“特許発明”とは、特許を受けた発明をいう。
- 3.“実施”とは、次の各目の 1 に区分による行為をいう。

イ.物の発明である場合：その物を生産・使用・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

ロ.方法の発明である場合：その発明を使用する行為またはその方法の使用を請約する行為

ハ.物を生産する方法の発明である場合：ロ目の行為以外にその方法によって生産した物を使用・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約をする行為

第3条(未成年者等の行為能力) ①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は、法定代理人によらなければ特許に関する出願・請求、その他の手続(以下、“特許に関する手続”という。)を踏むことができない。ただし、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。

②第1項の法定代理人は、後見監督人の同意なしに第132条の2による特許取消申請(以下“特許取消申請”という。)や相手方が請求した審判又は再審に対する手続を踏むことができる。

第4条(法人でない社団等) 法人でない社団又は財団であつて代表者又は管理人が定められている場合には、その社団又は財団の名義で出願審査の請求人、特許取消申請人、審判の請求人・被請求人又は再審の請求人・被請求人になることができる。

第5条(在外者の特許管理人) ①国内に住所又は営業所がない者(以下、“在外者”という。)は、在外者(法人の場合には、その代表者)が国内に滞留する場合を除いては、その在外者の特許に関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下、“特許管理人”という。)によってのみ特許に関する手続を踏んだり、この法又はこの法による命令により行政庁がした処分に対して訴を提起することができる。

②特許管理人は、委任された権限の範囲で特許に関する全ての手続及びこの法、又はこの法による命令によって行政庁がした処分に関する訴訟で本人を代理する。

第6条(代理権の範囲) 国内に住所又は営業所がある者から特許に関する手続を踏むことを委任された代理人は、特別な権限が委任されてこそ次の各号のいずれかに該当する行為をすることができる。特許管理人の場合にもまた同じである。

- 1.特許出願の変更・放棄・取下げ
- 2.特許権の放棄
- 3.特許権の存続期間の延長登録出願の取下げ
- 4.申請の取下げ
- 5.請求の取下げ
- 6.第55条第1項による優先権主張若しくはその取下げ
- 7.第132条の17による審判請求
- 8.復代理人の選任

第7条(代理権の証明) 特許に関する手続を踏む者の代理人(特許管理人を含む。以下同じ。)の代理権は、書面をもって証明しなければならない。

第7条の2(行為能力等の欠如に対する追認) 行為能力又は法定代理権がないか、特許に関する手続を踏むのに必要な権限の委任に欠如がある者が踏んだ手続は、補正された当事者若しくは法定代理人が追認すれば、行為をした時に遡及してその効力が発生する。

第8条(代理権の不消滅) 特許に関する手続を踏む者の委任を受けた代理人の代理権は、次の各号のいずれかに該当する事由があっても消滅しない。

- 1.本人の死亡や行為能力の喪失
- 2.本人である法人の合併による消滅
- 3.本人である受託者の信託任務の終了
- 4.法定代理人の死亡や行為能力の喪失
- 5.法定代理人の代理権の消滅や変更

第9条(個別代理) 特許に関する手続を踏む者の代理人が2人以上であれば、特許庁長又は特許審判院長に対しそれぞれの代理人が本人を代理する

第10条(代理人の選任または交替命令等) ①特許庁長又は第145条第1項により指定された審判長(以下、“審判長”という。)は、特許に関する手続を踏む者がその手続を円滑に遂行することができなかつたり口述審理で陳述する能力がないと認められるなど、その手続を踏むにおいて適当でないと認められると、代理人を選任してその手続を踏むことを命ずることができる。

②特許庁長又は審判長は、特許に関する手続を踏む者の代理人がその手続を円滑に遂行することができなかつたり口述審理で陳述する能力がないと認められるなど、その手続を踏むにおいて適当でないと認められると、その**代理人を替えることを**命ずることができる。

③特許庁長又は審判長は、第1項及び第2項の場合に弁理士をもって代理させることを命ずることができる。

④特許庁長又は審判長は、第1項又は第2項によって**代理人の選任または交替命令をした場合には**、第1項による特許に関する手続を踏む者または第2項による代理人がその前に特許庁長または特許審判院長に対してした特許に関する手続の全部または一部を無効とすることができる。

第11条(複数当事者の代表) ①2人以上が特許に関する手続を踏むときには、次の各号のいずれかに該当する事項を除いては各自が全員を代表する。ただし、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告すれば、その代表者だけが全員代表することができる。

- 1.特許出願の変更・放棄・取下げ
- 2.特許権の存続期間の延長登録出願の取下げ
- 3.申請の取下げ
- 4.請求の取下げ
- 5.第55条第1項による優先権主張又はその取下げ
- 6.第132条の17による審判の請求

②第1項ただし書により代表者を選定して申告する場合には、代表者に選任された事実を書面をもって証明しなければならない。

第12条(「民事訴訟法」の準用) 代理人に関しては、この法に特別な規定がある場合を除いては、「民事訴訟法」第1編第2章第4節を準用する。

第13条(在外者の裁判管轄) 在外者の特許権又は特許に関する権利に関して特許管理人がいれば、その特許管理人の住所又は営業所を、特許管理人がいなければ特許庁所在地を「民事訴訟法」第11条による財産がある所とみな

す。

第 14 条(期間の計算) この法又はこの法による命令で定めた期間の計算は、次の各号による。

- 1.期間の初日は計算に入れない。ただし、その期間が午前零時から始まる場合には計算に入れる。
- 2.期間を月又は年と定めた場合には、暦により計算する。
- 3.月又は年の初めから期間を起算しない場合には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。ただし、月又は年と定めた場合に最終の月に該当する日がなければ、その月の末日で期間が満了する。
- 4.特許に関する手続で期間の末日が公休日(「労働者の日制定に関する法律」による労働者の日及び土曜日を含む。)に該当すれば、期間はその翌日で満了する。

第 15 条(期間の延長等) ①特許庁長は、請求によりまたは職権で第 132 条の 17 による審判の請求期間を 30 日以内で 1 度だけ延長することができる。ただし、島嶼・僻地等交通が不便な地域にいる者の場合には、産業通商資源部令で定めるところによりその回数及び期間を追加で延長することができる。

②特許庁長・特許審判院長・審判長又は第 57 条第 1 項による審査官(以下、“審査官”という。)は、この法によって特許に関する手続を踏む期間を定めた場合には、請求によってその期間を短縮または延長したり、職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等はその手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮または延長可否を決定しなければならない。

③審判長は、この法によって特許に関する手続を踏む期日を定めた場合には、請求によって又は職権でその期日を変更することができる。

第 16 条(手続の無効) ①特許庁長又は特許審判院長は、第 46 条による補正命令を受けた者が指定された期間にその補正をしなれば、特許に関する手続を無効とすることができる。ただし、第 82 条第 2 項による審査請求料を出さず補正命令を受けた者が指定された期間にその審査請求料を出さなければ、特許出願書に添付した明細書に関する補正を無効とすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項により特許に関する手続が無効となった場合であって、指定された期間を守ることができなかったことが補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由によるものと認められるときには、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取消することができる。ただし、指定された期間の満了日から 1 年が過ぎたときには、この限りでない。

③特許庁長または特許審判院長は、第 1 項本文・ただし書による無効処分または第 2 項本文による無効処分の取消処分をするときには、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

第 17 条(手続の追後補完) 特許に関する手続を踏んだ者が責任を負うことができない事由で次の各号のいずれかに該当する期間を守ることができなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内に守ることができなかった手続を追後補完することができる。ただし、その期間の満了日から 1 年が過ぎたときには、この限りでない。

- 1.第 132 条の 17 による審判の請求期間
- 2.第 180 条第 1 項による再審の請求期間

第 18 条(手続の効力の承継) 特許権又は特許に関する権利に関し踏んだ手続の効力は、その特許権又は特許に

関する権利の承継人に及ぶ。

第 19 条(手続の続行) 特許庁長又は審判長は、特許に関する手続が特許庁又は特許審判院に係属中のとき特許権又は特許に関する権利が移転されると、その特許権又は特許に関する権利の承継人に対してその手続を続行させることができる。

第 20 条(手続の中断) 特許に関する手続が次の各号のいずれかに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は中断される。ただし、手続を踏むことを委任された代理人がいる場合には、この限りでない。

- 1.当事者が死亡した場合
- 2.当事者である法人が合併により消滅した場合
- 3.当事者が手続を踏む能力を喪失した場合
- 4.当事者の法定代理人が死亡したりその代理権を喪失した場合
- 5.当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
- 6.第 11 条第 1 項各号以外の部分ただし書きによる代表者が死亡したりその資格を喪失した場合
- 7.破産管財人等、一定の資格により自己の名前で他人のために当事者となった者がその資格を失ったり死亡した場合。

第 21 条(中断された手続の受継) 第 20 条によって特許庁又は特許審判院に係属中の手続が中断された場合には、次の各号の区分による者がその手続を受継しなければならない。

- 1.第 20 条第 1 号の場合:死亡した当事者の相続人・相続財産管理人又は法律により手続を続行する者。ただし、相続人は相続を放棄することができる時までその手続を受継することができない。
- 2.第 20 条第 2 号の場合:合併によって設立されたり合併後存続する法人
- 3.第 20 条第 3 号及び第 4 号の場合:手続を踏む能力を回復した当事者又は法定代理人となった者
- 4.第 20 条第 5 号の場合:新しい受託者
- 5.第 20 条第 6 号の場合:新しい代表者又は各当事者
- 6.第 20 条第 7 号の場合:同じ資格を有した者

第 22 条(受継申請) ①第 20 条によって中断された手続に関する受継申請は、第 21 条各号のいずれかに該当する者がすることができる。この場合、その相手方は特許庁長または第 143 条による審判官(以下、“審判官”という。)に第 21 条各号のいずれかに該当する者に対し受継申請することを命じるように要請することができる。

②特許庁長又は審判長は、第 20 条によって中断された手続に関する受継申請があれば、その事実を相手方に通知しなければならない。

③特許庁長又は審判官は、第 20 条によって中断された手続に関する受継申請に対して職権で調査して理由がないと認めれば、決定をもって棄却しなければならない。

④特許庁長又は審判官は、決定又は審決の謄本を送達した後に中断された手続に関する受継申請に対しては、受継させるかのを決定しなければならない。

⑤特許庁長又は審判官は、第 21 条各号のいずれかに該当する者が中断された手続を受継しなければ、職権で期間を定めて受継を命じなければならない。

⑥第5項による期間に受継がない場合には、その期間が終わる日の翌日に受継があるものとみなす。

⑦特許庁長又は審判長は、第6項によって受継があるものとみなした場合には、その事実を当事者に通知しなければならない。

第23条(手続の中止) ①特許庁長又は審判官が天災地変やその他の不可避な事由でその職務を行うことができないときには、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は、その事由がなくなるまで中止される。

②当事者に一定でない期間の間特許庁又特許審判院に継続中の手続を続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は決定をもって障害事由が解消されるまでその手続の中止を命ずることができる。

③特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取消すことができる。

④第1項及び第2項による中止や第3項による取消しをしたときには、特許庁長又は審判長は、その事実をそれぞれ当事者に通知しなければならない。

第24条(中断又は中止の効果) 特許に関する手続が中断されたり中止された場合には、その期間の進行は停止され、その手続の受継通知をしたりその手続を続行したときから再び全ての期間が進行される。

第25条(外国人の権利能力) 在外者のうち外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き特許権又は特許に関する権利を享有することができない。

1.その外国人が属する国家において大韓民国国民に対してその国家の国民と同一な条件で特許権又は特許に関する権利を認める場合

2.大韓民国がその外国人に対して特許権又は特許に関する権利を認める場合には、その外国人が属する国家において大韓民国国民に対しその国家の国民と同一な条件で特許権又は特許に関する権利を認める場合

3.条約又はこれに準ずるもの(以下、“条約”という。)により特許権又は特許に関する権利が認められる場合

第26条 削除

第27条 削除

第28条(書類提出の効力発生時期) ①この法又はこの法による命令によって特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書、請求書、その他の書類(物を含む。以下この条で同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日から提出の効力が発生する。

②第1項の出願書、請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合には、次の各号の区分による日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものとみなす。ただし、特許権及び特許に関する権利の登録申請書類と「特許協力条約」第2条(vii)による国際出願(以下、“国際出願”という。)に関する書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長又は特許審判院長に到達した日から効力が発生する。

1.郵便物の通信日付印に表示された日が分明な場合:表示された日

2.郵便物の通信日付印に表示された日が分明でない場合:郵便局に提出した日を郵便物受領証により証明した日

③ 削除

④第1項及び第2項で規定した事項以外に郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中断による書類提出に必

要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 28 条の 2(固有番号の記載) ①特許に関する手続を踏む者のうち産業通商資源部令で定める者は、特許庁長又は特許審判院長に自身の固有番号の付与を申請しなければならない。

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による申請を受けると申請人に固有番号を付与し、その事実を通知しなければならない。

③特許庁長又は特許審判院長は、特許に関する手続を踏む者が第 1 項により固有番号を申請することができなければ、彼に職権で固有番号を付与し、その事実を通知しなければならない。

④第 2 項又は第 3 項によって固有番号の付与を受けた者が特許に関する手続を踏む場合には、産業通商資源部令で定める書類に自身の固有番号を記載しなければならない。この場合、この法又はこの法による命令の規定にかかわらずその書類に住所(法人の場合には営業所の所在地をいう。)を記載しないことができる。

⑤特許に関する手続を踏む者の代理人に関しては、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

⑥固有番号の付与申請、固有番号の付与及び通知、その他固有番号に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 28 条の 3(電子文書による特許に関する手続の遂行) ①特許に関する手続を踏む者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出する特許出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出したり移動式貯蔵装置等の電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第 1 項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類と同一な効力を有する。

③第 1 項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができるときに特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受け付けられたものとみなす。

④第 1 項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 28 条の 4(電子文書利用申告及び電子署名) ①電子文書で特許に関する手続を踏もうとする者は、予め特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告をしなければならず、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人を識別することができるように電子署名をしなければならない。

②第 28 条の 3 によって提出された電子文書は、第 1 項による電子署名をした者が提出したものとみなす。

③第 1 項による電子文書利用申告手続、電子署名方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 28 条の 5(情報通信網を利用した通知等の遂行) ①特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官又は審査官は、第 28 条の 4 第 1 項によって電子文書利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下、“通知等”という。)をしようとする場合には、情報通信網を利用して通知等を行うことができる。

②第 1 項に従い情報通信網を利用して行った書類の通知等は、書面をもって行ったものと同一な効力を有する。

③第 1 項による書類の通知等は、当該通知等を受けた者が自身が使用する電算情報処理組織を通じてその書類を確認したときに特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみなす。

④第 1 項によって情報通信網を利用して行なう通知等の種類・方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 2 章 特許要件及び特許出願

第 29 条(特許要件) ①産業上利用することができる発明であって、次の各号のいずれかに該当するものを除いてはその発明について特許を受けることができる。

- 1.特許出願前に国内または国外で公知されたり公然に実施された発明
- 2.特許出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載されたり電気通信回線を通じて公衆が利用することができる発明
- ②特許出願前にその発明が属する技術分野で通常の知識を有する者が第 1 項各号のいずれかに該当する発明により容易に発明することができれば、その発明に対しては第 1 項にかかわらず特許を受けることができない。
- ③特許出願した発明が次の各号の要件を全て備えた他の特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明と同一な場合に、その発明は第 1 項にかかわらず特許を受けることができない。ただし、その特許出願の発明者と他の特許出願の発明者が同じであったりその特許出願を出願したときの出願人と他の特許出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

- 1.その特許出願日前に出願された特許出願であること
- 2.その特許出願後第 64 条により出願公開されたり第 87 条第 3 項により登録公告された特許出願であること
- ④特許出願した発明が次の各号の要件を全て備えた実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案と同一な場合に、その発明は第 1 項にかかわらず特許を受けることができない。但し、その特許出願の発明者と実用新案登録出願の考案者が同じであったりその特許出願を出願したときの出願人と実用新案登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

- 1.その特許出願日前に出願された実用新案登録出願であること
- 2.その特許出願後、「実用新案法」第 15 条により準用されるこの法第 64 条により出願公開されたり「実用新案法」第 21 条第 3 項により登録公告された実用新案登録出願であること
- ⑤第 3 項を適用するとき、他の特許出願が第 199 条第 2 項による国際特許出願(第 214 条第 4 項により特許出願とみなす国際出願を含む。)の場合、第 3 項本文中“出願書に最初に添付された明細書または図面”は“国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲又は図面”に、同項第 2 号中“出願公開”は“出願公開又は「特許協力条約」第 21 条により国際公開”とみなす。

- ⑥第 4 項を適用するとき、実用新案登録出願が「実用新案法」第 34 条第 2 項による国際実用新案登録出願(同法第 40 条第 4 項により実用新案登録出願とみなす国際出願を含む。)の場合、第 4 項本文中“出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“国際出願日までに提出した考案の説明、請求範囲又は図面”に、同項第 2 号中“出願公開”は“出願公開又は「特許協力条約」第 21 条により国際公開”とみなす。

- ⑦第 3 項又は第 4 項を適用するとき、第 201 条第 4 項により取り下げたものとみなす国際特許出願又は「実用新案法」第 35 条第 4 項により取り下げたものとみなす国際実用新案登録出願は他の特許出願又は実用新案登録出願とみなさない。

第 30 条(公知等がされていない発明とみなす場合) ①特許を受けることができる権利を有した者の発明が次の各号のいずれかに該当するようになった場合には、その日から 12 ヶ月以内に特許出願をすればその特許出願された発明に対し第 29 条第 1 項又は第 2 項を適用するときには、その発明は同条第 1 項各号のいずれかに該当しないものとみなす。

1.特許を受けることができる権利を有した者によりその発明が第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当することになった場合。ただし、条約又は法律により国内又は国外で出願公開されたり登録公告された場合は除く。

2.特許を受けることができる権利を有した者の意思に反してその発明が第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当することになった場合

②第 1 項第 1 号の適用を受けようとする者は、特許出願書にその旨を記載して出願しなければならず、これを証明することができる書類を産業通商資源部令で定める方法によって特許出願日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。

③第 2 項の規定にかかわらず、産業通商資源部令で定める補完手数料を納付した場合には、次の各号のいずれかに該当する期間に、第 1 項第 1 号の適用を受けようする趣旨を記した書類又はこれを証明することができる書類を提出することができる。

1.第 47 条第 1 項の規定により、補正することができる期間

2.第 66 条の規定による特許決定又は第 176 条第 1 項の規定による特許拒絶決定取消審決(特許登録の決定した審決に限定されるが、再審の審決を含む)の謄本の送達を受けた日から 3 ヶ月以内の期間。但し、第 79 条の規定による設定登録を受けようとする日が 3 ヶ月より短い場合には、その日までの期間

第 31 条 削除

第 32 条(特許を受けることができない発明) 公共の秩序又は善良な風俗から外れたり公衆の衛生を害するおそれがある発明に対しては、第 29 条第 1 項にかかわらず特許を受けることができない。

第 33 条(特許を受けることができる者) ①発明をした者又はその承継人は、この法で定めるところによって特許を受けることができる権利を有する。ただし、特許庁職員及び特許審判院職員は、相続又は遺贈の場合を除いては特許を受けることができない。

②2 人以上が共同で発明した場合には、特許を受けることができる権利を共有する。

第 34 条(無権利者の特許出願と正当な権利者の保護) 発明者でない者であって特許を受けることができる権利の承継人でない者(以下、“無権利者”という。)がした特許出願が、第 33 条第 1 項本文による特許を受けることができる権利を有さなかった事由で第 62 条第 2 号に該当して特許を受けることができなくなった場合には、その無権利者の特許出願後にした正当な権利者の特許出願は、無権利者が特許出願したときに特許出願したものとみなす。ただし、無権利者が特許を受けることができなくなった日から 30 日が過ぎた後に正当な権利者が特許出願をした場合には、この限りでない。

第 35 条(無権利者の特許と正当な権利者の保護) 第 33 条第 1 項本文による特許を受けることができる権利を有さな

かった事由で第 133 条第 1 項第 2 号に該当して特許を無効にするという審決が確定された場合には、その無権利者の特許出願後にした正当な権利者の特許出願は、無効となったその特許の出願時に特許出願したものとみなす。ただし、審決が確定された日から 30 日が過ぎた後に正当な権利者が特許出願をした場合には、この限りでない。

第 36 条(先出願) ①同一な発明に対し異なった日に複数の特許出願がある場合には、先に特許出願した者のみがその発明に対し特許を受けることができる。

②同一な発明に対し同じ日に複数の特許出願がある場合には、特許出願人間に協議して定めた 1 つの特許出願人のみがその発明に対し特許を受けることができる。ただし、協議が成立しなかったり協議をすることができない場合には、いずれの特許出願人もその発明に対し特許を受けることができない。

③特許出願された発明と実用新案登録出願された考案が同一な場合、その特許出願と実用新案登録出願が異なった日に出願されたものであれば第 1 項を準用し、その特許出願と実用新案登録出願が同じ日に出願されたものであれば第 2 項を準用する。

④特許出願又は実用新案登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、その特許出願又は実用新案登録出願は第 1 項から第 3 項までの規定を適用するときには最初からなかったものとみなす。ただし、第 2 項ただし書き(第 3 項により準用される場合を含む)に該当してその特許出願又は実用新案登録出願に対し拒絶決定若しくは拒絶するという旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

1.放棄、無効又は取下げられた場合

2.拒絶決定若しくは拒絶するという旨の審決が確定された場合

⑤発明者又は考案者でない者であって、特許を受けることができる権利又は実用新案登録を受けることができる権利の承継人でない者がした特許出願又は実用新案登録出願は、第 1 項から第 3 項までの規定を適用するときには最初からなかったものとみなす。

⑥特許庁長は、第 2 項の場合には特許出願人に期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間に申告がなければ第 2 項による協議は成立しなかったものとみなす。

第 37 条(特許を受けることができる権利の移転等) ①特許を受けることができる権利は、移転することができる。

②特許を受けることができる権利は、質権の目的とすることができない。

③特許を受けることができる権利が共有の場合には、各共有者は他の共有者の同意を得なければその持分を譲渡することができない。

第 38 条(特許を受けることができる権利の承継) ①特許出願前になされた特許を受けることができる権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ第三者に対抗することができない。

②同一な者から承継した同一な特許を受けることができる権利を承継した者が複数の場合、その承継した権利に対し同じ日に複数の特許出願があれば、特許出願人間に協議して定めた者にのみ承継の効力が発生する。

③同一な者から承継した同一な発明及び考案に対する特許を受けることができる権利及び実用新案登録を受けることができる権利を承継した者が以上の場合、その承継した権利に対し同じ日に特許出願及び実用新案登録出願があれば、特許出願人及び実用新案登録出願人間に協議して定めた者にのみ承継の効力が発生する。

④特許出願後には特許を受けることができる権利の承継は、相続、その他の一般承継の場合を除いては特許出願人変更申告をしなければその効力が発生しない。

⑤特許を受けることができる権利の相続、その他の一般承継がある場合には、承継人は遅滞なくその旨を特許庁長に申告しなければならない。

⑥同一な者から同一な特許を受けることができる権利を承継した者が複数の場合、その承継した権利に対し同じ日に複数の特許出願人変更申告があれば申告をした者間に協議して定めた者にのみ申告の効力が発生する。

⑦第2項・第3項又は第6項の場合には、第36条第6項を準用する。

第39条 削除

第40条 削除

第41条(国防上必要な発明等) ①政府は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止したり、発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うように命ずることができる。ただし、政府の許可を得た場合には、外国に特許出願をすることができる。

②政府は、特許出願された発明が国防上必要な場合には特許をしないことができ、戦時・事変又はこれに準ずる非常時に国防上必要な場合には特許を受けることができる権利を収用することができる。

③第1項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失に対しては、政府は正当な補償金を支給しなければならない。

④第2項により特許しなかったり収用した場合には、政府は正当な補償金を支給しなければならない。

⑤第1項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、その発明に対し特許を受けることができる権利を放棄したものとみなす。

⑥第1項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。

⑦第1項による外国への特許出願の禁止・秘密取扱いの手續、第2項から第4項までの規定による収用、補償金支給の手續、その他必要な事項は、大統領令で定める。

第42条(特許出願) ①特許を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した特許出願書を特許庁長に提出しなければならない。

- 1.特許出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
- 2.特許出願人の代理人がいる場合は、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]
- 3.発明の名称
- 4.発明者の氏名及び住所

②第1項による特許出願書には、発明の説明・請求範囲を記載した明細書と必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

③第2項による発明の説明は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- 1.その発明が属する技術分野で通常の知識を有した者がその発明を容易に実施することができるように明確かつ詳細に記載すること
- 2.その発明の背景となる技術を記載すること

④第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”という。)が1つ以上なければならず、その請求項は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- 1.発明の説明により裏付けられること
- 2.発明が明瞭かつ簡潔に記載されていること

⑤ 削除

⑥第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を明確にできるように、発明を特定するのに必要であると認められる構造・方法・機能・物質またはこれらの結合関係等を記載しなければならない。

⑦ 削除

⑧第2項による請求範囲の記載方法に関し必要な事項は、大統領令で定める。

⑨第2項による発明の説明、図面及び要約書の記載方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第42条の2(特許出願日等) ①特許出願日は、明細書及び必要な図面を添付した特許出願書が特許庁長に到達した日とする。この場合、明細書に請求範囲は記載しないことができるが、発明の説明は記載しなければならない。

②特許出願人は、第1項後段によって特許出願書に最初に添付した明細書に請求範囲を記載しなかった場合には、第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月になる日まで明細書に請求範囲を記載する補正をしなければならない。ただし、本文による期限以前に第60条第3項による出願審査請求の趣旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日から3ヶ月になる日又は第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月になる日のうち早い日までに補正をしなければならない。

③特許出願人が第2項による補正をしなかった場合には、第2項による期限となる日の翌日に該当特許出願を取り下げたものとみなす。

第42条の3(外国語特許出願等) ①特許出願人が明細書及び図面(図面のうち説明部分に限定する。以下、第2項及び第5項で同じ。)を韓国語ではない産業通商資源部令で定める言語で記載するという旨を特許出願をするとき特許出願書に記載した場合には、その言語で記載することができる。

②特許出願人が特許出願書に最初に添付した明細書及び図面を第1項による言語で記載した特許出願(以下、“外国語特許出願”という。)をした場合には、第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月になる日までその明細書及び図面の韓国語翻訳文を産業通商資源部令で定める方法によって提出しなければならない。ただし、本文による期限以前に第60条第3項による出願審査請求の趣旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日から3ヶ月となる日又は第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月となる日のうち早い日までに提出しなければならない。

③第2項により韓国語翻訳文を提出した特許出願人は、第2項による期限以前にその韓国語翻訳文に替えて新しい韓国語翻訳文を提出することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 1.明細書又は図面を補正(第5項により補正したものとみなす場合は除く。)した場合
- 2.特許出願人が出願審査の請求をした場合

④特許出願人が第2項による明細書の韓国語翻訳文を提出しなかった場合には、第2項による期限となる日の翌日に該当特許出願を取り下げたものとみなす。

⑤特許出願人が第2項による韓国語翻訳文又は第3項本文による新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、外国語特許出願の特許出願書に最初に添付した明細書及び図面をその韓国語翻訳文に従って補正したものとみなす。ただし、第3項本文により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、最後の韓国語翻訳文(以下、本条及び第47条第2

項後段で“最終勧告後翻訳文”という。)前に提出した韓国語翻訳文に従って補正したものとみなす全ての補正は最初からなかったものとみなす。

⑥特許出願人は、第 47 条第 1 項により補正をすることができる期間に最終韓国語翻訳文の間違った翻訳を産業通商資源部令で定める方法によって訂正することができる。この場合、訂正された韓国語翻訳文に関しては、第 5 項を適用しない。

⑦第 6 項前段の規定により、第 47 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定による期間に訂正をする場合には、最後の訂正前にしたすべての訂正は始めからなかったものとみなす。

第 43 条(要約書) 第 42 条第 2 項による要約書は、技術情報としての用途に使用しなければならず、特許発明の保護範囲を定めるところには使用することができない。

第 44 条(共同出願) 特許を受けることができる権利が共有の場合には、共有者全員が共同で特許出願をしなければならない。

第 45 条(1 つの特許出願の範囲) ①特許出願は 1 つの発明ごとに 1 つの特許出願とする。ただし、一つの総括的発明の概念を形成する 1 群の発明に対し 1 つの特許出願とすることができる。

②第 1 項ただし書きにより一群の発明に対し 1 つの特許出願とすることができる。

第 46 条(手続の補正) 特許庁長又は特許審判院長は、特許に関する手続が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて補正を命じなければならない。この場合、補正命令を受けた者はその期間にその補正命令に対する意見書を特許庁長又は特許審判院長に提出することができる。

1. 第 3 条第 1 項又は第 6 条に違反した場合
2. この法又はこの法による命令で定める方式に違反した場合
3. 第 82 条によって出すべき手数料を出さなかった場合

第 47 条(特許出願の補正) ①特許出願人は、第 66 条による特許決定の謄本を送達する前まで特許出願書に添付した明細書又は図面を補正することができる。ただし、第 63 条第 1 項による拒絶理由通知(以下“拒絶理由通知”という)を受けた後には、次の各号の区分による期間(第 3 号の場合にはその時)にのみ補正することができる。

1. 拒絶理由通知(拒絶理由通知に対する補正により発生した拒絶理由に対する拒絶理由通知除く)を最初に受けたり第 2 号の拒絶理由通知でない拒絶理由通知を受けた場合: 該当拒絶理由通知による意見書提出期間
2. 拒絶理由通知(第 66 条の 3 第 2 項の規定による通知をした場合には、その通知前の拒絶理由通知は除く)に対する補正により発生した拒絶理由に対し拒絶理由通知を受けた場合: 該当拒絶理由通知による意見書提出期間
3. 第 67 条の 2 による再審査を請求する場合: 請求するとき

②第 1 項による明細書又は図面の補正は、特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲ですることができる。この場合、外国語特許出願に対する補正は最終韓国語翻訳文(第 42 条の 3 第 6 項前段による訂正がある場合には訂正された韓国語翻訳文をいう。)又は特許出願書に最初に添付した図面(図面のうち説明部分は除く。)に記載された事項の範囲でもしなければならない。

③第 1 項第 2 号及び第 3 号による補正のうち、特許請求に対する補正は次の各号のいずれかに該当する場合にの

みすることができる。

1. 請求項を限定または削除したり、請求項に付加して請求範囲を減縮する場合
2. 間違って記載された事項を訂正する場合
3. 明瞭でなく記載された事項を明確にする場合
4. 第 2 項による範囲から外れた補正に対し、その補正前の請求範囲に戻ったり、戻りながら請求範囲を第 1 号から第 3 号までの規定により補正する場合
- ④ 第 1 項第 1 号又は第 2 号による期間に補正をする場合には、それぞれの補正手続きで最後の補正前にした全ての補正は、取下げされたものとみなす。
- ⑤ 外国語特許出願人の場合には第 1 項本文にかかわらず第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文を提出した場合にのみ明細書又は図面を補正することができる。

第 48 条 削除

第 49 条 削除

第 50 条 削除

第 51 条(補正却下) ① 審査官は、第 47 条第 1 項第 2 号及び第 3 号による補正が同条第 2 項又は第 3 項に違反したり、その補正(同条第 3 項第 1 号及び第 4 号による補正のうち請求項を削除する補正は除く)により新しい拒絶理由が発生したものと認められると、決定でその補正を却下しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する補正である場合には、この限りでない。

1. 第 66 条の 2 の規定による職権補正をする場合: その職権補正前にした補正
 2. 第 66 条の 3 の規定による職権再審査をする場合: 取消された特許決定の前にした補正
 3. 第 67 条の 2 の規定による再審査の請求がある場合: その請求前にした補正
- ② 第 1 項による却下決定 は書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。
- ③ 第 1 項による却下決定に対しては不服とすることができない。ただし、第 132 条の 17 による特許拒絶決定に対する審判でその却下決定(第 66 条の 3 の規定による職権再審査をする場合、取消された特許決定の前にした却下決定と第 67 条の 2 の規定による再審査の請求がある場合、その請求前にした却下決定は除く)に対し争う場合には、この限りでない。

第 52 条(分割出願) ① 特許出願人は、2 つ以上の発明を 1 つの特許出願とした場合には、その特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲で次の各号のいずれかに該当する期間にその一部を 1 つ以上の特許出願に分割することができる。ただし、その特許出願が外国語特許出願である場合には、その特許出願に対する第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文が提出された場合にのみ分割することができる。

1. 第 47 条第 1 項により補正をすることができる期間
2. 特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から 30 日(第 15 条第 1 項により第 132 条の 17 による期間が延長された場合、その延長された期間をいう)以内の期間
3. 第 66 条の規定による特許決定又は第 176 条第 1 項の規定による特許拒絶決定取消審決(特許登録を決定した審

決に限定されるが、再審の審決を含む)の謄本の送達を受けた日から3ヶ月以内の期間。但し、第79条の規定による設定登録を受けようとする日が3ヶ月より短い場合には、その日までの期間

②第1項によって分割された特許出願(以下“分割出願”という)がある場合、その分割出願は特許出願した時に提出したものと同みなす。ただし、その分割出願に対して次の各号の規定を適用する場合には、該当分割出願をした時に提出したものと同みなす。

1.分割出願が第29条第3項による他の特許出願又は「実用新案法」第4条第4項による特許出願に該当してこの法第29条第3項又は「実用新案法」第4条第4項を適用する場合

2.第30条第2項を適用する場合

3.第54条第3項を適用する場合

4.第55条第2項を適用する場合

③第1項によって分割出願をしようとする者は、分割出願をするときに特許出願書にその趣旨及び分割の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。

④分割出願の場合に第54条による優先権を主張する者は、同条第4項による書類を同条第5項による期間が過ぎた後にも分割出願をした日から3ヶ月以内に特許庁長に提出することができる。

⑤分割出願が外国語特許出願の場合には、特許出願人は第42条の3第2項による韓国語翻訳文又は同条第3項本文による新しい韓国語翻訳文を同条第2項による期限が過ぎた後にも分割出願をした日から30日となる日までは提出することができる。ただし、第42条の3第3項各号のいずれかに該当する場合には、新しい韓国語翻訳文を提出することができない。

⑥特許出願書に最初に添付した明細書に請求範囲を記載しなかった分割出願に関しては、第42条の2第2項による期限が過ぎた後にも分割出願をした日から30日になる日までは明細書に請求範囲を記載する補正をすることができる。

第53条(変更出願) ①実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲で、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1.その実用新案登録出願に関して最初の拒絶決定謄本が送達された日から30日(「実用新案法」第3条により準用されるこの法第15条第1項により第132条の17による期間が延長された場合には、その延長された期間をいう)が過ぎた場合

2.その実用新案登録出願が「実用新案法」第8条の3第2項による外国語実用新案登録出願である場合であって、変更して出願するとき同じ項による韓国語翻訳文が提出されなかった場合

②第1項により変更された特許出願(以下“変更出願”という)がある場合に、その変更出願は、実用新案登録出願をした時に提出したものと同みなす。ただし、その変更出願が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1.第29条第3項による他の特許出願又は「実用新案法」第4条第4項による特許出願に該当してこの法第29条第3項又は「実用新案法」第4条第4項を適用する場合

2.第30条第2項を適用する場合

3.第54条第3項を適用する場合

4.第55条第2項を適用する場合

③第1項により変更出願をしようとする者は、変更出願をするとき特許出願書にその旨及び変更出願の基礎となった

実用新案登録出願の表示をしなければならない。

④変更出願がある場合には、その実用新案登録出願は取下げられたものとみなす。

⑤ 削除

⑥変更出願の場合に第 54 条による優先権を主張する者は同条第 4 項による書類を同条第 5 項による期間が過ぎた後にも変更出願をした日より 3 ヶ月以内に特許庁長に提出することができる。

⑦特許出願人は、変更出願が外国語特許出願の場合には第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文又は同条第 3 項本文による新しい韓国語翻訳文を同条第 2 項による期限が過ぎた後にも変更出願をした日から 30 日になる日までは提出することができる。ただし、第 42 条の 3 第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、新しい韓国語翻訳文を提出することができない。

⑧特許出願人は、特許出願書に最初に添付した明細書に請求範囲を記載しなかった変更出願の場合、第 42 条の 2 第 2 項による期限が過ぎた後にも変更出願をした日から 30 日になる日まで明細書に請求範囲を記載する補正をすることができる。

第 54 条(条約による優先権主張) ①条約によって次の各号のいずれかに該当する場合には、第 29 条及び第 36 条を適用するときにその当事国に出願した日を大韓民国に特許出願した日とみなす。

1.大韓民国国民に特許出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に特許出願をした後、同一な発明を大韓民国に特許出願して優先権を主張する場合

2.大韓民国国民に特許出願に対する優先権を認める当事国に大韓民国国民が特許出願した後、同一な発明を大韓民国に特許出願して優先権を主張する場合

②第 1 項によって優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から 1 年以内に特許出願しなければこれを主張することができない。

③第 1 項によって優先権を主張しようとする者は、特許出願をするとき特許出願書にその旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日を記載しなければならない。

④第 3 項により優先権を主張した者は、第 1 号の書類又は第 2 号の書面を特許庁長に提出しなければならない。ただし、第 2 号の書面は産業通商資源部令が定める国家の場合のみ該当する。

1.最初に出願した国家の政府が認める書類であって特許出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本

2.最初に出願した国家の特許出願の出願番号及びその他出願を確認することができる情報等、産業通商資源部令で定める事項を記載した書面

⑤第 4 項による書類または書面は、次の各号に該当する日のうち最優先日から 1 年 4 ヶ月以内に提出しなければならない。

1.条約当事国に最初に出願した出願日

2.その特許出願が第 55 条第 1 項による優先権主張を随伴する場合には、その優先権主張の基礎となる出願の出願日

3.その特許出願が第 3 項による他の優先権主張を随伴する場合には、その優先権主張の基礎となる出願の出願日

⑥第 3 項によって優先権を主張した者が第 5 項の期間に第 4 項による書類を提出しなかった場合には、その優先権主張は効力を喪失する。

⑦第 1 項により優先権主張をした者のうち第 2 項の要件を備えた者は、第 5 項による最優先日から 1 年 4 ヶ月以内に

該当優先権主張を補正したり追加することができる。

第 55 条(特許出願等を基礎とした優先権主張) ①特許を受けようとする者は、自身が特許若しくは実用新案登録を受けることができる権利を有した特許出願または実用新案登録出願として先にした出願(以下“先出願”という)の出願書に最初に添付された明細書または図面に記載された発明を基礎にその特許出願した発明に関し優先権を主張することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 1.その特許出願が先出願の出願日から 1 年が過ぎた後に提出された場合
- 2.先出願が、第 52 条第 2 項(「実用新案法」第 11 条により準用される場合を含む)による分割出願若しくは第 53 条第 2 項又は「実用新案法」第 10 条第 2 項による変更出願である場合
- 3.その特許出願をする時に先出願が放棄・無効または取り下げられた場合
- 4.その特許出願をする時に先出願が特許可否の決定、実用新案登録可否の決定または拒絶するという旨の審決が確定された場合

②第 1 項による優先権を主張しようとする者は、特許出願をするとき特許出願書にその旨と先出願の表示をしなければならない。

③第 1 項による優先権主張を随伴する特許出願された発明のうち、該当優先権主張の基礎となった先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明と同じ発明に関し第 29 条第 1 項・第 2 項・同条第 3 項本文、同条第 4 項本文、第 30 条第 1 項、第 36 条第 1 項から第 3 項まで、第 96 条第 1 項第 3 号、第 98 条、第 103 条、第 105 条第 1 項・第 2 項、第 129 条及び第 136 条第 5 項(第 132 条の 3 第 3 項または第 133 条の 2 第 4 項により準用される場合を含む)、「実用新案法」第 7 条第 3 項・第 4 項及び第 25 条、「デザイン保護法」第 95 条及び第 103 条第 3 項を適用するときには、その特許出願はその先出願の出願をした時に特許出願したものとみなす。

④第 1 項による優先権主張を随伴する特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明のうち、該当優先権主張の基礎となった先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明と同じ発明は、その特許出願が出願公開されたり特許が登録公告された時に該当優先権主張の基礎となった先出願に関し出願公開がされたものとみて第 29 条第 3 項本文、同条第 4 項本文又は「実用新案法」第 4 条第 3 項本文・第 4 項本文を適用する。

⑤先出願が次の各号のいずれかに該当すれば、その先出願の出願書に最初に添付された明細書または図面に記載された発明のうち、その先出願に関して優先権主張の基礎となった出願の出願書に最初に添付された明細書または図面に記載された発明に対しては、第 3 項と第 4 項を適用しない。

- 1.先出願が第 1 項による優先権主張を随伴する出願である場合
- 2.先出願が「工業所有権保護のためのパリ条約」第 4 条 D(1)による優先権主張を随伴する出願である場合

⑥第 4 項を適用するとき、先出願が次の各号のいずれかに該当しても第 29 条第 7 項を適用しない。

- 1.先出願が第 201 条第 4 項により取り下げたものとみなす国際特許出願の場合
- 2.先出願が「実用新案法」第 35 条第 4 項により取り下げたものとみなす国際実用新案登録出願の場合

⑦第 1 項による要件を備えて優先権主張をした者は、先出願日(先出願が複数の場合には最先出願日をいう)から 1 年 4 ヶ月以内にその優先権主張を補正したり追加することができる。

第 56 条(先出願の取下げ等) ①第 55 条第 1 項による優先権主張の基礎となった先出願は、その出願日から 1 年 3 ヶ月がすぎたときに取下げられたものとみなす。ただし、その先出願が次の各号のいずれかに該当する場合は、こ

の限りでない。

- 1.放棄、無効または取り下げられた場合
 - 2.特許可否の決定、実用新案登録可否の決定又は拒絶するという旨の審決が確定された場合
 - 3.該当先出願を基礎とした優先権主張が取下げられた場合
- ②第55条第1項による優先権の主張を随伴する特許出願の出願人は、先出願の出願日から1年3ヶ月が過ぎた後にはその優先権の主張を取下げることができない。
- ③第55条第1項による優先権の主張を随伴する特許出願が先出願の出願日から1年3ヶ月以内に取下げられたときには、その優先権主張も同時に取下げられたものとみなす。

第3章 審 査

第57条(審査官による審査) ①特許庁長は、審査官に特許出願を審査させる。

②審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第58条(専門機関の登録等) ①特許庁長は、出願人が特許出願をするとき必要であつたり特許出願を審査(国際出願に対する国際調査及び国際予備審査を含む)するときに必要であると認めれば、第2項による専門機関に微生物の寄託・分譲、先行技術の調査、特許分類の付与、その他大統領令が定める業務を依頼することができる。

②第1項の規定により特許庁長が依頼する業務を遂行しようとする者は、特許庁長に専門機関の登録をしなければならない。

③特許庁長は第1項の業務を効果的に遂行するために、必要であると認める場合には、大統領令で定める専担機関をして専門機関業務に対する管理及び評価に関する業務を代行させることができる。

④特許庁長は、特許出願の審査に必要であると認める場合には、関係行政機関、該当技術分野の専門機関又は特許に関する知識と経験が豊かな者に協調を要請したり意見を聞くことができる。この場合、特許庁長は予算の範囲で手当又は費用を支給することができる。

⑤第2項による専門機関の登録基準、先行技術の調査又は特許分類の付与等の依頼に必要な事項は、大統領令で定める。

第58条の2(専門機関登録の取消など) ①特許庁長は、第58条第2項による専門機関が第1号に該当する場合には、専門機関の登録を取消さなければならず、第2号または第3号に該当する場合にはその登録を取消又は6ヶ月以内に期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 1.虚偽または不正な方法で登録をした場合
 - 2.第58条第5項による登録基準に適合しなくなった場合
 - 3.専門機関の役職員が、特許出願中である発明(国際出願中である発明を含む。)に関して、職務上知り得た秘密を漏洩したり盗用した場合
- ②特許庁長は、第1項により専門機関の登録を取消したり業務停止を命じるためには、聴聞をしなければならない。
- ③第1項による処分の細部基準と手続等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 59 条(特許出願審査の請求) ①特許出願に対し審査請求があるときにのみこれを審査する。

②誰でも特許出願に対し特許出願日から 3 年以内に特許庁長に出願審査の請求をすることができる。ただし、特許出願人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出願審査の請求をすることができない。

1.明細書に請求範囲を記載しなかった場合

2.第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文を提出しなかった場合(外国語特許出願の場合に限定する)

③第 34 条及び第 35 条による正当な権利者の特許出願、分割出願又は変更出願に関しては、第 2 項による期間が過ぎた後にも正当な権利者が特許出願をした日、分割出願をした日又は変更出願をした日からそれぞれ 30 日以内に出願審査の請求をすることができる。

④出願審査の請求は、取下げることができない。

⑤第 2 項又は第 3 項の規定によって出願審査の請求をすることができる期間に出願審査の請求がなければ、その特許出願は取り下げたものとみなす。

第 60 条(出願審査の請求手続) ①出願審査の請求をしようとする者は、次の各号の事項を記載した出願審査請求書の特許庁長に提出しなければならない。

1.請求人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)

2.出願審査の請求対象となる特許出願の表示

②特許庁長は、出願公開前に出願審査の請求があれば出願公開時に、出願公開後に出願審査の請求があれば遅滞なくその旨を特許公報に掲載しなければならない。

③特許庁長は、特許出願人でない者から出願審査の請求があれば、その旨を特許出願人に通知しなければならない。

第 61 条(優先審査) 特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する特許出願に対しては審査官に他の特許出願に優先して審査させることができる。

1.第 64 条による出願公開後、特許出願人でない者が業として特許出願された発明を実施していると認められる場合

2.大統領令が定める特許出願として緊急に処理する必要があると認められる場合

第 62 条(特許拒絶決定) 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかの拒絶理由(以下、“拒絶理由”という。)に該当する場合には、特許拒絶決定をしなければならない。

1.第 25 条・第 29 条・第 32 条・第 36 条第 1 項から第 3 項まで又は第 44 条により特許することができない場合

2.第 33 条第 1 項本文による特許を受けることができる権利を有さなかつたり同項ただし書きにより特許を受けることができない場合

3.条約に違反した場合

4.第 42 条第 3 項・第 4 項・第 8 項又は第 45 条による要件を備えていない場合

5.第 47 条第 2 項による範囲から外れた補正である場合

6.第 52 条第 1 項による範囲から外れた分割出願の場合

7.第 53 条第 1 項による範囲から外れた変更出願の場合

第 63 条(拒絶理由通知) ①審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合、特許出願人に拒絶理由を通知し、期

間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。ただし、第 51 条第 1 項によって却下決定をしようとする場合には、この限りでない。

1. 第 62 条の規定により特許拒絶決定をしようとする場合

2. 第 66 条の 3 第 1 項の規定による職権再審査をし取消された特許決定前に、既に通知した拒絶理由で特許拒絶決定をしようとする場合

②審査官は、請求範囲に複数の請求項がある特許出願に対し第 1 項本文に従い拒絶理由を通知するときには、その通知書に拒絶される請求項を明示し、その請求項に関する拒絶理由を具体的に記載しなければならない。

第 63 条の 2(特許出願に対する情報提供) 特許出願に関し誰でもその特許出願が拒絶理由に該当して特許されることができないという旨の情報を証拠と共に特許庁長に提供することができる。ただし、第 42 条第 3 項第 2 号、同条第 8 項及び第 45 条による要件を備えていない場合には、この限りでない。

第 63 条の 3(外国の審査結果提出命令) 審査官は、第 54 条の規定による優先権主張を伴う特許出願の審査に必要な場合には、期間を定めてその優先権主張の基礎となる出願をした国家の審査結果に対する資料(その審査結果がない場合には、その旨を記す意見書をいう。)を産業通商資源部令で定める方法により提出することを特許出願人に命じることができる。

第 64 条(出願公開) ①特許庁長は、次の各号の区分による日から 1 年 6 ヶ月が過ぎた後又はそれ以前であっても特許出願人が申請した場合には、産業通商資源部令で定めるところに従いその特許出願に関して特許公報に掲載して出願公開をしなければならない。

1. 第 54 条第 1 項による優先権主張を随伴する特許出願の場合: その優先権主張の基礎となった出願日

2. 第 55 条第 1 項による優先権主張を随伴する特許出願の場合: 先出願の出願日

3. 第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項による 2 つ以上の優先権主張を随伴する特許出願の場合: 該当優先権主張の基礎となった出願日のうち最優先日

4. 第 1 号から第 3 項までのいずれかに該当しない特許出願の場合: その特許出願日

②第 1 項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、出願公開をしない。

1. 明細書に請求範囲を記載しなかった場合

2. 第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文を提出しなかった場合(外国語特許出願の場合に限定する)

3. 第 87 条第 3 項により登録公告をした特許の場合

③第 41 条第 1 項により秘密取り扱いされた特許出願の発明に対しては、その発明の秘密取り扱いが解除されるまでその特許出願の出願公開を保留しなければならない。その発明の秘密取り扱いが解除された場合には、遅滞なく第 1 項により出願公開をしなければならない。ただし、その特許出願が設定登録された場合には、出願公開をしない。

④第 1 項の出願公開に関し出願人の氏名・住所及び出願番号等、特許公報に掲載する事項は大統領令で定める。

第 65 条(出願公開の効果) ①特許出願人は、出願公開があった後その特許出願された発明を業として実施した者に特許出願された発明であることを書面をもって警告することができる。

②特許出願人は、第 1 項による警告を受けたり第 64 条により出願公開された発明であることを知りその特許出願された発明を業として実施した者にその警告を受けたり出願公開された発明であることを知った時から特許権の設定登録

をするまでの期間の間その特許発明の実施に対し、合理的に受けることができる金額に相当する補償金の支給を請求することができる。

③第2項による請求権は、その特許出願された発明に対する特許権が設定登録された後にのみ行使することができる。

④第2項による請求権の行使は、特許権の行使に影響を及ぼさない。

⑤第2項による請求権を行使する場合には、第127条・第129条・第132条及び「民法」第760条・第766条を準用する。この場合、「民法」第766条第1項中“被害者若しくはその法定代理人がその損害及び加害者を知った日”は“該当特許権の設定登録日”とみなす。

⑥第64条による出願公開後、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2項による請求権は最初から発生しなかったものとみなす。

1. 特許出願が放棄・無効又は取下げられた場合
2. 特許出願に対し第62条による特許拒絶決定が確定された場合
3. 第132条の13第1項の規定による特許取消決定が確定された場合
4. 第133条による特許を無効にするという審決(同条第1項第4号による場合は除く。)が確定された場合

第66条(特許決定) 審査官は、特許出願に対し拒絶理由を発見することができなければ、特許決定をしなければならない。

第66条の2(職権補正等) ①審査官は、第66条による特許決定をするときに特許出願書に添付された明細書、図面または要約書に記された事項が明らかに間違っている場合には、職権で補正(以下“職権補正”という)することができる。

②第1項により審査官が職権補正をするためには、第67条第2項による特許決定の謄本送達と共にその職権補正事項を特許出願人に知らせなければならない。

③特許出願人は、職権補正事項の全部または一部を受け入れることができなければ、第79条第1項により特許料を出すまでその職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。

④特許出願人が第3項の規定により意見書を提出した場合、該当職権補正事項の全部又は一部は始めからなかったものとみなす。この場合、その特許決定も共に取消されたものとみなす。ただし、特許出願書に添付された要約書に関する職権補正事項の全部または一部のみ始めからなかったものとみなす場合には、この限りでない。

⑤削除

第66条の3(特許決定以後の職権再審査) ①審査官は、特許決定された特許出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合には、職権で特許決定を取消し、その特許出願を再審査(以下「職権再審査」という。)することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 拒絶理由が第42条第3項第2号、同条第8項および第45条の規定による要件に関するものである場合
2. その特許決定により特許権が設定登録された場合
3. その特許出願が取り下げられたり、放棄された場合

②第1項の規定により審査官が職権再審査をするには、特許決定を取消すという事実を特許出願人に通知しなければならない。

③特許出願人が第2項の規定による通知を受ける前に、その特許出願が第1項第2号または第3号に該当することになった場合には、特許決定の取消しは始めからなかったものとみなす。

第67条(特許可否決定の方式) ①特許決定及び特許拒絶決定(以下、“特許可否決定”という)は書面をもって行わなければならない、その理由を付さなければならない。

②特許庁長は、特許可否決定がある場合には、その決定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

第67条の2(再審査の請求) ①特許出願人は、その特許出願に関し特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日(第15条第1項により第132条の17による期間が延長された場合その延長された期間をいう)以内にその特許出願の出願書または図面を補正して該当特許出願に関し再審査(以下“再審査”という)を請求することができる。ただし、再審査を請求するときに既に再審査による特許拒絶決定があったり第132条の17による審判請求がある場合には、この限りでない。

②特許出願人は、第1項による再審査の請求と共に意見書を提出することができる。

③第1項により再審査が請求された場合、その特許出願に対し従前になされた特許拒絶決定は取り消されたものとみなす。ただし、再審査の請求手続が第16条第1項により無効になった場合には、この限りでない。

④第1項による再審査の請求は取り下げることができない。

第68条(審判規定の審査への準用) 特許出願の審査に関しては、第148条第1号から第5号まで及び第7号を準用する。

第69条 削除

第70条 削除

第71条 削除

第72条 削除

第73条 削除

第74条 削除

第75条 削除

第76条 削除

第77条 削除

第 78 条(審査又は訴訟手続の中止) ①特許出願の審査に必要な場合には、特許取消申請に対する決定や審決が確定されるまで又は訴訟手続が完結されるまでその審査の手続を中止することができる。

②法院は、訴訟に必要な場合には特許出願に対する特許可否決定が確定されるまでその訴訟手続を中止することができる。

③第 1 項及び第 2 項による中止に対しては、不服とすることができない。

第 78 条の 2 削除

第 4 章 特許料及び特許登録等

第 79 条(特許料) ①第 87 条第 1 項による特許権の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようとする日(以下“設定登録日”という)から 3 年分の特許料を出さなければならず、特許権者はその翌年からの特許料を該当権利の設定登録日に該当する日を基準に毎年 1 年分ずつ出さなければならない。

②第 1 項にかかわらず特許権者はその翌年からの特許料はその納付年度の順序により数年分または全ての年度分を共に出すことができる。

③第 1 項及び第 2 項による特許料、その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第 80 条(利害関係人による特許料の納付) ①利害関係人は、特許料を出すべき者の意思と関係なく特許料を出すことができる。

②利害関係人は、第 1 項により特許料を出した場合には、出すべき者が現在利益を得た限度でその費用の償還を請求することができる。

第 81 条(特許料の追加納付等) ①特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者は、第 79 条第 3 項による納付期間が過ぎた後にも 6 ヶ月以内(以下、“追加納付期間”という)に特許料を追加で出すことができる。

②第 1 項により特許料を追加で出すときには、出すべき特許料の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定めた金額を納付しなければならない。

③追加納付期間に特許料を出さなかった場合(追加納付期間が終わっても第 81 条の 2 第 2 項による補填期間が終わらなかった場合にはその補填期間に補填しなかった場合をいう)には、特許権の設定登録を受けようとする者の特許出願は放棄したものとみなし、特許権者の特許権は第 79 条第 1 項または第 2 項により出した特許料に該当される期間が終わる日の翌日に遡及して消滅されたものとみなす。

第 81 条の 2(特許料の補填) ①特許庁長は、特許権の設定登録を受けようとする者または特許権者が第 79 条第 3 項または第 81 条第 1 項による期間に特許料の一部を出さなかった場合には、特許料の補填を命じなければならない。

②第 1 項により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 ヶ月以内(以下“補填期間”という)に特許料を補填することができる。

③第 2 項により特許料を補填する者は、出さなかった金額の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定めた金額を出さな

なければならない。

第 81 条の 3(特許料の追加納付または補填による特許出願と特許権の回復等) ①特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が責任を負うことができない事由で追加納付期間に特許料を出さなかったり補填期間に補填しなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内にその特許料を出したり補填することができる。ただし、追加納付期間の満了日または補填期間の満了日のうち遅い日から 1 年が過ぎたときには、この限りでない。

②第 1 項により特許料を出したり補填した者は、第 81 条第 3 項にかかわらずその特許出願を放棄しなかったものとみなし、その特許権は継続して存続していたものとみなす。

③追加納付期間に特許料を出さなかったり補填期間に補填せず特許発明の特許権が消滅した場合、その特許権者は追加納付期間または補填期間満了日から 3 ヶ月以内に第 79 条による特許料の 2 倍を出し、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合その特許権は継続して存続していたものとみなす。

④第 2 項または第 3 項による特許出願又は特許権の効力は、追加納付期間又は補填期間が過ぎた日から特許料を出した領域補填した日までの期間(以下、本条で“効力制限期間”という)中に他人が特許発明された発明または特許発明を実施した行為に対しては、その効力が及ばない。

⑤効力制限期間中に国内で善意で第 2 項または第 3 項による特許出願された発明又は特許発明を行として実施したりこれを準備している者は、その実施したり準備している発明又は事業の目的の範囲でその特許出願された発明又は特許発明に対する特許権に対して通常実施権を有する。

⑥第 5 項によって通常実施権を有した者は、特許権者又は専用実施権者に相当した代価を支給しなければならない。

⑦第 1 項本文による納付若しくは補填又は第 3 項前段による申請に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 82 条(手数料) ①特許に関する手続を踏む者は、手数料を出さなければならない。

②特許出願人でない者が出願審査の請求をした後、その特許出願書に添付した明細書を補正して請求範囲に記載した請求項の数が増加したときには、その増加した請求項に関して出さなければならない審査請求料は特許出願人が出さなければならない。

③第 1 項による手数料、その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 83 条(特許料又は手数料の減免) ①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する特許料及び手数料は第 79 条及び第 82 条にかかわらず免除する。

1. 国家に属する特許出願又は特許権に関する手数料又は特許料

2. 第 133 条第 1 項、第 134 条第 1 項、第 2 項又は第 137 条第 1 項による審査官の無効審判請求に対する手数料

②特許庁長は、「国民基礎生活保障法」による医療給与受給者及び産業通商資源部令で定める者がした特許出願又はその特許出願して受けた特許権に対しては、第 79 条及び第 82 条にかかわらず産業通商資源部令で定める特許料及び手数料を減免することができる。

③第 2 項によって特許料及び手数料の減免を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。

第 84 条(特許料等の返還) ①納付された特許料及び手数料は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ納付した者の請求により返還する。

- 1.間違って納付された特許料及び手数料
2. 第 132 条の 13 第 1 項の規定による特許取消決定や特許を無効にするという審決が確定された年度の翌年からの特許料該当分
- 3.特許権の存続期間の延長登録を無効にするという審決が確定された年度の翌年からの特許料該当分
- 4.特許出願(分割出願、変更出願及び第 61 条による優先審査の申請をした特許出願は除く)後 1 ヶ月以内にその特許出願を取下げたり放棄した場合に、既に出した手数料のうち特許出願料及び特許出願の優先権主張申請料
- 5.出願審査の請求をした以後、次の各目中いずれかがある前まで特許出願を取り下げ(第 53 条第 4 項又は第 56 条第 1 項本文の規定により取り下げられたものとみなす場合を含む。)または放棄した場合、すでに出した審査請求料
 - イ.第 36 条第 6 項の規定による協議結果の申告命令(同一人による特許出願に限る。)
 - ロ.第 58 条第 1 項の規定により依頼された先行技術の調査業務に対する結果通知
 - ハ.第 63 条の規定による拒絶理由通知
 - ニ.第 67 条第 2 項の規定による特許決定の謄本送達
6. 特許権を放棄した年の翌年からの特許料該当分
7. 第 176 条第 1 項の規定により特許拒絶決定または特許権の存続期間の延長登録拒絶決定が取り消された場合(第 184 条の規定により、再審の手続で準用される場合を含むが、審判または再審のうち第 170 条第 1 項の規定により準用される第 47 条第 1 項第 1 号または第 2 号による補正がある場合は除く)に既に出した手数料のうち審判請求料(再審の場合には、再審請求料をいう。以下この条において同じ。)
8. 審判請求が第 141 条第 2 項の規定により決定で却下され、その決定が確定された場合(第 184 条の規定により再審の手続で準用される場合を含む。)に既に出した審判請求料の 2 分の 1 に該当する金額
9. 審理の終結の通知を受け取るまで、第 155 条第 1 項の規定による参加申請を取り下げた場合(第 184 条の規定により、再審の手続で準用される場合を含む。)に既に出した手数料のうち参加申請料の 2 分の 1 に該当する金額
10. 第 155 条第 1 項の規定による参加申請が決定で拒否された場合(第 184 条の規定により、再審の手続で準用される場合を含む。)に既に出した手数料のうち参加申請料の 2 分の 1 に該当する金額
11. 審理の終結の通知を受け取るまで、審判請求を取り下げた場合(第 184 条の規定により、再審の手続で準用される場合を含む。)に既に出した手数料のうち審判請求料の 2 分の 1 に該当する金額
- ②特許庁長または特許審判院長は、納付した特許料及び手数料が第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、その事実を納付した者に通知しなければならない。
- ③第 1 項による特許料及び手数料の返還請求は、第 2 項による通知を受けた日から 3 年が過ぎるとすることができない。

第 85 条(特許原簿) ①特許庁長は、特許庁に特許原簿を備えておいて次の各号の事項を登録する。

- 1.特許権の設定・移転・消滅・回復・処分の制限又は存続期間の延長
- 2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限
- 3.特許権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限
- ②第 1 項による特許原簿は、その全部又は一部を電子的記録媒体等で作成することができる。
- ③第 1 項及び第 2 項に規定した事項以外の登録事項及び登録手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ④特許発明の明細書及び図面、その他大統領令で定める書類は、特許原簿の一部とみなす。

第 86 条(特許証の発給) ①特許庁長は、特許権の設定登録があった場合には、産業通商資源部令で定めるところに従い特許権者に特許証を発給しなければならない。

②特許庁長は、特許証が特許原簿若しくはその他の書類と合わなければ、申請によって又は職権で特許証を回収して訂正発給したり新しい特許証を発給しなければならない。

③特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には決定、審決または移転登録による新たな特許証を発給しなければならない。

1. 特許発明の明細書または図面の訂正を認めるという趣旨の決定または審決が確定された場合、
2. 第 99 条の 2 第 2 項の規定により特許権が移転登録された場合

第 5 章 特許権

第 87 条(特許権の設定登録及び登録公告) ①特許権は、設定登録によって発生する。

②特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特許権を設定するための登録をしなければならない。

1. 第 79 条第 1 項によって特許料を出したとき
2. 第 81 条第 1 項により特許料を追加で出したとき
3. 第 81 条の 2 第 2 項により特許料を補填したとき
4. 第 81 条の 3 第 1 項により特許料を出したり補填したとき
5. 第 83 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項によってその特許料が免除されたとき

③特許庁長は、第 2 項により登録された場合には、次の各号の事項を特許公報に掲載し登録公告をしなければならない。

1. 特許権者の氏名および住所(法人である場合には、その名称および営業所の所在地をいう。)
2. 特許出願番号および出願年月日
3. 発明者の氏名および住所
4. 特許出願書に添付された要約書
5. 特許番号および設定登録年月日
6. 登録公告年月日
7. 第 63 条第 1 項各号以外の部分の本文により通知した拒絶理由に先行技術に関する情報(先行技術が記されている刊行物の名称とそのほかに先行技術に関する情報の所在地をいう。)が含まれている場合、その情報
8. その他に大統領令で定める事項

④秘密取扱いが必要な特許発明に対しては、その発明の秘密取扱いが解除されるまでその特許の登録公告を保留しなければならない、その発明の秘密取扱いが解除された場合には遅滞なく第 3 項により登録公告をしなければならない。

⑤削除

第 88 条(特許権の存続期間) ①特許権の存続期間は、第 87 条第 1 項により特許権を設定登録した日から特許出願日後 20 年になる日までとする。

②正当な権利者の特許出願が第 34 条又は第 35 条によって特許された場合には、第 1 項の特許権の存続期間は無権利者の特許出願日の翌日から起算する。

第 89 条(許可等に伴う特許権の存続期間の延長) ①特許発明を実施するために他の法令によって許可を受けたり登録等をしなければならず、その許可又は登録等(以下、“許可等”という。)のために必要な有効性・安全性等の試験によって長期間が所要される大統領令で定める発明である場合には、第 88 条第 1 項にかかわらずその実施することができなかった期間に対して 5 年の期間までその特許権の存続期間を 1 度だけ延長することができる。

②第 1 項を適用するとき許可等を受けた者に責任ある事由で所要された期間は、第 1 項の“実施することができなかった期間”に含まれない。

第 90 条(許可等に伴う特許権の存続期間の延長登録出願) ①第 89 条第 1 項によって特許権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下、この条及び第 91 条で“延長登録出願人”という。)は、次の各号の事項を記載した特許権の存続期間の延長登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

- 1.延長登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
 - 2.延長登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
 - 3.延長対象特許権の特許番号及び延長対象特許請求の範囲の表示
 - 4.延長申請の期間
 - 5.第 89 条第 1 項による許可等の内容
 - 6.産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明することができる資料を添付しなければならない。)
- ②第 1 項による特許権の存続期間の延長登録出願は、第 89 条第 1 項による許可等を受けた日から 3 ヶ月以内に出願しなければならない。ただし、第 88 条による特許権の存続期間の満了前 6 ヶ月以後にはその特許権の存続期間の延長登録出願をすることができない。
- ③特許権が共有の場合には、共有者全員が共同で特許権の存続期間の延長登録出願をしなければならない。
- ④第 1 項による特許権の存続期間の延長登録出願があれば、その存続期間は延長されたものとみなす。ただし、その出願に関して第 91 条の延長登録拒絶決定が確定された場合には、この限りでない。
- ⑤特許庁長は、第 1 項による特許権の存続期間の延長登録出願があれば、第 1 項各号の事項を特許公報に掲載しなければならない。
- ⑥延長登録出願人は、特許庁長が延長登録可否決定謄本を送達する前まで延長登録出願書に記載されている事項のうち、第 1 項第 3 号から第 6 号までの事項(第 3 号のうち延長対象特許権の特許番号は除く。))に対して補正することができる。ただし、第 93 条により準用される拒絶理由通知を受けた後には該当拒絶理由通知による意見書提出期間にのみ補正することができる。

第 91 条(許可等による特許権の存続期間の延長登録拒絶決定) 審査官は、第 90 条による特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その出願に対して延長登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.その特許発明の実施が第 89 条第 1 項による許可等を受ける必要があるものと認められない場合
- 2.その特許権者又はその特許権の専用実施権若しくは登録された通常実施権を有した者が第 89 条第 1 項による許

可等を受けなかった場合

- 3.延長申請の期間が第 89 条によって認められるその特許発明を実施することができなかった期間を超過する場合
- 4.延長登録出願人が当該特許権者でない場合
- 5.第 90 条第 3 項に違反して延長登録出願をした場合

第 92 条(許可等による特許権の存続期間の延長登録決定等) ①審査官は、第 90 条による特許権の存続期間の延長登録出願に対して第 91 条各号のいずれかに該当する事由を発見することができないときには、延長登録決定をしなければならない。

②特許庁長は、第 1 項による延長登録決定をした場合には、特許権の存続期間の延長を特許原簿に登録しなければならない。

③特許庁長は、第 2 項による登録をした場合には、次の各号の事項を特許公報に掲載しなければならない。

- 1.特許権者の氏名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)
- 2.特許番号
- 3.延長登録の年月日
- 4.延長期間
- 5.第 89 条第 1 項による許可等の内容

第 92 条の 2(登録遅延に伴う特許権の存続期間の延長) ①特許出願に対し特許出願日から 4 年と出願審査請求日から 3 年のうち遅い日より遅延されて特許権の設定登録がなされる場合には、第 88 条第 1 項にもかかわらずその遅延された期間だけ該当特許権の存続期間を延長することができる。

②第 1 項の規定を適用するにおいて、出願人により遅延された期間は第 1 項による特許権の存続期間の延長から除外される。但し、出願人により遅延された期間が重なる場合には、特許権の存続期間の延長から除外される期間は出願人により実際遅延された期間を超過してはいけない。

③第 2 項で“出願人により遅延された期間”に関する事項は、大統領令で定める。

④第 1 項により特許出願日から 4 年を起算するときには、第 34 条、第 35 条、第 52 条第 2 項、第 53 条第 2 項、第 199 条第 1 項及び第 214 条第 4 項にもかかわらず次の各号に該当する日を特許出願日と見る。

- 1.第 34 条又は第 35 条による正当な権利者の特許出願の場合には正当な権利者が出願をした日
- 2.第 52 条による分割出願の場合には分割出願をした日
- 3.第 53 条による変更出願の場合には変更出願をした日
- 4.第 199 条第 1 項により特許出願と見る国際出願の場合には第 203 条第 1 項各号の事項を記載した書面を提出した日
- 5.第 214 条により特許出願と見る国際出願の場合には国際出願の出願人が第 214 条第 1 項により決定を申請した日
- 6.第 1 号から第 5 号までの規定のうちいずれかに該当しない特許出願に対してはその特許出願日

第 92 条の 3(登録遅延に伴う特許権の存続期間の延長登録出願) ①第 92 条の 2 により特許権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下、この条及び第 92 条の 4 で“延長登録出願人”という)は、次の各号の事項を記した特許権の存続期間の延長登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

- 1.延長登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
 - 2.延長登録出願人の代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
 - 3.延長対象特許権の特許番号
 - 4.延長申請の期間
 - 5.産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明することができる資料を添付しなければならない。)
- ②第1項による特許権の存続期間の延長登録出願は、特許権の設定登録日から3ヶ月以内に出願しなければならない。
- ③特許権が共有の場合には、共有者全員が共同で特許権の存続期間の延長登録出願をしなければならない。
- ④延長登録出願人は、審査官が特許権の存続期間の延長登録可否決定前まで延長登録出願書に記載された事項のうち第1項第4号及び第5号の事項に対し補正することができる。但し、第93条により準用される拒絶理由通知を受けたあとには該当拒絶理由通知による意見書提出期間にのみ補正することができる。

第92条の4(登録遅延に伴う特許権の存続期間の延長登録拒絶決定) ①審査官は、第92条の3による特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その出願に対し延長登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.延長申請の期間が第92条の2により認められる延長の期間を超過した場合
- 2.延長登録出願人が該当特許権者でない場合
- 3.第92条の3第3項に違反して延長登録出願をした場合

第92条の5(登録遅延に伴う特許権の存続期間の延長登録決定等) ①審査官は、第92条の3による特許権の存続期間の延長登録出願に対し第92条の4各号のいずれかに該当する事由を発見することができない場合には、延長登録決定をしなければならない。

- ②特許庁長は、第1項の延長登録決定があれば特許権の存続期間の延長を特許原簿に登録しなければならない。
- ③第2項による登録があれば、次の各号の事項を特許公報に掲載しなければならない。

- 1.特許権者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
- 2.特許番号
- 3.延長登録年月日
- 4.延長期間

第93条(準用規定) 特許権の存続期間の延長登録出願の審査に関しては、第57条第1項、第63条、第67条、第148条第1号から第5号まで及び同条第7号を準用する。

第94条(特許権の効力) ①特許権者は、業として特許発明を実施する権利を独占する。ただし、その特許権に関して専用実施権を設定したときには、第100条第2項によって 専用実施権者がその特許発明を実施する権利を独占する範囲では、この限りでない。

②特許発明の実施が、第2条第3号ロ目による方法の使用を請約する行為である場合、特許権の効力は、その方法の使用が特許権または専用実施権を侵害するということを知りながら、その方法の使用を請約する行為にのみ及ぶ。

第 95 条(許可等による存続期間が延長された場合の特許権の効力) 第 90 条第 4 項により特許権の存続期間が延長された特許権の効力は、その延長登録の理由となった許可等の対象物(その許可等において、物に対し特定の用途が定められている場合にはその用途に使用される物)に関するその特許発明の実施行為にのみ及ぶ。

第 96 条(特許権の効力が及ばない範囲) ①特許権の効力は、次の各号のいずれかに該当する事項には及ばない。

1. 研究または試験(「薬事法」による医薬品の品目許可・品目申告及び「農薬管理法」による農薬の登録のための研究または試験を含む)をするための特許発明の実施

2. 韓国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車両又はこれに使用される機械・器具・装置その他の物

3. 特許出願したときから韓国内にある物

②複数の医薬[人の病気の診断・軽減・治療・処置又は予防のために使用される物をいう。以下同じ。]が混合されて製造される医薬の発明又は複数の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に関する特許権の効力は、「薬事法」による調剤行為とその調剤による医薬には及ばない。

第 97 条(特許発明の保護範囲) 特許発明の保護範囲は、請求範囲に記載されている事項によって定められる。

第 98 条(他人の特許発明等との関係) 特許権者・専用実施権者又は通常実施権者は、特許発明がその特許発明の特許出願日前に出願された他人の特許発明・登録実用新案又は登録デザイン若しくはそのデザインと類似したデザインを利用したり特許権がその特許発明の特許出願日前に出願された他人のデザイン権又は商標権と抵触される場合には、その特許権者・実用新案権者・デザイン権者又は商標権者の許諾を得ずには自己の特許発明を業として実施することができない。

第 99 条(特許権の移転及び共有等) ①特許権は移転することができる。

②特許権が共有の場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければその持ち分を譲渡したりその持ち分を目的とする質権を設定することができない。

③特許権が共有の場合には、各共有者は契約で特別に約定した場合を除いては、他の共有者の同意を得ずにその特許発明を自身が実施することができる。

④特許権が共有の場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければ、その特許権に対して専用実施権を設定したり通常実施権を許諾することができない。

第 99 条の 2(特許権の移転請求) ①特許が第 133 条第 1 項第 2 号の本文に該当する場合に、特許を受けることができる権利を有する者は、法院に該当特許権の移転(特許を受けることができる権利が共有である場合には、その持分の移転をいう。)を請求することができる。

②第 1 項の請求に基づいて特許権が移転登録された場合には、次の各号の権利は、その特許権が設定登録された日から移転登録を受けた者にあるものとみなす。

1. 該当特許権

2. 第 65 条第 2 項の規定による補償金支給請求権

3. 第 207 条第 4 項の規定による補償金支給請求権

③第1項の請求により共有の特許権の持分を移転する場合には、第99条第2項の規定にかかわらず、他の共有者の同意を得なくても、その持分を移転することができる。

第100条(専用実施権) ①特許権者は、その特許権に対して他人に専用実施権を設定することができる。

②専用実施権の設定を受けた専用実施権者は、その設定行為で定めた範囲でその特許発明を行として実施をする権利を独占する。

③専用実施権者は、次の各号の場合を除いては、特許権者の同意を得なければ専用実施権を移転することができない。

1.専用実施権を実施事業と共に移転する場合

2.相続若しくはその他の一般承継の場合

④専用実施権者は、特許権者の同意を得なければ、その専用実施権を目的とする質権を設定したり通常実施権を許諾することができない。

⑤専用実施権に関しては第99条第2項から第4項までの規定を準用する。

第101条(特許権及び専用実施権の登録の効力) ①次の各号のいずれかに該当する事項は、登録しなければその効力が発生しない。

1.特許権の移転(相続その他の一般承継による場合は除く。)放棄による消滅又は処分の制限

2.専用実施権の設定・移転(相続その他の一般承継による場合は除く。）・変更・消滅(混同による場合は除く。)又は処分の制限

3.特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定・移転(相続若しくはその他の一般承継による場合は除く。)・変更・消滅(混同による場合は除く。)又は処分の制限

②第1項各号による特許権・専用実施権及び質権の相続若しくはその他の一般承継の場合には、遅滞なくその旨を特許庁長に申告しなければならない。

第102条(通常実施権) ①特許権者は、その特許権に対して他人に通常実施権を許諾することができる。

②通常実施権者は、この法によって又は設定行為で定めた範囲で特許発明を業として実施することができる権利を有する。

③第107条による通常実施権は、実施事業と共に移転する場合にのみ移転することができる。

④第138条、「実用新案法」第32条又は「デザイン保護法」第123条による通常実施権は、その通常実施権者の該当特許権・実用新案権又はデザイン権と共に移転され、該当特許権・実用新案権又はデザイン権が消滅されると共に消滅する。

⑤第3項及び第4項による通常実施権以外の通常実施権は、実施事業と共に移転する場合又は相続若しくはその他の一般承継の場合を除いては、特許権者(専用実施権に関する通常実施権の場合には特許権者及び専用実施権者)の同意を得なければ、移転することができない。

⑥第3項及び第4項による通常実施権以外の通常実施権は、特許権者(専用実施権に関する通常実施権の場合には特許権者及び専用実施権者)の同意を得なければ、その通常実施権を目的とする質権を設定することができない。

⑦通常実施権に関しては、第99条第2項及び第3項を準用する。

第 103 条(先使用による通常実施権) 特許出願時にその特許出願された発明の内容を知らずにその発明をしたり、その発明をした者から知って韓国国内でその発明の実施事業をしたり、これを準備している者は、その実施したり準備している発明及び事業の目的の範囲でその特許出願された発明に対する特許権に対して通常実施権を有する。

第 103 条の 2(特許権の移転請求に伴う移転登録前の実施による通常実施権) ①次の各号のいずれかに該当する者が第 99 条の 2 第 2 項の規定による特許権の移転登録がある前に、該当特許が第 133 条第 1 項第 2 号本文に該当することを知らず、国内で該当発明の実施事業をしたりこれを準備している場合には、その実施したり準備をしている発明および事業目的の範囲で、その特許権に対し通常実施権を有する。

1. 移転登録された特許の原特許権者
 2. 移転登録された特許権に対し移転登録ときに、すでに専用実施権や通常実施権またはその専用実施権に対する通常実施権を取得し登録を受けた者。ただし、第 118 条第 2 項の規定による通常実施権を取得した者は登録を必要としない。
- ②第 1 項の規定により通常実施権を有する者は、移転登録された特許権者に相当の対価を支払わなければならない。

第 104 条(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権) ①次の各号のいずれかに該当する者が特許又は実用新案登録に対する無効審判請求の登録前に自己の特許発明または登録実用新案が無効事由に該当することを知らずに韓国国内でその発明又は考案の実施事業をしたりこれを準備している場合には、その実施したり準備をしている発明又は考案及び事業の目的の範囲でその特許権に対して通常実施権を有したり特許若しくは実用新案登録が無効となったときに存在する特許権の専用実施権に対して通常実施権を有する。

1. 同一な発明に対する複数の特許のうち、その 1 つの特許を無効とした場合、その無効となった特許の原特許権者
 2. 特許発明と登録実用新案が同一でその実用新案登録を無効とした場合、その無効となった実用新案登録の原実用新案権者
 3. 特許を無効とし同一な発明に関して正当な権利者に特許をした場合、その無効となった特許の原特許権者
 4. 実用新案登録を無効としその考案と同一な発明に関して正当な権利者に特許をした場合、その無効となった実用新案の原実用新案権者
- ②第 1 号から第 4 号までの場合において、その無効となった特許権又は実用新案権に対して無効審判請求の登録ときに既に専用実施権若しくは通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得し登録を受けた者。ただし、第 118 条第 2 項による通常実施権を取得した者は登録を必要としない。
- ②第 1 項によって通常実施権を有した者は、特許権者又は専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第 105 条(デザイン権の存続期間満了後の通常実施権) ①特許出願日前又は特許出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権がその特許権と抵触される場合、そのデザイン権の存続期間が満了されるときには、そのデザイン権者はそのデザイン権の範囲でその特許権に対し通常実施権を有したりそのデザイン権の存続期間満了当時存在するその特許権の専用実施権に対し通常実施権を有する。

②特許出願日前又は特許出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権がその特許権と抵触される場合、そのデザイン権の存続期間が満了されるときには、次の各号のいずれかに該当する権利を有した者は、原権利の範囲でその特許権に対し通常実施権を有したりそのデザイン権の存続期間満了当時存在するその特許権の専用実施権に対し通常実施権を有する。

- 1.そのデザイン権の存続期間満了当時存在するそのデザイン権に対する専用実施権
- 2.そのデザイン権若しくはそのデザイン権に対する専用実施権に対し「デザイン保護法」第104条第1項により効力が発生した通常実施権
- ③第2項によって通常実施権を有した者は、特許権者又は専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第106条(特許権の収用) ①政府は、特許発明が戦時、事変またはこれに準する非常時に国防上必要な場合には、特許権を収用することができる。

- ②特許権が収用される場合には、その特許発明に関する特許権以外の権利は消滅される。
- ③政府は、第1項により特許権を収用する場合には、特許権者、専用実施権者または通常実施権者に対して、正当な補償金を支給しなければならない。
- ④特許権の収用及び補償金の支給に必要な事項は、大統領令で定める。

第106条の2(政府等による特許発明の実施) ①政府は、特許発明が国家非常事態、極度の緊急状況または公共の利益のために非商業的に実施する必要があると認める場合には、その特許発明を実施したり政府以外の者に実施させることができる。

- ②政府または第1項による政府以外の者は、他人の特許権が存在するという事実を知ったり知ることができるときには、第1項による実施事実を特許権者、専用実施権者または通常実施権者に迅速に通知しなければならない。
- ③政府または第1項による政府以外の者は、第1項により特許発明を実施する場合には、特許権者、専用実施権者または通常実施権者に正当な補償金を支給しなければならない。
- ④特許発明の実施及び補償金の支給に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第107条(通常実施権設定の裁定) ①特許発明の実施をしようとする者は、特許発明が次の各号のいずれかに該当し、その特許発明の特許権者または専用実施権者と合理的な条件で通常実施権許諾に関する協議(以下、この条で“協議”という。)をしたが、合議が成り立たない場合または協議ができない場合には、特許庁長に通常実施権設定に関する裁定(以下、“裁定”という。)を請求することができる。ただし、公共の利益のために非商業的に実施する場合と第4号に該当する場合には協議なしでも裁定を請求することができる。

- 1.特許発明が天災地変若しくはその他の不可抗力又は大統領令で定める正当な理由なしに継続して3年以上韓国内で実施されていない場合
- 2.特許発明が正当な理由なしに継続して3年以上韓国内で相当した営業的規模で実施されていないかつたり適当な程度と条件で国内需要を満たすことができなかった場合
- 3.特許発明の実施が公共の利益のために特に必要な場合
- 4.司法的手続又は行政的手続によって不公正取引行為と判定された事項を是正するために特許発明を実施する必要がある場合
- 5.自国民多数の保健を脅威する疾病を治療するために医薬品(医薬品生産に必要な有効成分、医薬品使用に必要な診断キットを含む。)を輸入しようとする国家(以下、この条で“輸入国”という。)にその医薬品を輸出することができるように特許発明を実施する必要がある場合
- ②特許出願日から4年を経過していない特許発明に関しては、第1項第1号及び第2号を適用しない。
- ③特許庁長は、裁定をする場合、請求別に通常実施権設定の必要性を検討しなければならない。

④特許庁長は、第 1 項第 1 号から第 3 号までまたは第 5 号による裁定をする場合、裁定を受ける者に次の各号の条件を付さなければならない。

1. 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による裁定の場合には、通常実施権を国内の需要充足のための供給を主目的に実施すること

2. 第 1 項第 5 号による裁定の場合には、生産された医薬品全量を輸入国に輸出すること

⑤特許庁長は、裁定をする場合、相当した対価が支給されることができるようにななければならない。この場合、第 1 項第 4 号または第 5 号による裁定をする場合には、次の各号の事項を対価決定に考慮することができる。

1. 第 1 項第 4 号による裁定の場合には不公正取引行為を是正するための趣旨

2. 第 1 項第 5 号による裁定の場合には、その特許発明を実施することにより発生する輸入国での経済的価値

⑥半導体技術に対しては、第 1 項第 3 号(公共の利益のための非商業的に実施する場合にのみ該当する。)または第 4 号の場合にのみ裁定を請求することができる。

⑦輸入国は世界貿易機構会員国のうち世界貿易機構に次の各号の事項を通知した国家または世界貿易機構会員国でない国家のうち大統領令で定める国家として次の各号の事項を大韓民国政府に通知した国家の場合だけ該当する。

1. 輸入国が必要とする医薬品の名称と数量

2. 国際連合総会の決議による最貧開発途上国でない場合、該当医薬品の生産のための製造能力がなかったり不足であるとの輸入国の確認

3. 輸入国で該当医薬品が特許された場合、強制的な実施を許諾したり許諾する意思があるとのその国家の確認

⑧第 1 項第 5 号の規定による医薬品は次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 特許された医薬品

2. 特許された製造方法で生産された医薬品

3. 医薬品生産に必要な特許された有効成分

4. 医薬品使用に必要な特許された診断キット

⑨裁定を請求する者が提出すべき書類、その他裁定に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 108 条(答弁書の提出) 特許庁長は、裁定の請求があれば、その請求書の副本をその請求に関連した特許権者・専用実施権者、その他その特許に関して登録をした権利を有する者に送達し、期間を定めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

第 109 条(産業財産権紛争調整委員会及び関係部処の長の意見の聴取) 特許庁長は、裁定をするとき必要であると認める場合には「発明振興法」第 41 条による産業財産権紛争調整委員会及び関係部処の長の意見を聴くことができ、関係行政機関や関係人に協調を求めることができる。

第 110 条(裁定の方式等) ①裁定は書面をもって行い、その理由を明示しなければならない。

②第 1 項による裁定には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 通常実施権の範囲及び期間

2. 対価とその支給方法及び支給時期

3. 第 107 条第 1 項第 5 号による裁定の場合には、その特許発明の特許権者・専用実施権者または通常実施権者(裁

定による場合を除く。)が供給する医薬品と外観上区分できる包装・表示及び裁定で定めた事項を公示するインターネット住所

4.その他裁定を受けた者がその特許発明を実施する場合、法令または条約による内容を履行するために必要な遵守事項

③特許庁長は、正当な事由がある場合を除いては裁定請求日から6ヶ月以内に裁定に関する決定をしなければならない。

④第107条第1項第5号による裁定請求が同条第7項及び第8項に該当し、同条第9項による書類が全て提出された場合には、特許庁長は正当な事由がある場合を除いては通常実施権設定の裁定をしなければならない。

第111条(裁定書謄本の送達) ①特許庁長は、裁定をした場合には、当事者及びその特許に関して登録をした権利を有する者に裁定書の謄本を送達しなければならない。

②第1項によって当事者に裁定書の謄本が送達されたときには、裁定書に記載されたところに従い当事者間に協議が成立されたものとみなす。

第111条の2(裁定書の変更) ①裁定を受けた者は、裁定書に記載されている第110条第2項第3号の事項に関して変更が必要であれば、その原因を証明する書類を添付して特許庁長に変更請求することができる。

②特許庁長は、第1項による請求が理由あると認められると、裁定書に記載されている事項を変更することができる。この場合、理解関係人の意見を聴かなければならない。

③第2項の場合に関しては、第111項を準用する。

第112条(対価の供託) 第110条第2項第2号による対価を支給しなければならない者は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその対価を供託しなければならない。

- 1.対価を受ける者が受領を拒否したり受領することができない場合
- 2.対価に対して第190条第1項による訴訟が提起された場合
- 3.該当特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されている場合。ただし、質権者の同意を得たときは、この限りでない。

第113条(裁定の失効) 裁定を受けた者が第110条第2項第2号による支給時期まで対価(対価を定期又は分割して支給する場合には、最初の支給分)を支給しなかったり供託をしなかった場合には、その裁定は効力を失う。

第114条(裁定の取消) ①特許庁長は、裁定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利害関係人の申請によって又は職権でその裁定を取消することができる。ただし、第2号の場合には、裁定を受けた通常実施権者の正当な利益が保護され得る場合に限定する。

- 1.裁定を受けた目的に適合するようにその特許発明を実施しなかった場合
 - 2.通常実施権を裁定した事由がなくなり、その事由が再び発生しないものと認められる場合
 - 3.正当な事由なしに裁定書に記載されている第110条第2項第3号または第4号の事項を違反した場合
- ②第1項の場合に関しては、第108条・第109条・第110条第1項及び第111条第1項を準用する。
- ③第1項による裁定が取り消されると、通常実施権はそのときから消滅する。

第 115 条(裁定に対する不服理由の制限) 裁定に対して「行政審判法」により行政審判を提起したり「行政訴訟法」により取消訴訟を提起する場合には、その裁定で定めた対価は不服理由とすることができない。

第 116 条 削除

第 117 条 削除

第 118 条(通常実施権の登録の効力) ①通常実施権を登録した場合には、その登録後に特許権又は専用実施権を取得した者に対しても、その効力が発生する。

②第 81 条の 3 第 5 項、第 103 条から第 105 条まで、第 122 条、第 182 条、第 183 条及び「発明振興法」第 10 条第 1 項による通常実施権は、登録しなくても第 1 項による効力が発生する。

③通常実施権の移転・変更・消滅又は処分の制限、通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限は、これを登録しなければ第三者に対抗することができない。

第 119 条(特許権等の放棄の制限) ①特許権者は、次の各号の全ての同意を受けなければ特許権を放棄することができない。

1. 専用実施権者

2. 質権者

3. 第 100 条第 4 項による通常実施権者

4. 第 102 条第 1 項による通常実施権

5. 「発明振興法」第 10 条第 1 項による通常実施権者

②専用実施権者は、質権者又は第 100 条第 4 項による通常実施権者の同意を得なければ、専用実施権を放棄することができない。

③通常実施権者は、質権者の同意を得なければ、通常実施権を放棄することができない。

第 120 条(放棄の効果) 特許権・専用実施権及び通常実施権の放棄がしたときには、特許権・専用実施権又は通常実施権はそのときから消滅される。

第 121 条(質権) 特許権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権を設定したときには、質権者は契約をもって特別に定めた場合を除いては、該当特許発明を実施をすることができない。

第 122 条(質権行使による特許権の移転に伴う通常実施権) 特許権者は、特許権を目的とする質権設定以前にその特許発明を実施している場合には、その特許権が競売等によって移転されてもその特許発明に対して通常実施権を有する。この場合には、特許権者は競売等によって特許権の移転を受けた者に相当した対価を支給しなければならない。

第 123 条(質権の物上代位) 質権は、この法による補償金若しくは特許発明の実施に対して受ける対価若しくは物に

対しても行使することができる。ただし、その保証金等の至急又は引き渡し前にこれを差し押さえなければならない。

第 124 条(相続人がいない場合等の特許権の消滅) ①特許権の相続が開始されたとき、相続人がいない場合にはその特許権は消滅される。

②清算手続きが進行中である法人の特許権は、法人の清算終結登記日(清算終結登記がされても清算事務が事実上終わっていない場合には、清算事務が事実上終わった日と清算終結登記日から 6 ヶ月が過ぎた日のうちの早い日とする。以下この項において同じ。)まで、その特許権の移転登録をしていない場合には、清算終結登記日の次の日に消滅する。

第 125 条(特許実施報告) 特許庁長は、特許権者・専用実施権者又は通常実施権者に特許発明の実施の可否及びその規模等に関して報告させることができる。

第 125 条の 2(対価及び補償金額に対する執行権原) この法によって特許庁長が定めた対価と補償金額に関して確定された決定は、執行力のある執行権原と同じ効力を有する。この場合、執行力のある正本は特許庁所属公務員が付与する。

第 6 章 特許権者の保護

第 126 条(権利侵害に対する禁止請求権等) ①特許権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる。

②特許権者又は専用実施権者が第 1 項による請求をするときには、侵害行為を造成した物(物を生産する方法の発明である場合には、侵害行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第 126 条の 2(具体的行為態様の提示義務) ①特許権または専用実施権の侵害訴訟にて、特許権者または専用実施権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を否認する当事者は、自己の具体的行為態様を提示しなければならない。

②法院は当事者が第 1 項にかかわらず、自己の具体的行為態様を提示することができない正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために、その当事者に資料の提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒絶する正当な理由があればこの限りでない。

③第 2 項による資料提出命令に関しては、第 132 条第 2 項及び第 3 項を準用する。この場合、第 132 条第 3 項のうち“侵害の証明または損害額の算定に必ず必要なとき”を“具体的行為態様を提示することができない正当な理由の有無判断に必ず必要なとき”とする。

④当事者が正当な理由なく、自己の具体的行為態様を提示しない場合には、法院は特許権者または専用実施権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を真実のものと認めることができる。

第 127 条(侵害とみなす行為) 次の各号の区分による行為を業とする場合には、特許権又は専用実施権を侵害したものとし、みなす。

1. 特許が物の発明である場合：その物の生産にのみ使用する物を生産・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約をする行為

2. 特許が方法の発明である場合：その方法の実施にのみ使用する物を生産・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約をする行為

第 128 条(損害賠償請求権) ①特許権者または専用実施権者は、故意または過失で自己の特許権または専用実施権を侵害した者に対し、侵害により受けた損害の賠償を請求することができる。

②第 1 項の規定により損害賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為をさせた物件を譲渡したときには、その物件の譲渡数量に特許権者又は専用実施権者がその侵害行為がなければ販売することができなかった物件の単位数量当たり利益額を乗じた金額を特許権者又は専用実施権者が受けた損害額とすることができる。

③第 2 項により損害額を算定する場合、損害額は特許権者又は専用実施権者が生産することができた物件の数量から実際に販売した物件の数量を引いた数量に単位数量当たり利益額を掛けた金額を限度とする。ただし、特許権者又は専用実施権者が侵害行為外の事由で販売することができなかった事情があれば、その侵害行為以外の事由で販売することができなかった数量に伴う金額を引かなければならない。

④第 1 項の規定により損害賠償を請求する場合、特許権または専用実施権を侵害した者がその侵害行為により得られる利益額を特許権者又は専用実施権者が受けた損害額と推定する。

⑤第 1 項の規定により損害賠償を請求する場合、その特許発明の実施に対して合理的に受けることができる金額を特許権者又は専用実施権者が受けた損害額として損害賠償を請求することができる。

⑥第 5 項にかかわらず、損害額が同項による金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がないときには、法院は損害賠償額を算定するときその事実を考慮することができる。

⑦法院は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴訟において損害が発生されたことは認められるが、その損害額を証明するために必要な事実を証明することが該当事実の性質上、極めて困難な場合には第 2 項から第 6 項までの規定にかかわらず、弁論全体の旨と証拠調査の結果に基づき相当した損害額を認めることができる。

⑧法院は他人の特許権または専用実施権を侵害した行為が意図的なものと認められる場合には、第 1 項にかかわらず、第 2 項から第 7 項までの規定により損害として認められた金額の 3 倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑨第 8 項による賠償額を判断するときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位のほど
2. 故意または損害発生のお慮を認識した程度
3. 侵害行為により特許権者及び専用実施権者が受けた被害規模
4. 侵害行為により侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数等
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状態
8. 侵害行為をした者の被害救済の努力の程度

第 128 条の 2(鑑定事項説明義務) 特許権または専用実施権侵害訴訟において、法院が侵害による損害額の算定のために鑑定を命じたときには当事者は、鑑定人へ鑑定に必要な事項を説明しなければならない。

第 129 条(生産方法の推定) 物を生産する方法の発明に関して特許された場合に、その物と同一な物はその特許された方法により生産されたものと推定する。ただし、その物が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 1.特許出願前に韓国国内で公知されたり公然と実施された物
- 2.特許出願前に韓国国内又は国外で頒布された刊行物に記載され ていたり電気通信回線を通じて公衆が利用することができる物

第 130 条(過失の推定) 他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害行為に対して過失があるものと推定する。

第 131 条(特許権者などの信用回復) 法院は、故意又は過失によって特許権又は専用実施権を侵害することにより特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、特許権者又は専用実施権者の請求によって損害賠償に代え又は損害賠償と共に特許権者又は専用実施権者の業務上の信用回復のために必要な措置を命ずることができる。

第 132 条(資料の提出) ①法院は、特許権又は専用実施権侵害訴訟において、当事者の申請により相手方当事者へ該当侵害の証明または侵害による損害額の算定に必要な資料の提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、この限りでない。

②法院は資料の所持者が第 1 項の規定による提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、法院はその資料を他の者が見れるようにしてはならない。

③第 1 項の規定により提出されるべき資料が営業秘密(「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号の規定による営業秘密をいう。以下同じ。)に該当するが、侵害の証明または損害額の算定に必ず必要なときには、第 1 項ただし書による正当な理由とは見なさない。この場合、法院は提出命令の目的内で閲覧することができる範囲または閲覧することができる者を指定しなければならない。

④当事者が正当な理由なく資料提出命令に従わないときには、法院は資料の記載に対する相手方の主張を真実であることと認めることができる。

⑤第 4 項に該当する場合、資料の提出を申請した当事者が資料の記載に関して、具体的に主張するに著しく困難な事情があり、資料で証明する事実を他の証拠で証明することを期待するのも難しいときには、法院はその当事者が資料の記載によって証明しようとする事実に関する主張を真実であることと認めることができる。

第 6 章の 2 特許取消申請

第 132 条の 2(特許取消申請) ①誰もが特許権の設定登録日から登録公告日以後 6 ヶ月になる日まで、その特許が次の各号のいずれかに該当する場合には、特許審判院長に特許取消申請をすることができる。この場合、請求範囲の請求項が複数ある場合には、請求項ごとに特許取消申請をすることができる。

1. 第 29 条(同条第 1 項第 1 号に該当する場合と同じ号に該当する発明により、容易に発明することができる場合は除く。)に違反した場合

2. 第 36 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合

②第 1 項の規定にかかわらず、特許公報に掲載された第 87 条第 3 項第 7 号による先行技術に基づく理由では、特許取消申請をすることができない。

第 132 条の 3(特許取消申請手続きでの特許の訂正) ①特許取消申請手続きが進行中である特許に対する特許権者は、第 136 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合にのみ、第 132 条の 13 第 2 項の規定により指定された期間に、特許発明の明細書または図面に対し訂正請求をすることができる。

②第 1 項の規定による訂正請求をしたときには、該当特許取消申請手続きでその訂正請求前にした訂正請求は取り下げられたものとみなす。

③第 1 項の規定による訂正請求に関しては、第 136 条第 3 項から第 6 項まで、第 8 項、第 10 項から第 13 項まで、第 139 条第 3 項および第 140 条第 1 項・第 2 項・第 5 項を準用する。この場合、第 136 条第 11 項中“第 162 条第 3 項の規定による審理の終結が通知される前(同条第 4 項の規定により審理が再開された場合には、その後再び同条第 3 項の規定による審理の終結が通知される前)に”は“第 132 条の 13 第 2 項または第 136 条第 6 項の規定により指定された期間に”とみなす。

④第 1 項の規定による訂正請求は、次の各号のいずれかに該当する期間にのみ取り下げることができる。

1. 第 1 項の規定により訂正を請求することができるよう指定された期間と、その期間の満了日から 1 ヶ月以内の期間

2. 第 3 項において準用する第 136 条第 6 項の規定により指定された期間

⑤第 3 項を適用するとき、第 132 条の 2 の規定により特許取消申請がされた請求項を訂正する場合には、第 136 条第 5 項を準用しない。

第 132 条の 4(特許取消申請の方式等) ①特許取消申請をしようとする者は、次の各号の事項を記した特許取消申請書の特許審判院長に提出しなければならない。

1. 申請人の氏名および住所(法人である場合には、その名称および営業所の所在地)

2. 代理人がいる場合には、その代理人の氏名および住所や営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地および指定された弁理士の氏名]

3. 特許取消申請の対象となる特許の表示

4. 特許取消申請の理由および証拠の表示

②第 1 項の規定により提出された特許取消申請書の補正は、その要旨を変更することができない。ただし、第 132 条の 2 第 1 項の規定による期間(その期間中、第 132 条の 13 第 2 項の規定による通知がある場合には、通知したときまでに限定する。)に第 1 項第 4 号の事項を補正する場合には、この限りでない。

- ③審判長は、特許取消申請があれば、その申請書の副本を特許権者に送達しなければならない。
- ④審判長は、特許取消申請があれば、その事実を該当特許権の専用実施権者やその他にその特許に関して登録をした権利を有する者に知らせなければならない。

第 132 条の 5(特許取消申請書等の補正・却下) ①審判長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて、その補正を命じなければならない。

1. 特許取消申請書が第 132 条の 4 第 1 項(同項第 4 号を除く。)に違反した場合
 2. 特許取消申請に関する手続が次の各目のいずれかに該当する場合
 - イ. 第 3 条第 1 項または第 6 条に違反した場合
 - ロ. この法またはこの法の規定による命令で定める方式に違反した場合
 - ハ. 第 82 条の規定により納付すべき手数料を納付しない場合
- ②審判長は、第 1 項の規定による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなかったり、補正した事項が第 132 条の 4 第 2 項に違反した場合には、特許取消申請書または該当手続に関連する請求または申請等を決定に却下しなければならない。
- ③第 2 項の規定による却下決定は書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。

第 132 条の 6(補正することができない特許取消申請の却下決定) ①第 132 条の 7 第 1 項の規定による協議体は、不適法な特許取消申請としてその瑕疵を補正することができないときには、第 132 条の 4 第 3 項の規定にかかわらず特許権者に特許取消申請書の副本を送達せず、決定でその特許取消申請を却下することができる。

②第 1 項の規定による却下決定については、不服することができない。

第 132 条の 7(特許取消申請の協議体等) ①特許取消申請は 3 名または 5 名の審判官で構成される合議体が審理し決定する。

②第 1 項の合議体およびこれを構成する審判官に関しては、第 143 条から第 145 条まで、第 146 条第 2 項・第 3 項、第 148 条から第 153 条まで、および第 153 条の 2 の規定を準用する。この場合、第 148 条第 6 号のうち“審決”は“特許取消決定”とみなす。

第 132 条の 8(審理の方式等) ①特許取消申請に関する審理は、書面で行う。

②共有である特許権の特許権者のうち 1 人に特許取消申請手続の中断または中止の原因があれば、すべてにその効力が発生する。

第 132 条の 9(参加) ①特許権に関して、権利を有する者または利害関係を有する者は、特許取消申請に対する決定がある時まで、特許権者を補助するために、その審理に参加することができる。

②第 1 項の参加に関しては、第 155 条第 4 項・第 5 項および第 156 条を準用する。

第 132 条の 10(特許取消申請の審理における職権審理) ①審判官は、特許取消申請に関して特許取消申請人、特許権者または参加人が提出しない理由についても審理することができる。

②審判官は、特許取消申請に関して特許取消申請人が申請していない請求項については審理することができない。

第 132 条の 11(特許取消申請の併合または分離) ①審判官の合議体は、一つの特許権に関する複数の特許取消申請については、特別な事情がある場合を除いては、その審理を併合して決定しなければならない。

②審判官の合議体は、特許取消申請の審理に必要であると認める場合には、第 1 項の規定により併合された審理を分離することができる。

第 132 条の 12(特許取消申請の取り下げ) ①特許取消申請は、第 132 条の 14 第 2 項の規定により決定謄本が送達されるまでのみ、取り下げることができる。ただし、第 132 条の 13 第 2 項の規定により特許権者および参加人に特許の取消理由が通知された後は、取り下げることができない。

②複数の請求項に関して、特許取消申請がある場合には、請求項ごとに取り下げることができる。

③第 1 項または第 2 項の規定による取り下げがあれば、その特許取消申請またはその請求項についての特許取消申請は、始めからなかったものとみなす。

第 132 条の 13(特許取消申請に対する決定) ①審判官の合議体は、特許取消申請の理由があると認められる時には、その特許を取消するという趣旨の決定(以下“特許取消決定”という。)をしなければならない。

②審判長は、特許取消決定をしようとするときには、特許権者および参加人に特許の取消理由を通知し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

③特許取消決定が確定された時には、その特許権は、始めからなかったものとみなす。

④審判官の合議体は、特許取消申請が第 132 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当しない、または同条第 2 項に違反したものと認められる場合には、決定でその特許取消申請を棄却しなければならない。

⑤第 4 項の規定による却下決定については、不服することができない。

第 132 条の 14(特許取消申請の決定方式) ①特許取消申請に対する決定は、次の各号の事項を記した書面でなければならない。決定をした審判官はその書面に記名捺印しなければならない。

1. 特許取消申請事件の番号
2. 特許取消申請人、特許権者および参加人の氏名および住所(法人である場合には、その名称および営業所の所在地)
3. 代理人がいる場合には、その代理人の氏名および住所や営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地および指定された弁理士の氏名]
4. 決定に関連する特許の表示
5. 決定の結論および理由
6. 決定年月日

②審判長は、特許取消申請に対する決定があるときには、その決定の謄本を特許取消申請人、特許権者、参加人およびその特許取消申請に対する審理に参加を申請したが、その申請が拒否された者に送達しなければならない。

第 132 条の 15(審判規定の特許取消申請への準用) 特許取消申請の審理・決定に関しては、第 147 条第 3 項、第 157 条、第 158 条、第 164 条、第 165 条第 3 項から第 6 項までおよび第 166 条を準用する。

第 7 章 審 判

第 132 条の 16(特許審判院) ①特許・実用新案に関する取消申請、特許・実用新案・デザイン・商標に関する審判と再審及びこれに関する調査・研究事務を管掌させるために特許庁長所属で特許審判院をおく。

②特許審判院に院長と審判官をおく。

③特許審判院の組織と定員及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 132 条の 17(特許拒絶決定等に対する審判) 特許拒絶決定または特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を受けた者が決定に不服があるときには、その決定謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。

第 133 条(特許の無効審判) ①利害関係人(第 2 号本文の場合には、特許を受けることができる権利を有する者のみに該当する)または審査官は、特許が次の各号のいずれかに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、請求範囲の請求項が複数である場合には、請求項ごとに請求することができる。

1.第 25 条、第 29 条、第 32 条、第 36 条第 1 項から第 3 項まで、第 42 条第 3 項第 1 号又は同条第 4 項に違反した場合

2.第 33 条第 1 項本文による特許を受けることができる権利を有さなかったり、第 44 条に違反する場合。ただし、第 99 条の 2 第 2 項の規定により移転登録された場合には除く。

3.第 33 条第 1 項ただし書による特許を受けることのできない場合

4.特許された後その特許権者が第 25 条によって特許権を享有することができない者になったりその特許が条約に違反した場合

5.条約に違反して特許を受けることができない場合

6.第 47 条第 2 項前段による範囲から外れた補正である場合

7.第 52 条第 1 項による範囲から外れた分割出願である場合

8.第 53 条第 1 項による範囲から外れた変更出願である場合

②第 1 項による審判は、特許権が消滅した後にも請求することができる。

③特許を無効にするという審決が確定されたときには、その特許権は始めからなかったものとみなす。ただし、第 1 項第 4 号によって特許を無効にするという審決が確定された場合には、特許権はその特許が同号に該当することになったときからなかったものとみなす。

④審判長は、第 1 項による審判が請求されあ場合には、その旨を該当特許権の専用実施権者若しくはその他特許に関して登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第 133 条の 2(特許無効審判手続での特許の訂正) ①第 133 条第 1 項による審判の被請求人は、第 136 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合にのみ第 147 条第 1 項又は第 159 条第 1 項後段によって指定された期間に特許発明の明細書又は図面に対して訂正請求をすることができる。この場合、審判長が第 147 条第 1 項に従い指定された期間後にも請求人が証拠を提出したり、新しい無効事由を主張することにより訂正請求を許容する必要があると認める場合には、期間を定めて訂正請求をさせることができる。

②第1項による訂正請求をしたときには、該当無効審判手続でその訂正請求前にした訂正請求は取下げられたものと見なす。

③審判長は、第1項による訂正請求があるときには、その請求書の副本を第133条第1項による審判の請求人に送達しなければならない。

④第1項による訂正請求に関しては、第136条第3項から第6項まで、第8項および第10項から第13項まで、第139条第3項及び第140条第1項・第2項・第5項を準用する。この場合、第136条第11項中“第162条第3項による審理の終結が通知される前(同条第4項によって審理が再開された場合には、その後再び同条第3項による審理の終結が通知される前)”は“第133条の2第1項または第136条第6項の規定により指定された期間内に”とみなす。

⑤第1項の規定による訂正請求は、次の各号のいずれかに該当する期間にのみ取り下げることができる。

1. 第1項の規定により訂正を請求することができるように指定された期間と、その期間の満了日から1ヶ月以内の期間

2. 第4項にて準用する第136条第6項の規定により指定された期間

⑥第4項を適用するとき、第133条第1項による特許無効審判が請求された請求項を訂正する場合には、第136条第5項を準用しない。

第134条(特許権の存続期間の延長登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、第92条による特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当する場合には、無効審判を請求することができる。

1. 特許発明を実施するために第89条による許可等を受ける必要がない出願に対して延長登録がされた場合

2. 特許権者又はその特許権の専用実施権又は登録された通常実施権を有した者が第89条による許可等を受けなかった出願に対して延長登録がされた場合

3. 延長登録によって延長された期間がその特許発明を実施することができなかった期間を超過する場合

4. 該当特許権者でない者の出願に対して延長登録がされた場合

5. 第90条第3項に違反した出願に対して延長登録がされた場合

②利害関係人又は審査官は、第92条の5による特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当すれば、無効審判を請求することができる。

1. 延長登録により延長された期間が第92条の2により認められる延長の期間を超過した場合

2. 該当特許権者でない者の出願に対し延長登録がされた場合

3. 第92条の3第3項に違反した出願に対し延長登録がされた場合

③第1項及び第2項による審判の請求に関しては、第133条第2項及び第4項を準用する。

④延長登録を無効にするという審決が確定された場合には、その延長登録による存続期間の延長は始めからなかったものと見る。ただし、延長登録が次の各号のいずれかに該当する場合には、該当期間に対してのみ延長がなかったものとみなす。

1. 延長登録が第1項第3号に該当されて無効となった場合: その特許発明を実施することができなかった期間を超過して延長された期間

2. 延長登録が第2項第1号に該当されて無効となった場合: 第92条の2により認められる延長の期間を超過して延長された期間

第 135 条(権利範囲の確認審判) ①特許権者または専用実施権者は自身の特許発明の保護範囲を確認するために特許権の権利範囲確認審判を請求することができる。

②利害関係人は、他人の特許発明の保護範囲を確認するために、特許権の権利範囲確認審判を請求することができる。

③第 1 項または第 2 項による特許権の権利範囲確認審判を請求する場合に、請求範囲の請求項が複数である場合には、請求項ごとに請求することができる。

第 136 条(訂正審判) ①特許権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特許発明の明細書又は図面に対して訂正審判を請求することができる。

1. 特許請求範囲を減縮する場合
2. 間違って記載されたものを訂正する場合
3. 分明でないように記載されたものを明確にする場合

②第 1 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間には、訂正審判を請求することができない。

1. 特許取消申請が特許審判院に係属中であるときから、その決定が確定されるときまでの期間。ただし、特許無効審判の審決または訂正の無効審判の審決に対する訴えが特許法院に係属中である場合には、特許法院で弁論が終結(論争無くやった判決の場合には、判決の宣告をいう。)された日まで訂正審判を請求することができる。

2. 特許無効審判または訂正の無効審判が特許審判院に係属中である期間

③第 1 項による明細書又は図面の訂正は、特許発明の明細書又は図面に記載された事項の範囲ですることができる。ただし、第 1 項第 2 号により誤った記載の訂正する場合には、出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲ですることができる。

④第 1 項による明細書又は図面の訂正は、請求範囲を実質的に拡張したり変更することができない。

⑤第 1 項による訂正中、同項第 1 号又は第 2 号に該当する訂正は、訂正後の請求範囲に記載されている事項が特許出願をした時に特許を受けることができるものでなければならない。

⑥審判官は、第 1 項による審判請求が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、請求人にその理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

1. 第 1 項各号のいずれかに該当しない場合
2. 第 3 項による範囲から外れた場合
3. 第 4 項又は第 5 項に違反した場合

⑦第 1 項による訂正審判は、特許権が消滅された後にも請求することができる。ただし、特許取消決定が確定されたり特許を無効(第 133 条第 1 項第 4 号による無効は除く。)にするという審決が確定された後には、この限りでない。

⑧特許権者は、専用実施権者・質権者と第 100 条第 4 項・第 102 条第 1 項及び「発明振興法」第 10 条第 1 項による通常実施権を有する者の同意を得なければ、第 1 項による訂正審判を請求することができない。ただし、特許権者が訂正審判を請求するために同意を得なければならない者が無効審判を請求した場合には、この限りでない。

⑨第 1 項の規定による訂正審判には第 147 条第 1 項・第 2 項、第 155 条および第 156 条を適用しない。

⑩特許発明の明細書又は図面に対して訂正をするという審決が確定された時には、その訂正後の明細書又は図面により特許出願、出願公開、特許決定又は審決及び特許権の設定登録がされたものとみなす。

⑪請求人は、第 162 条第 3 項による審理の終結が通知される前(同条第 4 項により審理が再開された場合には、その後再び同条第 3 項による審理の終結が通知される前)に第 140 条第 5 項による審判請求書に添付された訂正された

明細書又は図面に対して補正することができる。

⑫特許発明の明細書又は図面に対する訂正をするという審決がある場合、特許審判院長は、その内容を特許庁長に通報しなければならない。

⑬特許庁長は、第 12 条による通知があれば、これを特許公報に掲載しなければならない。

第 137 条(訂正の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、第 132 条の 3 第 1 項、第 133 条の 2 第 1 項、第 136 条第 1 項または本条第 3 項による特許発明の明細書又は図面に対する訂正が次の各号のいずれかの規定に違反した場合には、訂正の無効審判を請求することができる。

1. 第 136 条第 1 項各号のいずれかの規定

2. 第 136 条第 3 項から第 5 項までの規定(第 132 条の 3 第 3 項または第 133 条の 2 第 4 項により準用される場合を含む。)

②第 1 項による審判請求に関しては、第 133 条第 2 項及び第 4 項を準用する。

③第 1 項による無効審判の被請求人は、第 136 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合にのみ第 147 条第 1 項又は第 159 条第 1 項後段により指定された期間に特許発明の明細書又は図面の訂正を請求することができる。この場合、審判長が第 147 条第 1 項の規定により指定された期間後にも請求人が証拠を提出したり、新しい無効事由を主張することにより、訂正の請求を許容する必要があると認める場合には、期間を定めて訂正請求をするようにできる。

④第 3 項による訂正請求に関しては、第 133 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合、第 133 条の 2 第 3 項中“第 133 条第 1 項”は“第 137 条第 1 項”とみなし、同条第 4 項後段中“第 133 条の 2 第 1 項”を“第 137 条第 3 項”とみなし、同条第 5 項各号以外の部分および同項第 1 号中“第 1 項”を各々“第 3 項”とみなす

⑤第 1 項により訂正を無効にするという審決が確定したときには、その訂正は始めからなかったものとみなす。

第 138 条(通常実施権許諾の審判) ①特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、該当特許発明が第 98 条に該当して実施の許諾を受けようとする場合にその他人が正当な理由なく許諾しなかったり、その他人の許諾を受けることができないときには、自己の特許発明の実施に必要な範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。

②第 1 項による請求がある場合にその特許発明がその特許発明の出願日前に出願された他人の特許発明又は登録実用新案に比べて相当な経済的価値がある重要な技術的進歩をもたらすものでなければ、通常実施権を許諾してはいけな

③第 1 項による審判によって通常実施権を許諾した者がその通常実施権の許諾を受けた者の特許発明を実施する必要がある場合、その通常実施権の許諾を受けた者が実施を許諾しなかったり実施の許諾を受けることができないときには、通常実施権の許諾を受けて実施しようとする特許発明の範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。

④第 1 項及び第 3 項により通常実施権の許諾を受けた者は、特許権者、実用新案権者、デザイン権者又はその専用実施権者に対価を支給しなければならない。ただし、自己が責任を負うことができない事由によって支給することができない場合には、その対価を供託しなければならない。⑤第 4 項による通常実施権者は、その対価を支給しなかったり供託をしな

第 139 条(共同審判の請求等) ①同一な特許権に関して第 133 条第 1 項、第 134 条第 1 項・第 2 項又は第 137 条第

1 項の無効審判若しくは第 135 条第 1 項・第 2 項の権利範囲確認審判を請求する者が 2 人以上であれば、全員が共同で審判を請求することができる。

②共有の特許権の特許権者に対して審判を請求するときには、共有者全員を被請求人としなければならない。

③特許権又は特許を受けることができる権利の共有者がその共有の権利に関して審判を請求するときには、共有者全員が共同で請求しなければならない。

④第 1 項又は第 3 項による請求人若しくは第 2 項による被請求人のうちの 1 人に審判手続の中断又は中止の原因があれば、全員に関してその効力が発生する。

第 139 条の 2(国選代理人) ①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を備えた審判当事者の申請により、代理人(以下“国選代理人”という。)を選任し与えることができる。ただし、審判請求が理由の無いことが明白であったり権利の濫用であると認められる場合には、この限りでない。

②国選代理人が選任された当事者に対して、審判手続に関連する手数料を減免することができる。

③国選代理人の申請手続および手数料減免等、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第 140 条(審判請求の方式) ①審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1.当事者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)

2.代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3.審判事件の表示

4.請求の旨及びその理由

②第 1 項により提出された審判請求書の補正は、その要旨を変更することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 第 1 項第 1 号による当事者のうち特許権者の記載を正しくするために補正(特許権者を追加することを含むが、請求人が特許権者である場合には追加される特許権者の同意がある場合に限定する。)する場合

2. 第 1 項第 4 号による請求の理由を補正する場合

3. 第 135 条第 1 項による権利範囲確認審判で、審判請求書の確認対象発明(請求人が主張する被請求人の発明をいう)の説明書又は図面に対して、被請求人が自身が実際に実施してる発明と比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の実施発明と同一にするために審判請求書の確認対象発明の説明書及び図面を補正する場合

③第 135 条第 1 項・第 2 項による権利範囲の確認審判を請求するときには、特許発明と対比され得る説明書及び必要な図面を添付しなければならない。

④第 138 条第 1 項による通常実施権の許諾の審判の審判請求書には、第 1 項各号の事項以外に次の事項を追加で記載しなければならない。

1. 実施しようとする自己の特許の番号及び名称

2. 実施されなければならない他人の特許発明・登録実用新案又は登録デザインの番号・名称及び特許若しくは登録年月日

3. 特許発明・登録実用新案又は登録デザインの通常実施権の範囲・期間及び対価

⑤第 136 条第 1 項による訂正審判を請求するときには、審判請求書に訂正した明細書又は図面を添付しなければな

らない。

第 140 条の 2(特許拒絶決定に対する審判請求方式) ①第 132 条の 17 によって特許拒絶決定に対する審判を請求しようとする者は、第 140 条第 1 項にかかわらず次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

- 1.請求人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
- 2.代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]

3.出願日及び出願番号

4.発明の名称

5.特許拒絶決定日

6.審判事件の表示

7.請求の旨及びその理由

②第 1 項により提出された審判請求書を補正する場合には、その要旨を変更することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1.第 1 項第 1 号による請求人の記載を正しくするために補正(請求人を追加することを含むが、その請求人の同意がある場合に限定する。)する場合

2.第 1 項第 7 号による請求の理由を補正する場合

第 141 条(審判請求書等の却下) ①審判長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてその補正を命じなければならない。

1.審判請求書が第 140 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで又は第 140 条の 2 第 1 項に違反した場合

2.審判に関する手続が次の各目のいずれかに該当する場合

イ.第 3 条第 1 項又は第 6 条に違反した場合

ロ.第 82 条により出すべき手数料を出さなかった場合

ハ.この法又はこの法による命令で定める方式に違反した場合

②審判長は、第 1 項による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなかったり、補正した事項が第 140 条第 2 項または第 140 条の 2 第 2 項に違反した場合には、審判請求書または該当手続に関連した請求や申請等を決定で却下しなければならない。

③第 2 項による決定は書面で行わなければならない、その理由を付さなければならない。

第 142 条(補正することができない審判請求の審決却下) 不適法な審査請求としてその欠陥を補正することができないときには、被請求人に答弁書提出の機会を与えず、審決をもってその請求を却下することができる。

第 143 条(審判官) ①特許審判院長は、審判が請求されると審判官に審判させる。

②審判官の資格は、大統領令で定める。

③審判官は、職務上独立して審判する。

第 144 条(審判官の指定) ①特許審判院長は、各審判事件に対して第 146 条による合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

②特許審判院長は、第 1 項の審判官のうち審判に関するのに支障がある者がいれば、他の審判官に審判させることができる。

第 145 条(審判長) ①特許審判院長は、第 144 条第 1 項によって指定された審判官のうちから 1 名を審判長に指定しなければならない。

②審判長は、その審判事件に関する事務を総括する。

第 146 条(審判の合議体) ①審判は、3 名又は 5 名の審判官で構成される合議体がする。

②第 1 項の合議体の合議は、過半数で決定する。

③審判の合議は公開しない。

第 147 条(答弁書の提出等) ①審判長は、審判の請求がされると、審判請求書の副本を被請求人に送達し、期間を定めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

②審判長は、第 1 項の答弁書を受け取ったときには、その副本を請求人に送達しなければならない。

③審判長は、審判に関して当事者を審問することができる。

第 148 条(審判官の除斥) 審判官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その審判から除斥される。

1. 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、参加人または特許取消申請人である場合
2. 審判官が事件の当事者、参加人または特許取消申請人の親族であったり親族であった場合
3. 審判官が事件の当事者、参加人または特許取消申請人の法定代理人であったり法定代理人であった場合
4. 審判官が事件に対して証人、鑑定人であったり鑑定人であった場合
5. 審判官が事件の当事者、参加人または特許取消申請人の代理人であったり代理人であった場合
6. 審判官が事件に対して審査官又は審判官として特許可否決定又は審決に関与した場合
7. 審判官が事件に関して直接利害関係を有した場合

第 149 条(除斥申請) 第 148 条による除斥の原因があれば、当事者又は参加人は除斥申請をすることができる。

第 150 条(審判官の忌避) ①審判官に公正な審判を期待しがたい事情があれば、当事者又は参加人は忌避申請することができる。

②当事者又は参加人は、事件に対して審判官に書面又は口頭で陳述した後には忌避申請することができない。ただし、忌避の原因となることがわからなかった場合又は忌避の原因がその後に発生した場合には、この限りでない。

第 151 条(除斥又は忌避の疎明) ①第 149 条又は第 150 条によって除斥及又は忌避申請をしようとする者は、その原因を記載した書面を特許審判院長に提出しなければならない。ただし、口述審理をするときには口述をもってすることができる。

②除斥又は忌避の原因は、申請した日から 3 日以内に疎明しなければならない。

第 152 条(除斥又は忌避申請に関する決定) ①除斥又は忌避申請があれば、審判をもって決定しなければならない。

②除斥又は忌避申請の対象となった審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与することができない。ただし、意見を陳述することができる。

③第 1 項による決定は書面をもってしなければならず、その理由を付さなければならない。

④第 1 項による決定に対しては不服とすることができない。

第 153 条(審判手続の中止) 除斥又は忌避申請があれば、その申請に対する決定があるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

第 153 条の 2(審判官の回避) 審判官が、第 148 条又は第 150 条に該当する場合には、特許審判院長の許可を得てその事件に対する審判を回避することができる。

第 154 条(審理等) ①審判は、口述審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口述審理を申請したときには、書面審理だけで決定できると認められる場合以外には口述審理をしなければならない。

② 削除

③口述審理は公開しなければならない。ただし、公共の秩序または善良な風俗にずれる恐れがあれば、この限りではない。

④審判長は、第 1 項によって口述審理で審判をする場合には、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。ただし、該当事件の以前審理に出席した当事者及び参加人に知らせたときには、この限りでない。

⑤審判長は、第 1 項によって口述審理で審判をする場合には、特許審判院長が指定した職員に期日ごとに審理の要旨とその他必要な事項を記載した調書を作成させなければならない。

⑥第 5 項の調書には、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名捺印をしなければならない。

⑦第 5 項の調書に関しては、「民事訴訟法」第 153 条・第 154 条及び第 156 条から第 160 条までの規定を準用する。

⑧審判に関しては、「民事訴訟法」第 143 条・第 259 条・第 299 条及び第 367 条を準用する。

⑨審判長は口述審理中、審判廷内の秩序を維持する。

第 155 条(参加) ①第 139 条第 1 項によって審判を請求することができる者は、審理が終結されるまでその審判に参加することができる。

②第 1 項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取下げた後にも審判手続を続行することができる。

③審判の結果に対して利害関係を有した者は、審理が終結されるまで当事者のどちらか一方を補助するためにその審判に参加することができる。

④第 3 項による参加人は、全ての審判手続を踏むことができる。

⑤第 1 項又は第 3 項による参加人に審判手続の中断又は中止の原因があれば、その中断又は中止は被参加人に対してもその効力が発生する。

第 156 条(参加の申請及び決定) ①審判に参加しようとする者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

- ②審判長は、参加申請がある場合には、参加申請書の副本を当事者及び他の参加人に送達し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。
- ③参加申請がある場合には、審判によってその参加可否を決定しなければならない。
- ④第3項による決定は書面をもってしなければならず、その理由を付さなければならない。
- ⑤第3項による決定に対しては、不服とすることができない。

第157条(証拠調査及び証拠保全) ①審判では当事者、参加人又は利害関係人の申請によって又は職権で証拠調査若しくは証拠保全をすることができる。

②第1項による証拠調査及び証拠保全に関しては、「民事訴訟法」のうち証拠調査及び証拠保全に関する規定を準用する。ただし、審判官は次の各号の行為はすることができない。

- 1.過怠料の決定
- 2.拘引を命じる行為
- 3.保証金を供託させる行為

- ③証拠保全申請は審判請求前には特許審判院長にし、審判係属中にはその事件の審判長にしなければならない。
- ④特許審判院長は、審判請求前に第1項による証拠保全申請があれば、その申請に関与する審判官を指定する。
- ⑤審判長は、第1項によって職権で証拠調査若しくは証拠保全をしたときには、その結果を当事者、参加人又は利害関係人に通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

第158条(審判の進行) 審判長は、当事者又は参加人が法定期間又は指定期間内に手続を踏まなかったり第154条第4項による期日に出席しなくても審判を進行することができる。

第159条(職権審理) ①審判においては、当事者又は参加人が申請しなかった理由に対しても審理することができる。この場合、当事者及び参加人に期間を定めその理由に対して意見を陳述できる機会を与えなければならない。

②審判においては、請求人が申請しなかった請求の旨に対しては、審理することができない。

第160条(審理・審決の併合又は分離) 審判官は、当事者の双方又はどちらか一方が同一な複数の審判に対して審理又は審決を併合したり分離することができる。

第161条(審判請求の取下げ) ①審判請求は、審決が確定するまで取下げることができる。ただし、答弁書が提出された後には相手方の同意を得なければならない。

②複数の請求項に関して第133条第1項の無効審判又は第135条の権利範囲の確認審判を請求したときには、請求項ごとに取下げることができる。

③第1項または第2項による取下げがあれば、その審判請求またはその請求項に対する審判請求は始めからなかったものとみなす。

第162条(審決) ①審判は、特別な規定がある場合を除いては、審決をもって終結する。

②第1項の審決は、次の各号の事項を記載した書面をもって行わなければならない。審決をした審判官はその記名捺印をしなければならない。

1. 審判の番号
 2. 当事者及び参加人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
 3. 代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]
 3. 審判事件の表示
 4. 審決の主文(第 138 条による審判の場合には、通常実施権の範囲・期間及び対価を含む。)
 5. 審決の理由(請求の旨及びその理由の要旨を含む。)
 6. 審決年月日
- ③ 審判長は、事件が審決をする程度に成熟したときには、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。
- ④ 審判長は、必要であると認めれば第 3 項によって審理終結を通知した後にも当事者又は参加人の申請によって又は職権で審理を再開することができる。
- ⑤ 審決は、第 3 項による審理終結通知をした日から 20 日以内に作る。
- ⑥ 審判長は、審決又は決定があればその謄本を当事者、参加人及び審判に参加申請をしたがその申請が拒否された者に送達しなければならない。

第 163 条(一事不再理) この法律による審判の審決が確定されたときには、その事件に対しては誰でも同一事実及び同一証拠により再び審判を請求することができない。ただし、確定された審決が却下審決である場合には、この限りでない。

第 164 条(訴訟との関係) ① 審判長は、審判において必要であれば、職権または当事者の申請に基づいて、その審判事件と関連する特許取消申請に対する決定または他の審判の審決が確定されたり訴訟手続が完結されるまでその手続を中止することができる。

② 法院は訴訟手続において必要であれば、職権または当事者の申請に基づいて特許取消申請に対する決定や特許に関する審決が確定されるまでその訴訟手続を中止することができる。

③ 法院は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴が提起された場合には、その旨を特許審判院長に通報しなければならない。その訴訟手続が終わったときにもまた同じである。

④ 特許審判院長は、第 3 項による特許権又は専用実施権の侵害に関する訴に対応してその特許権に関する無効審判等が請求された場合には、その旨を第 3 項に該当する法院に通報しなければならない。その審判請求書の却下決定、審決又は請求の取下があるときにもまた同じである。

第 165 条(審判費用) ① 第 133 条第 1 項、第 134 条第 1 項・第 2 項、第 135 条及び第 137 条第 1 項の審判費用の負担は、審判が審決によって終結されるときにはその審決をもって、審判が審決によらずに終結されるときには決定をもって定めなければならない。

② 第 1 項の審判費用に関しては、「民事訴訟法」第 98 条から第 103 条まで、第 107 条第 1 項・第 2 項、第 108 条、第 111 条、第 112 条及び同法第 116 条を準用する。

③ 第 132 条の 17、第 136 条又は第 138 条による審判費用は、請求人が負担する。

④ 第 3 項によって請求人が負担する費用に関しては、「民事訴訟法」第 102 条を準用する。

⑤審判費用額は、審決又は決定が確定された後当事者の請求によって特許審判院長が決定する。⑥審判費用の範囲・金額・納付及び審判において手続上の行為をするために必要な費用の支給に関しては、その性質に反しない範囲で「民事訴訟費用法」中、該当規定の例による。

⑦審判の代理をした弁理士に当事者が支給したり支給する報酬は、特許庁長が定める金額の範囲で審判費用とみなす。この場合、数人の弁理士が審判の代理をした場合であっても、1人の弁理士が審判代理をしたものとみなす。

第 166 条(審判費用額又は対価に対する執行権原) この法によって特許審判院長が定めた審判費用額又は審判官が定めた対価に関して確定された決定は、執行力のある執行権原と同じ効力を有する。この場合、執行力のある正本は特許審判院所属公務員が付与する。

第 167 条 削除

第 168 条 削除

第 169 条 削除

第 170 条(審査規定の特許拒絶決定に対する審判への準用) ①特許拒絶決定に対する審判に関しては第 47 条第 1 項第 1 号・第 2 号、同条第 4 項、第 51 条、第 63 条、第 63 条の 2 及び第 66 条を準用する。この場合、第 51 条第 1 項本文中、“第 47 条第 1 項第 2 号及び第 3 号による補正”は“第 47 条第 1 項第 2 号による補正(第 132 条の 17 の特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く)”と、第 63 条の 2 本文中“特許庁長”は“特許審判院長”とみなす。②第 1 項によって準用される第 63 条は、特許拒絶決定の理由と他の拒絶理由を発見した場合にのみ適用する。

第 171 条(特許拒絶決定に対する審判の特則) 特許拒絶決定または特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判には第 147 条第 1 項・第 2 項、第 155 条および第 156 条を適用しない。

第 172 条(審査の効力) 審査で踏んだ特許に関する手続は、特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判においてもその効力がある。

第 173 条 削除

第 174 条 削除

第 175 条 削除

第 176 条(特許拒絶決定等の取消) ①審判官は、第 132 条の 17 による審判が請求された場合にその請求が理由があると認められるときには、審決をもって特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を取り消さなければならない。

②審判で第 1 項により特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を取り消す場合には、審査に付す

るという審決をすることができる。

③第1項及び第2項による審決において取消の基本となった理由は、その事件に対して審査官を羈束する。

第177条 削除

第8章 再 審

第178条(再審の請求) ①当事者は、確定された特許取消決定または確定された審決に対して再審を請求することができる。

②第1項の再審請求に関しては、「民事訴訟法」第451条及び第453条を準用する。

第179条(第三者による再審請求) ①審判の当事者が共謀して第三者の権利若しくは利益を詐害する目的で審決をさせたときには、第三者はその確定された審決に対して再審を請求することができる。

②第1項の再審請求の場合には、審判の当事者を共同被請求人とする。

第180条(再審請求の期間) ①当事者は、特許取消決定または審決確定後、再審の事由を知った日から30日以内に再審を請求しなければならない。

②代理権の欠陥を理由に再審を請求する場合に、第1項の期間は請求人又は法定代理人が特許取消決定謄本または審決謄本の送達により、特許取消決定または審決があることを知った日の翌日から起算する。

③特許取消決定または審決確定後3年が過ぎると、再審を請求することができない。

④再審事由が特許取消決定または審決確定後に生じたときには、第3項の期間はその事由が発生した日の翌日から起算する。

⑤第1項及び第3項は、該当審決以前の確定審決に抵触するという理由で再審を請求する場合には、適用しない。

第181条(再審により回復した特許権の効力の制限) ①次の各号のいずれかに該当する場合に特許権の効力は該当特許取消決定または審決が確定された後再審請求の登録前に善意で輸入したり韓国国内で生産又は取得した物には及ばない。

- 1.無効となった特許権(存続期間が延長登録された特許権を含む。)が再審によって回復された場合
- 2.特許権の権利範囲に属さないという審決が確定された後再審によってその審決と相反される審決が確定された場合
- 3.拒絶するという旨の審決があった特許出願又は特許権の存続期間の延長登録出願が再審によって特許権の設定登録又は特許権の存続期間の延長登録がされた場合
- 4.取消された特許権が再審により回復した場合

②第1項各号のいずれかに該当する場合の特許権の効力は、次の各号のいずれかの行為に及ばない。

- 1.該当特許取消決定または審決が確定された後、再審請求の登録前にした当該発明の善意の実施
- 2.特許が物の発明である場合には、その物の生産にだけ使用する物を該当特許取消決定または審決が確定された

後再審請求の登録前に善意で生産・譲渡・貸与又は輸入したり譲渡又は貸与の請約をする行為

3.特許が方法の発明である場合には、その発明の実施にのみ使用する物をその特許取消決定または審決が確定された後再審請求の登録前に善意で生産・譲渡・貸与又は輸入したり譲渡又は貸与を請約する行為

第 182 条(再審によって回復した特許権に対する先使用者の通常実施権) 第 181 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、該当特許取消決定または審決が確定された後再審請求の登録前に韓国国内で善意でその発明の実施事業をしている者又はその事業を準備をしている者は、実施していたり準備している発明及び事業の目的の範囲でその特許権に関して通常実施権を有する。

第 183 条(再審によって通常実施権を喪失した原権利者の通常実施権) ①第 138 条第 1 項又は第 3 項によって通常実施権を許諾するという審決が確定された後、再審によってその審決が相反される審決が確定された場合には、再審請求登録前に善意で韓国国内でその発明の実施事業をしている者又はその事業を準備をしている者は、原通常実施権の事業の目的及び発明の範囲でその特許権又は再審の審決が確定された当時に存在する専用実施権に対して通常実施権を有する。

②第 1 項により通常実施権を有した者は、特許権者又は専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第 184 条(再審における審判規定等の準用) 特許取消決定または審判に対する再審の手続に関しては、その性質に反さない範囲で特許取消申請または審判の手続に関する規定を準用する。

第 185 条(「民事訴訟法」の準用) 再審請求に関しては、「民事訴訟法」第 459 条第 1 項を準用する。

第 9 章 訴 訟

第 186 条(審決等に対する訴え) ①特許取消決定または審決に対する訴え及び特許取消申請書・審判請求書・再審請求書の却下決定に対する訴えは、特許法院の専属管轄とする。

②第 1 項による訴えは、次の各号の者だけが提起することができる。

1.当事者

2.参加人

3.該当特許取消申請の審理、審判または再審に参加申請をしたが申請が拒否された者

③第 1 項による訴えは、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

④第 3 項の期間は不変期間とする。

⑤審判長は、住所又は居所が遠く離れたところにあたり交通が不便な地域にいる者のために職権で第 4 項の不変期間に対しては、付加期間を定めることができる。

⑥特許取消を申請することができる事項または審判を請求することができる事項に関する訴えは、特許取消決定や審決に対するものでなければ提起することができない。

⑦第 162 条第 2 項第 5 号による対価の審決及び第 165 条第 1 項による審判費用の審決又は決定に対しては、独立

して第1項による訴えを提起することができない。

⑧第1項による特許法院の判決に対しては、大法院に上告することができる。

第187条(被告適格) 第186条第1項により訴を提起する場合には、特許庁長を被告としなければならない。ただし、第133条第1項、第134条第1項・第2項、第135条第1項・第2項、第137条第1項、第138条第1項・第3項による審判又はその再審の審決に対する訴を提起する場合には、その請求人又は被請求人を被告としなければならない。

第188条(訴提起通知及び裁判書正本の送付) ①法院は、第186条第1項による訴えまたは同条第8項による上告が提起されたときには、遅滞なくその旨を特許審判院長に通知しなければならない。

②法院は、第187条ただし書きによる訴えに関して訴訟手続が完結されたときには、遅滞なくその事件に対する各審級の裁判書正本を特許審判院長に送付しなければならない。

第188条の2(技術審理官の除斥・忌避・回避) ①「法院組織法」第54条の2による技術審理官の除斥・忌避に関しては、第148条、「民事訴訟法」第42条から第45条まで、第47条及び第48条を準用する。

②第1項による技術審理官に対する除斥・忌避の裁判は、その所属法院が決定によりしなければならない。

③技術審理官は、除斥又は忌避の事由があると認めると、特許法院長の許可を得て回避することができる。

第189条(審決又は決定の取消) ①法院は、第186条第1項によって訴えが提起された場合にその請求が理由あると認めるときには、判決をもって該当審決又は決定を取消さなければならない。

②審判官は、第1項によって審決又は決定の取消し判決が確定されたときには、再び審理をして審決又は決定をしなければならない。

③第1項による判決において取消の基本となった理由はその事件に対して特許審判院を羈束する。

第190条(補償金又は対価に関する不服の訴え) ①第41条第3項・第4項、第106条第3項、第106条の2第3項、第110条第2項第2号及び第138条第4項による補償金及び対価に対して審決・決定又は裁定を受けた者がその補償金又は対価に不服とするときには、法院に訴訟を提起することができる。

②第1項による訴訟は、審決・決定又は裁定の謄本の送達を受けた日から30日以内にこれを提起しなければならない。

③第2項による期間は、不変期間とする。

第191条(補償金又は対価に関する訴訟での被告) 第190条による訴訟においては、次の各号のいずれかに該当する者を被告としなければならない。

1. 第41条第3項及び第4項による補償金に対しては、補償金を支給すべき中央行政機関の長又は出願人
2. 第106条第3項及び第106条の2第3項による補償金に対しては、補償金を支給すべき中央行政機関の長、特許権者、専用実施権者又は通常実施権者
3. 第110条第2項第2号及び第138条第4項による対価に対しては、通常実施権者・専用実施権者・特許権者・実用新案権者又はデザイン権者

第 191 条の 2(弁理士の報酬と訴訟費用) 訴訟を代理した弁理士の報酬に関しては、「民事訴訟法」第 109 条を準用する。この場合、“弁護士”は“弁理士”と見なす。

第 10 章 「特許協力条約」による国際出願

第 1 節 国際出願手続

第 192 条(国際出願をすることができる者) 特許庁長に国際出願をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1.大韓民国国民
- 2.韓国内に住所又は営業所を有した外国人
- 3.第 1 号又は第 2 号に該当する者ではない者として、第 1 号又は第 2 号に該当する者を代表者にして国際出願をする者
- 4.産業通商資源部令で定める要件に該当する者

第 193 条(国際出願) ①国際出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める言語で作成した出願書と発明の説明・請求の範囲・必要な図面及び要約書を、特許庁長に提出しなければならない。

②第 1 項の出願書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

- 1.該当出願が「特許協力条約」による国際出願であるという表示
- 2.該当出願された発明の保護が必要な「特許協力条約」締結国の指定
- 3.第 2 号により指定された締結国(以下「指定国」という。)のうち、「特許協力条約」第 2 条(iv)の地域特許を受けようとする場合には、その旨
- 4.出願人の氏名若しくは名称・住所又は営業所及び国籍
- 5.代理人がいればその代理人の氏名及び住所若しくは営業所
- 6.発明の名称
- 7.発明者の氏名及び住所又は住所(指定国の法令で発明者に関する事項を記載するように規定されている場合だけに該当する。)

③第 1 項の発明の説明は、その発明が属する技術分野で通常の知識を有した者が容易に実施できるように明確かつ詳細に記載されなければならない。

④第 1 項の請求の範囲は保護を受けようとする事項を明確かつ簡潔に記載しなければならず、明細書によって十分に裏付けられなければならない。

⑤第 1 項から第 4 項までに規定された事項以外に国際出願に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 194 条(国際出願日の認定等) ①特許庁長は、国際出願が特許庁に到達した日を「特許協力条約」第 11 条の国際出願日(以下“国際出願日”という。)と認めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、こ

の限りでない。

- 1.出願人が第 192 条各号のいずれかに該当しない場合
 - 2.第 193 条第 1 項による言語で作成されていない場合
 - 3.第 193 条第 1 項による発明の説明又は請求の範囲が提出されていない場合
 - 4.第 193 条第 2 項第 1 号・第 2 号による事項及び出願人の氏名若しくは名称を記載していない場合
- ②特許庁長は、国際出願が第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて書面をもって手続を補完することを命じなければならない。
- ③特許庁長は、国際出願が図面に関して記載しているがその出願に図面が含まれていない場合には、その旨を出願人に通知しなければならない。
- ④特許庁長は、第 2 項による手続の補完命令を受けた者が指定された期間に補完をした場合にはその補完に係る書面の到達日を、第 3 項による通知を受けた者が産業通商資源部令で定める期間に図面を提出した場合にはその図面の到達日を国際出願日と認めなければならない。ただし、第 3 項による通知を受けた者が産業通商資源部令で定める期間に図面を提出しなかった場合には、その図面に関する記載はないものと見る。

第 195 条(補正命令) 特許庁長は、国際出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて補正を命じなければならない。

- 1.発明の名称が記載されていない場合
- 2.要約書が提出されていない場合
- 3.第 3 条又は第 197 条第 3 項に違反している場合
- 4.産業通商資源部令で定める方式に違反している場合

第 196 条(取り下げられたものとみなす国際出願等) ①次の各号のいずれかに該当する国際出願は、取り下げられたものとみなす。

- 1.第 195 条による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなかったとき
 - 2.国際出願に関する手数料を産業通商資源部令で定める期間に出さず「特許協力条約」第 14 条(3)(a)に該当することになった場合
 - 3.第 194 条によって国際出願日が認められた国際出願に関して産業通商資源部令で定める期間にその国際出願が第 194 条第 1 項各号のいずれかに該当することが発見された場合
- ②国際出願に関して出さなければならない手数料の一部を産業通商資源部令で定める期間に納出さず「特許協力条約」第 14 条(3)(b)に該当するようになった場合には、手数料を出さなかった指定国の指定は取り下げられたものとみなす。
- ③特許庁長は、第 1 項及び第 2 項によって国際出願又は指定国の一部が取り下げられたものとみなす場合には、その事実を出願人に通知しなければならない。

第 197 条(代表者等) ①2 人以上の共同で国際出願をする場合に、第 192 条から第 196 条まで及び第 198 条による手続は、出願人の代表者が踏むことができる。

②2 人以上の共同で国際出願をする場合に出願人が代表者を定めていない場合には、産業通商資源部令で定めるところに従い代表者を定めることができる。

③第1項の手続を代理人によって踏もうとする者は、第3条による法定代理人を除いては弁理士を代理人としなければならない。

第198条(手数料) ①国際出願をしようとする者は、手数料を出さなければならない。

②第1項による手数料、その納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第198条の2(国際調査及び国際予備審査) ①特許庁は、「特許協力条約」第2条(xix)の国際事務局(以下“国際事務局”という)と締結する協定に従い、国際出願に対する国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を遂行する。

②第1項による業務遂行に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第2節 国際特許出願に関する特例

第199条(国際出願による特許出願) ①「特許協力条約」によって国際出願日が認められた国際出願として特許を受けるために大韓民国を指定国に指定した国際出願は、その国際出願日に出願された特許出願とみなす。

②第1項による特許出願とみなす国際出願(以下、“国際特許出願”という。)に関しては、第42条の2、第42条の3及び第54条を適用しない。

第200条(公知等がされていない発明とみなす場合の特例) 国際特許出願された発明に関して第30条第1項第1号の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びこれを証明することができる書類を同条第2項にかかわらず産業通商資源部令で定める期間に特許庁長に提出することができる。

第200条の2(国際特許出願の出願書等) ①国際特許出願の国際出願日までに提出された出願書は、第42条第1項により提出された特許出願書とみなす。

②国際特許出願書の国際出願日までに提出された発明の氏名、請求の範囲及び図面は第42条第2項による要約書とみなす。

③国際特許出願に対しては、次の各号の区分による要約書又は韓国語翻訳文を第42条第2項による要約書とみなす。

1.国際特許出願の要約書を韓国語で記載した場合:国際特許出願の要約書

2.国際特許出願の要約書を外国語で記載した場合:第201条第1項により提出された国際特許出願の要約書の韓国語翻訳文(第201条第3項本文により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には最後に提出した国際特許出願の要約書の韓国語翻訳文をいう。)

第201条(国際特許出願の韓国語翻訳文) ①国際特許出願を外国語で出願した出願人は、「特許協力条約」第2条(xi)の優先日(以下、“優先日”という。)から2年7ヶ月(以下、“韓国国内書面提出期間”という。)以内に次の各号の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。ただし、韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという旨を第

203条第1項による書面に記載して韓国内書面提出期間満了日前1ヶ月からその満了日までに提出した場合(その書面を提出する前に韓国語翻訳文を提出した場合は除く。)には、韓国内書面提出期間満了日から1ヶ月となる日までに韓国語翻訳部を提出することができる。

- 1.国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲及び図面(図面のうち説明部分に限定する。)の韓国語翻訳文
- 2.国際特許出願の要約書の韓国語翻訳文

②第1項にかかわらず国際特許出願を外国語で出願した出願人が「特許協力条約」第19条(1)によって請求範囲に関する補正をした場合には、国際出願日までに提出した請求範囲に対する韓国語翻訳文を補正後の請求範囲に対する韓国語翻訳文に代替して提出することができる。

③第1項によって韓国語翻訳文を提出した出願人は、韓国内書面提出期間(第1項ただし書きによって旨を記載した書面が提出された場合には、延長された韓国語翻訳文提出期間をいう。以下本状で同じ。)にその韓国語翻訳文に代わって新しい韓国語翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後には、この限りでない。

④第1項による出願人が韓国内書面提出期間に第1項による発明の氏名及び請求範囲の韓国語翻訳文を提出しなければ、その国際特許出願を取り下げたものとみなす。

⑤特許出願人が韓国内書面提出期間の満了日(韓国内書面提出期間に出願人が出願審査の請求をした場合にはその請求日をいい、以下“基準日”という。)までに第1項により発明の説明、請求範囲及び図面(図面のうち説明部分に限定する。)の韓国語翻訳文(第3項本文により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には最後に提出した韓国語翻訳文をいう。以下本条で“最終韓国語翻訳文”という。)を提出した場合には、国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲及び図面(図面のうち説明部分に限定する。)を最終韓国語翻訳文によって国際出願日に第47条第1項による補正をしたものとみなす。

⑥特許出願人は、第47条第1項及び第208条第1項により補正をすることができる期間に最終韓国語翻訳文の間違った翻訳を産業通商資源部令で定める方法によって訂正することができる。この場合、訂正された韓国語翻訳文に関しては第5項を適用しない。

⑦第6項前段の規定により、第47条第1項第1号または第2号の規定による期間の訂正をする場合には、最後の訂正前にした全ての訂正は始めからなかったものとみなす。

⑧第2項により補正後の請求範囲に対する韓国語翻訳文を提出する場合には、第204条第1項及び第2項を適用しない。

第202条(特許出願等による優先権主張の特例) ①国際特許出願に関しては、第55条第2項及び第56条第2項を適用しない。

②第55条第4項を適用するとき、優先権主張を随伴する特許出願が国際特許出願である場合には、同項中“特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“国際出願日までに提出された発明の説明、請求範囲又は図面”に、“出願公開されたり”は“出願公開又は「特許協力条約」第21条により国際公開されたり”とみなす。ただし、その国際特許出願が第201条第4項により取り下げたものとみなす場合には、第55条第4項を適用しない。

③第55条第1項、同条第3項から第5項まで及び第56条第1項を適用するとき、先出願が国際特許出願又は「実用新案法」第34条第2項による国際実用新案登録出願である場合には、次の各号による。

1.第55条第1項各号以外の部分本文、同条第3項及び第5項各号以外の部分のうち“出願書に最初に添付された明細書または図面”は、次の各目の区分によるものとみなす。

イ.先出願が国際特許出願の場合：“国際出願日までに提出された国際出願の発明の説明、請求範囲または図面

ロ.先出願が「実用新案法」第 34 条第 2 項による国際実用新案登録出願である場合：“国際出願日までに提出された国際出願の考案の説明、請求範囲又は図面”

2.第 55 条第 4 項のうち“先出願の出願書に最初に添付された明細書または図面”は次の各目の区分によるものとみなし、“先出願に関し出願公開”は“その先出願に関し出願公開又は「特許協力条約」第 21 条による国際公開”とみなす。

イ.先出願が国際特許出願である場合：“先出願の国際出願日までに提出された国際出願の発明の説明、請求範囲又は図面”

ロ.先出願が「実用新案法」第 34 条第 2 項による国際実用新案登録出願である場合：“先出願の国際出願日までに提出された国際出願の考案の説明、請求範囲又は図面”

3.第 56 条第 1 項各号以外の部分本文中“その出願日から 1 年 3 ヶ月がすぎたとき”は“国際出願日から 1 年 3 ヶ月がすぎたとき又は第 201 条第 5 項若しくは「実用新案法」第 35 条第 5 項による基準日のうち遅いとき”とみなす。

④第 55 条第 1 項、どう条第 3 項から第 5 項まで及び第 56 条第 1 項を適用するとき、第 55 条第 1 項による先出願が第 214 条第 4 項又は「実用新案法」第 40 条第 4 項によって特許出願又は実用新案登録出願となる国際特許出願である場合には、次の各号による。

1.第 55 条第 1 項各号以外の部分本文、同条第 3 項及び第 5 項各号以外の部分のうち“出願書に最初に添付された明細書または図面”は次の各目の区分によるものとみなす。

イ.先出願が第 214 条第 4 項により特許出願となる国際出願の場合：“第 214 条第 4 項により国際出願日と認めることができた日の国際出願の発明の説明、請求範囲または図面”

ロ.先出願が「実用新案法」第 40 条第 4 項により実用新案登録出願となる国際出願の場合：“「実用新案法」第 40 条第 4 項により国際出願日と認めることができた日の国際出願の考案の説明、請求範囲又は図面”

2.第 55 条第 4 項のうち“先出願の出願書に最初に添付された明細書または図面”は、次の各目の区分によるものとみなす。

イ.先出願が第 214 条第 4 項により特許出願となる国際出願の場合：“第 214 条第 4 項により国際出願日と認めることができた日の選手ツンがんお願い申し上げます国際出願の発明の説明、請求範囲又は図面”

ロ.先出願が「実用新案法」第 40 条第 4 項により実用新案登録出願となる国際出願の場合：“「実用新案法」第 40 条第 4 項により国際出願日と認めることができた日の先出願の国際出願の考案の説明、請求範囲または図面”

3.第 56 条第 1 項各号以外の部分本文中“その出願日から 1 年 3 ヶ月がすぎたとき”は“第 214 条第 4 項または「実用新案法」第 40 条第 4 項により国際出願日と認めることができた日から 1 年 3 ヶ月が過ぎたとき又は第 214 条第 4 項若しくは「実用新案法」第 40 条第 4 項による決定をしたときのうち遅いとき”とみなす。

第 203 条(書面の提出) ①国際特許出願の出願人は、韓国内書面提出期間に次の各号の事項を記載した書面の特許庁長に提出しなければならない。この場合、国際特許出願を外国語で出願した出願人は、第 201 条第 1 項による韓国語翻訳文を共に提出しなければならない。

- 1.出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
- 2.出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]
- 3.発明の名称
- 4.発明者の氏名及び住所

5.国際出願日及び国際出願番号

②第1項後段にかかわらず第201条第1項ただし書きにより韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという旨を記載して第1項前段による書面を提出する場合には、韓国語翻訳文を共に提出しないことができる。

③特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補正期間を定めて補正を命じなければならない。

1.第1項前段による書面を韓国内書面提出期間内に提出しなかった場合

2.第1項前段により提出された書面が本法または本法による命令で定める方式に違反される場合

④第3項による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなければ、特許庁長は該当国際特許出願を無効にすることができる。

第204条(国際調査報告書を受けた後の補正) ①国際特許出願の出願人は、「特許協力条約」第19条(1)によって国際調査報告書を受けた後に国際特許出願の請求範囲に関して補正をした場合、基準日までに(基準日が出願審査の請求日である場合、出願審査の請求をしたときまでをいう。以下本条及び第205条で同じ)次の各号の区分による書類を特許庁長に提出しなければならない。

1.外国語で出願した国際特許出願の場合:その補正書の国語翻訳文

2.韓国語で出願した国際特許出願の場合:その補正書の写し

②第1項により補正書の韓国語翻訳文または写しが提出されたときには、その補正書の韓国語翻訳文または写しによって第47条第1項による請求の範囲が補正されたものとみなす。ただし、「特許協力条約」第20条により基準日までにその補正書(韓国語で出願した国際特許出願の場合に限定する。)が特許庁に送達されたときには、その補正書により補正されたものとみなす。

③国際特許出願の出願人は、「特許協力条約」第19条(1)による説明書を国際事務局に提出した場合、次の各号の区分による書類を基準日までに特許庁長に提出しなければならない。

1.外国語で出願した国際特許出願の場合:その説明書の韓国語翻訳文

2.韓国語で出願した国際特許出願の場合:その説明書の写し

④国際特許出願の出願人が基準日までに第1項または第3項による手続を踏まなければ、「特許協力条約」第19条(1)による補正書または説明書は提出しなかったものとみなす。ただし、韓国語で出願した国際特許出願の場合に「特許協力条約」第20条により基準日までにその補正書またはその説明書が特許庁に送達された場合には、この限りでない。

第205条(国際予備審査報告書作成前の補正) ①国際特許出願の出願人は、「特許協力条約」第34条(2)(b)によって国際特許出願の発明の説明、請求範囲及び図面に対して補正をした場合、基準日までに次の各号の区分による書類を特許庁長に提出しなければならない。

1.外国語で作成された補正書の場合:その補正書の韓国語翻訳文

2.韓国語で作成された補正書の場合:その補正書の写し

②第1項により補正書の韓国語翻訳文または写しが提出されたときには、その補正書の韓国語翻訳文または写しによって第47条第1項による明細書及び図面が補正されたものとみなす。ただし、「特許協力条約」第36条(3)(a)により基準日までにその補正書(韓国語で作成された補正書の場合だけ該当する。)が特許庁に送達された場合には、その補正書により補正されたものとみなす。

③国際特許出願の出願人が基準日までに第1項による手続を踏まなければ、「特許協力条約」第34条(2)(b)による補

正書は提出されなかったものとみなす。ただし、「特許協力条約」第 36 条(3)(a)により基準日までにその補正書(韓国語で作成された補正書の場合だけ該当する。)が特許庁に送達された場合には、この限りでない。

第 206 条(在外者の特許管理人の特例) ①在外者である国際特許出願の出願人は、基準日までは第 5 条第 1 項にかかわらず特許管理人によらずに特許に関する手続を踏むことができる。

②第 201 条第 1 項により韓国語翻訳文を提出した在外者は、産業通商資源部令で定める期間に特許管理人を選任して特許庁長に申告しなければならない。

③第 2 項による選任申告がなければ、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす。

第 207 条(出願公開時期及び効果の特例) ①国際特許出願の出願公開に関して第 64 条第 1 項を適用する場合には、“次の各号の区分による日から 1 年 6 ヶ月が過ぎた後”は“韓国内書面提出期間(第 201 条第 1 項各号以外の部分ただし書きにより韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという旨を記載した書面が提出された場合には、延長された韓国語翻訳文提出期間をいう。以下本項で同じ。)が過ぎた後(韓国内書面提出期間に出願人が出願審査の請求をした国際特許出願であって「特許協力条約」第 21 条により国際公開された場合には、優先日から 1 年 6 ヶ月になる日又は出願審査の請求日のうち遅い日が過ぎた後)”とみなす。

②第 1 項にかかわらず韓国語で出願した国際特許出願に関し第 1 項による出願公開前に既に「特許協力条約」第 21 条により国際公開がされた場合には、その国際公開されたときに国際公開がされたものとみなす。

③国際特許出願の出願人は、国際特許出願に関して韓国内公開(韓国語で出願した国際特許出願の場合「特許協力条約」第 21 条による国際公開をいう。以下本項で同じ。)があった後国際特許出願された発明を業として実施した者に国際特許出願された発明であることを書面をもって警告することができる。

④国際特許出願の出願人は、第 3 項による警告を受けたり出願公開された発明であることを知ってもその国際特許出願された発明を業として実施した者にその警告を受けたり出願公開された発明であることを知ったときから特許権の設定登録時までの期間の間その特許発明の実施に対し合理的に受けることができる金額に相当する補償金の支給を請求することができる。ただし、その請求権は該当特許出願が特許権の設定登録された後でなければ行使することができない。

第 208 条(補正の特例) ①国際特許出願に関しては、次の各号の要件を全て備えなければ、第 47 条第 1 項にかかわらず補正(第 204 条第 2 項及び第 205 条第 2 項による補正は除く。)をすることができない。

1. 第 82 条第 1 項による手数料を出すこと

2. 第 201 条第 1 項による韓国語翻訳文を提出すること。ただし、韓国語で出願された国際特許出願の場合は、この限りでない。

3. 基準日(基準日が出願審査の請求日である場合出願審査を請求したときをいう。)がすぎること

② 削除

③外国語で出願された国際特許出願の補正することができる範囲に関して第 47 条第 2 項前段を適用するときには、“特許出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲又は図面”とみなす。

④外国語で出願された国際特許出願の補正することができる範囲に関して第 47 条第 2 項後段を適用するときには“外国語特許出願”は“外国語で出願された国際特許出願”と、“最終韓国語翻訳文(第 42 条の 3 第 6 項前段による訂

正がある場合には、訂正された韓国語翻訳文をいう。)または特許出願書に最初に添付した図面(図面のうち説明部分は除く。)"は"第 201 条第 5 項による最終韓国語翻訳文(第 201 条第 6 項前段による訂正がある場合には、訂正された韓国語翻訳文をいう。)または国際出願日までに提出した図面(図面のうち説明部分は除く。)"とみなす。

⑤ 削除

第 209 条(変更出願時期の制限) 「実用新案法」第 34 条第 1 項によって国際出願日に出願された実用新案登録出願とみなす国際出願を基礎として特許出願に変更出願をする場合には、この法第 53 条第 1 項にかかわらず「実用新案法」第 17 条第 1 項による手数料を出し、同法第 35 条第 1 項による韓国語翻訳文(韓国語で出願された国際実用新案登録出願の場合は除く。)を提出した後(「実用新案法」第 40 条第 4 項によって国際出願日と認めることができた日に出願されたものとみなす国際出願を基礎とする場合には、同項による決定があった後)でなければこれを行うことができない。

第 210 条(出願審査請求時期の制限) 国際特許出願に関しては、第 59 条第 2 項にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときのみ出願審査の請求をすることができる。

1. 国際特許出願の出願人は、第 201 条第 1 項により韓国語翻訳文を提出し(韓国語で出願された国際特許出願の場合は除く。)第 82 条第 1 項による手数料を出した後

2. 国際特許出願の出願人でない者は、韓国内書面提出期間(第 201 条第 1 項各号以外の部分ただし書きにより韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという旨を記載した書面が提出された場合には、延長された韓国語翻訳文提出期間をいう。)が過ぎた後

第 211 条(国際調査報告書等に記載された文献の提出命令) 特許庁長は、国際特許出願の出願人に対して期間を定めて「特許協力条約」第 18 条の国際調査報告書又は同条約第 35 条の国際予備審査報告書に記載されている文献の写しを提出させることができる。

第 212 条 削除

第 213 条 削除

第 214 条(決定によって特許出願となる国際出願) ① 国際出願の出願人は、「特許協力条約」第 4 条(1)(ii)の指定国に大韓民国を含む国際出願(特許出願のみ該当する。)が次の各号のいずれかに該当する場合、産業通商資源部令で定める期間に産業通商資源部令で定めるところに従い特許庁長に同条約第 25 条(2)(a)による決定をしてくれることを申請することができる。

1. 「特許協力条約」第 2 条(xv)の受理官庁がその国際出願に対し同条約第 25 条(1)(a)による拒否をした場合

2. 「特許協力条約」第 2 条(xv)の受理官庁がその国際出願に対し同条約第 25 条(1)(a)又は(b)による宣言をした場合

3. 国際事務局がその国際出願に対し同条約第 25 条(1)(a)による認定をした場合

② 第 1 項の申請をしようとする者がその申請時に発明の説明、請求範囲又は図面(図面中の説明部分に限定する。)その他産業通商資源部令で定める国際出願に関する書類の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

③ 特許庁長は、第 1 項の申請があればその申請に関する拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約規則に

従い正当になったものなのかに関して決定をしなければならない。

④特許庁長は、第3項によってその拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約規則に従い正当になったものではないと決定をした場合には、その決定に関する国際出願はその国際出願に対して拒否・宣言又は認定がなかったのであれば、国際出願日と認めることができた日に出願された特許出願とみなす。

⑤特許庁長は、第3項による正当性可否の決定をする場合には、その決定の謄本を国際出願の出願人に送達しなければならない。

⑥第4項によって特許出願とみなす国際出願に関しては、第199条第2項、第200条、第200条の2、第201条第5項から第8項まで、第202条第1項・第2項、第208条及び第210条を準用する。

⑦第4項によって特許出願とみなす国際出願に関する出願公開に関しては、第64条第1項中“次の各号の区分による日”を“第201条第1項の優先日”とみなす。

第11章 補 則

第215条(複数の請求項がある特許又は特許権に関する特則) 複数の請求項がある特許又は特許権に関して第65条第6項、第84条第1項第2号・第6号、第85条第1項第1号(消滅の場合だけ該当する。)、第101条第1項第1号、第104条第1項第1号・第3号・第5号、第119条第1項、第132条の13第3項、第133条第2項・第3項、第136条第7項、第139条第1項、第181条、第182条又は「実用新案法」第26条第1項第2号・第4号・第5号を適用するときには、請求項ごとに特許がされたり特許権があるものとみなす。

第215条の2(複数の請求項がある特許出願の登録に関する特則) ①複数の請求項がある特許出願に対する特許決定を受けた者が特許料を出すときには、請求項別にこれを放棄することができる。

②第1項による請求項の放棄に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第216条(書類の閲覧等) ①特許出願、特許取消申請、審判等に関する証明、書類の謄本又は抄本の発給、特許原簿及び書類の閲覧又は複写が必要な者は、特許庁長又は特許審判院長に書類の閲覧等の許可を申請することができる。

②特許庁長または特許審判院長は、第1項の申請があっても次の各号のいずれかに該当する書類を秘密に維持する必要があると認める場合には、その書類の閲覧またはコピーを許可しないことができる。

1.出願公開または設定登録されていない特許出願(第55条第1項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が出願公開または設定登録された場合には、その先出願は除く。)に関する書類

2.出願公開または設定登録されていない特許出願の第132条の17の規定による特許拒絶決定に対する審判に関する書類

3.公共の秩序または善良な風俗に外れたり公衆の衛生を害する恐れがある書類

第217条(特許出願等に関する書類等の搬出及び鑑定等の禁止) ①特許出願・審査・特許取消申請・審判・再審に関する書類又は特許原簿は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ外部に搬出することができる。

1. 第 58 条第 1 項、**第 3 項または第 4 項**による先行技術の調査等のために特許出願又は審査に関する書類を搬出する場合
 2. 第 217 条の 2 第 1 項による特許文書電子化業務の委託のために特許出願・審査・特許取消申請・審判・再審に関する書類又は特許原簿を搬出する場合
 3. 「電子政府法」第 32 条第 2 項によるオンライン遠隔勤務のために特許出願・審査・特許取消申請・審判・再審に関する書類又は特許原簿を搬出する場合
 4. 外国特許庁又は国際機構との業務協約を履行するために、特許出願または審査に関する書類を搬出する場合
- ②特許出願・審査・特許取消申請・審判又は再審で係属中の事件の内容若しくは特許可否決定・審決又は決定の内容に関しては、鑑定・証言したり質疑に応答することができない。
- ③第 1 項第 4 号による搬出要件・手続、書類の種類等に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 217 条の 2(特許文書電子化業務の代行) ①特許庁長は、特許に関する手続を効率的に処理するために必要であると認めれば、特許出願・審査・特許取消申請・審判・再審に関する書類又は特許原簿を電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用して電子化する業務又はこれと類似した業務(以下、“特許文書電子化業務”という。)を産業通商資源部令で定める施設および人材を備えた法人に委託して遂行させることができる。

② 削除

- ③第 1 項によって特許文書電子化業務の委託を受けた者(以下、“特許文書電子化機関”という。)の役員・職員であったりその職にあった者は、職務上知った特許出願中の発明に関して秘密を漏出したり盗用してはいけない。
- ④特許庁長は、第 28 条の 3 第 1 項による電子文書で提出されなかった特許出願書若しくはその他産業通商資源部令で定める書類を第 1 項によって電子化し、特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。
- ⑤第 4 項によってファイルに収録された内容は、該当書類に記載されている内容と同一なものとみなす。
- ⑥特許文書電子化業務の遂行方法、その他特許文書電子化業務遂行に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
- ⑦特許庁長は、特許文書電子化機関が第 1 項による産業通商資源部令で定める施設および人力基準を満たすことができない場合**または役職員が職務上知り得た特許出願中である発明に関して、秘密を漏洩したり盗用した場合には**是正措置を要求することができ、特許文書電子化機関が是正措置要求に従わない場合には、特許文書電子化業務の委託を取り消すことができる。この場合、予め意見を陳述する機会を与えなければならない。

第 218 条(書類の送達) この法に規定された書類の送達手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 219 条(公示送達) ①書類の送達を受ける者の住所若しくは営業所が分明でなく送達することができない場合には、公示送達をしなければならない。

- ②公示送達は、書類の送達を受ける者にいつでも発給するという旨を特許公報に掲載することにする。
- ③最初の公示送達は、特許公報に掲載された日から 2 週間が過ぎればその効力が発生する。ただし、同一当事者に対する以後の公示送達は、特許公報に掲載した日の翌日から効力が発生する。

第 220 条(在外者に対する送達) ①在外者として特許管理人がいれば、その在外者に送達する書類は特許管理人に

送達しなければならない。

②在外者として特許管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は航空登記郵便で発送することができる。

③第2項によって書類を航空登記郵便で発送した場合には、その発送日に送達されたものとみなす。

第221条(特許公報) ①特許庁長は、大統領令で定めるところにより特許公報を発行しなければならない。

②特許公報は、産業通商資源部令で定めるところにより電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体で特許公報を発行する場合には、情報通信網を活用して特許公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

第222条(書類の提出等) 特許庁長又は審査官は、当事者に特許取消申請、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するために必要な書類若しくはその他の物の提出を命ずることができる。

第223条(特許表示及び特許出願表示) ①特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、次の各号の区分による方法で特許表示をすることができる。

1.物の特許発明の場合:その物に“特許”という文字とその特許番号を表示

2.物を生産する方法の特許発明の場合:その方法によって生産された物に“方法特許”という文字とその特許番号を表示

3. 削除

②特許出願人は、次の各号の区分による方法で特許出願の表示(以下“特許出願表示”という。)をすることができる。

1. 物の特許出願の場合:その物に“特許出願(審査中)”という文字と、その出願番号を表示

2. 物を生産する方法の特許出願の場合:その方法により生産されたものに、“方法特許出願(審査中)”という文字と、その出願番号を表示

③第1項又は第2項による特許表示又は特許出願表示をすることができない物の場合には、その物の容器又は包装に特許表示又は特許出願表示をすることができる。

④その他に特許表示又は特許出願表示に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第224条(虚偽表示の禁止) 誰でも次の各号のいずれかに該当する行為をしてはいけない。

1.特許されたものでない物、特許出願中でない物、特許されたものでない方法若しくは特許出願中でない方法によって生産した物又はその物の容器若しくは包装に特許表示又は特許出願表示をしたりこれと混同しやすい表示をする行為

2.第1号の表示をしたものを譲渡・貸与又は展示する行為

3.第1号の物を生産・使用・譲渡又は貸与するために広告・看板又は標札にその物が特許若しくは特許出願されたもの又は特許された方法若しくは特許出願中の方法によって生産したものと表示したりこれと混同しやすい表示をする行為

4.特許されたものでない方法若しくは特許出願中でない方法を使用・譲渡又は貸与するために広告・看板又は標札にその方法が特許又は特許出願されたものと表示したりこれと混同しやすい表示をする行為

第224条の2(不服の制限) ①補正却下決定、特許可否決定、特許取消決定、審決や特許取消申請書・審判請求書・

再審請求書の却下決定に対しては、他の法律による不服をすることができず、この法により不服することができないように規定されている処分に対しては、他の法律により不服をすることができない。②第1項による処分以外の処分の不服については、「行政審判法」または「行政訴訟法」による。

第224条の3(秘密維持命令) ①法院は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴訟においてその当事者が保有した営業秘密に対し次の各号の事由を全て疎明した場合には、その当事者の申請によって決定で他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他その訴訟により営業秘密を知った者にその営業秘密をその訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用したり、その営業秘密に係るこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請時点まで他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他その訴訟により営業秘密を知った者が第1号に規定された準備書面の閲覧若しくは証拠調査以外の方法でその営業秘密を既に取得している場合には、この限りでない。

1.既に提出したり提出すべき準備書面、既に調査したり調査すべき証拠または第132条第3項の規定により提出したり提出すべき資料に営業秘密が含まれているということ

2.第1号の営業秘密が該当訴訟遂行以外の目的で使用されたり公開されると当事者が営業に支障を与えるおそれがありこれを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるということ

②第1項による命令(以下“秘密維持命令”という)の申請は、次の各号の事項を記載した書面でしなければならない。

1.秘密維持命令を受けた者

2.秘密維持命令の対象となる営業秘密を特定するのに十分な事実

3.第1項各号の事由に該当する事実

③法院は、秘密維持命令が決定された場合にはその決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。

④秘密維持命令は、第3項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達されたときから効力が発生する。

⑤秘密維持命令の申請を棄却したり却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第224条の4(秘密維持命令の取消) ①秘密維持命令を申請した者又は秘密維持命令を受けた者は、第224条の3第1項による要件を備えることができなかつたり備えることができなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には秘密維持命令を下した法院)に秘密維持命令の取消を申請することができる。

②法院は、秘密維持命令の取消申請に対する裁判がある場合には、その決定書をその申請をした者及び相手方に送達しなければならない。

③秘密維持命令の取消申請に対する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

④秘密維持命令を取り消す裁判は、確定されてこそ効力が発生する。

⑤秘密維持命令を取り消す裁判をした法院は、秘密維持命令の取消申請をした者又は相手方以外に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がいる場合には、その者に即時秘密維持命令の取消裁判をした事実を知らせなければならない。

第224条の5(訴訟記録閲覧等の請求通知等) ①秘密維持命令が下された訴訟(全ての秘密維持命令が取り消された訴訟は除く)に関する訴訟記録に対し「民事訴訟法」第163条第1項の決定があった場合、当事者が同じ項で規定する秘密記載部分の閲覧等の請求をしたがその請求手続きを該当訴訟で秘密維持命令を受けていない者が踏んだ場

合には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補(以下この条で“法院事務官等”という。)は、「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当業者(その閲覧等の請求をした者は除く。以下第3項で同じ。)にその請求直後にその閲覧等の請求があったという事実を知らせなければならない。

②第1項の場合に法院事務官等は第1項の請求があった日から2週が過ぎるまで(その請求手続きを踏んだ者に対する秘密維持命令申請がその期間内に行われた場合にはその申請に対する裁判が確定される時点まで)その請求手続きを踏んだ者に第1項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはいけない。

③第2項は第1項の閲覧等の請求をした者に第1項の秘密記載部分の閲覧等をさせることに對し「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当業者みなが同意する場合には適用されない。

第12章 罰 則

第225条(侵害罪) ①特許権又は専用実施権を侵害した者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の罪は告訴がなければ公訴を提起することができない。

第226条(秘密漏泄罪等) 特許庁又は特許審判院所属職員であつたり職員であつた者が特許出願中の発明(国際出願中の発明を含む。)に関して職務上知った秘密を漏らしたり盗用した場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

第226条の2(専門機関等の役・職員に対する公務員擬制) 第58条第2項による**専門機関**、**第58条第3項による専担機関**又は特許文書電子化機関の役・職員であつたり役・職員であつた者は、第226条を適用する場合には特許庁所属職員又は職員であつた者とみなす。

第227条(偽証罪) ①この法によって宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳をした場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項による罪を犯した者がその事件の特許取消申請に対する決定または審決の確定される前に自首した場合には、その刑を減輕又は免除することができる。

第228条(虚偽表示の罪) 第224条に違反した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第229条(詐欺行為の罪) 詐偽若しくはその他の不正な行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許取消申請に対する決定又は審決を受けた者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

第229条の2(秘密維持命令の違反罪) ①国内外で正当な事由なく第224条の3第1項による秘密維持命令を違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の罪は秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ控訴を提起することができない。

第230条(両罰規定) 法人の代表者若しくは法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または

個人の業務に関して第 225 条第 1 項、第 228 条又は第 229 条のいずれかに該当する違反行為を行うと、その行為者を罰する以外にその法人には次の各号の区分による罰金刑を、その個人には該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない。

1. 第 225 条第 1 項の場合：3 億ウォン以下の罰金
2. 第 228 条又は第 229 条の場合：6 千万ウォン以下の罰金

第 231 条(没収等) ①第 225 条第 1 項に該当する侵害行為を造成した物又はその侵害行為から生じた物は、没収したり被害者の請求によってその物を被害者に交付することを宣告しなければならない。

②被害者は、第 1 項による物を受け取った場合には、その物の価額を超過する損害額に対してのみ賠償を請求することができる。

第 232 条(過怠料) ①次の各号のいずれかに該当する者には、50 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1.「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条によって宣誓をした者として、特許審判院に対して虚偽の陳述をした者

2.特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して書類若しくはその他の物の提出又は提示の命令を受けた者として、正当な理由なくその命令に応じなかった者

3.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚された者として、正当な理由なく召喚に応じなかったり宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者

②第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところに従い特許庁長が賦課・徴収する。

附 則

第 1 条(施行日) この法は、1990 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 201 条・第 205 条及び第 211 条の特許協力条約第 2 章に関する事項は、特許協力条約第 2 章が大韓民国に対して効力が発生する日から施行する。

第 2 条(一般的経過措置) この法は、附則第 3 条乃至第 9 条に特別に規定した場合を除いてこの法の施行前に発生した事項にも適用する。ただし、従前の規定によって発生した効力に関しては影響を及ぼさない。

第 3 条(特許出願等に関する経過措置) この法の施行前にした特許出願に関する審査及び拒絶査定に関する抗告審判は、従前の規定による。

第 4 条(権利設定された特許の審判等に関する経過措置) この法の施行前にした特許出願によって権利設定された特許に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。

第 5 条(条約による優先権証明書類の提出に関する経過措置) この法の施行前に大韓民国に優先権主張をした特許出願の優先権証明書類の提出期間は、従前の規定による。

第 6 条(補正却下に関する経過措置) この法の施行前にした補正に関しては、従前の規定による。

第 7 条(特許権の存続期間に関する経過措置) この法の施行前に設定された特許権及び特許出願され設定される特許権の存続期間は、従前の規定による。

第8条(特許権の収用等に関する経過措置) この法の施行前に請求した特許権の制限・収用・取消し又は実施に関する処分又は訴訟は、従前の規定による。

第9条(審判の手続・費用及び損害賠償等に関する経過措置) この法の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は、従前の規定による。

附 則[1993.3.6]

第1条(施行日) この法は、公布した日から施行する。[ただし書き省略]

第2条乃至第5条 省略

附 則[1993.12.10]

①(施行日)この法は、1994年1月1日から施行する。

②(特許料等の返還期間に関する経過措置)この法の施行前に錯誤によって納付された特許料及び手数料の返還に関しては、従前の規定による。

③(特許料の返還に関する適用例)特許に関する無効審決の確定による特許料の返還に関する第84条第1項第2号及び第3号の改正規定は、この法の施行以後に無効審決が確定されるものから適用する。

附 則[1994.3.24]

第1条(施行日) この法は、公布した日から施行する。

第2条乃至第5条 省略

附 則[1995.1.5]

第1条(施行日) この法は、1998年3月1日から施行する。

第2条(係属中の事件に関する経過措置) ①この法の施行前に審判が請求されたり拒絶査定・取消決定又は補正却下決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件は、この法によって特許審判院に審判が請求され係属中のものとみなす。[改正 97.4.10]

②この法施行前に審決に対する抗告審判が請求されたり審判請求書却下決定に対する抗即時抗告が請求され係属中の事件は、この法によって特許法院に訴が提起され係属中のものとみなす。

第3条(不服を提起することができる事件等に関する経過措置) ①この法の施行当時、審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定・取消決定又は審査官の補正却下決定が送達された事件として従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものに対してはこの法の施行日から30日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第186条第1項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定・取消決定又は審査官の補正却下決定に対しては第132条の3又は第132条の4の規定による審判を請求することができる。ただし、この法の施行当時、既に従前の規定による不服期間が経過されたものはこの限りでない。[改正 97.4.10]

②この法の施行当時、抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下決定が送達された事件として大法院に不服をしなかったものに対しては、この法の施行日から30日以内に大法院の不服をすることができる。ただし、この法の施行当時、既に従前の規定による不服期間が経過されたものはこの限りでない。

③この法の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第2項の規定によって不服が提起される事件は、この法によって大法院に係属中であったり提起されたものとみなす。

第4条(再審事件に関する経過措置) 附則第2条及び附則第3条の規定は、係属中の再審事件に関してこれを準用する。

第5条(書類の移管等) ①特許庁長は、附則第2条第1項(附則第4条の規定によって準用される場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は、附則第2条第2項(附則第4条の規定によって準用される場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関して必要な事項は大法院規則で定める。

附 則[1995.12.29]

第1条(施行日) この法は、1996年7月1日から施行する。

第2条(原子核変換方法によって製造され得る物質の発明に関する経過措置) ①この法の施行当時、特許庁に係属中の特許出願(特許査定謄本送達があった場合を除く。)のうち、特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に原子核変換方法によって製造され得る物質の発明を記載した特許出願人は、この法の施行日から6ヶ月以内にその明細書又は図面を補正することができる。

②第1項の規定による補正は、出願公告決定謄本の送達前にした補正とみなす。

第3条(特許権の存続期間に関する経過措置) ①この法の施行前に従前の規定による存続期間が満了された特許権に対しては、この法を適用しない。

②この法の施行当時、存続中の特許権及び特許庁に係属中の特許出願のうち、この法の施行によって存続期間が短縮される特許権の存続期間は従前の規定による。

第4条(実施事業を準備している者に対する通常実施権認定の特例) ①第32条の改正規定によって原子核変換方法によって製造され得る物質の発明に対する特許権が設定された場合、1995年1月1日前に国内で原子核変換方法によって製造され得る物質の発明の実施事業をしている者又はその実施事業の準備をしている者は、その発明の実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内で当該発明の特許権に対して通常実施権を有する。

②この法の施行で特許権の存続期間が延長される場合、従前の規定に従って当該特許権が終了されるものと予想して1995年1月1日前に国内でその発明の実施事業を準備している者は、従前の規定による存続期間の満了日からこの法の施行によって延長される存続期間の間、その準備している発明及び事業の目的の範囲内で当該特許権に対して通常実施権を有する。

③第1項及び第2項の規定によって通常実施権を有する者は、特許権者又は専用実施権者に相当の対価を支給しなければならない。

④第118条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による通常実施権に関してこれを準用する。

第5条(審判の手続・費用及び損害賠償などに関する経過措置) この法の施行前になされた行為に対して請求した審

判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償などは、従前の規定による。

附 則[1997.4.10]

第1条(施行日) この法は、1997年7月1日から施行する。ただし、第15条第2項、第16条第1項・第2項、第46条、第132条の3、第140条の2、第164条第1項、第170条、第171条第2項、第172条、第176条第1項・第2項、第224条の2と法律第4892号特許法中改正法律附則第2条第1項及び第3条第1項の改正規定は、1998年3月1日から施行する。

第2条(特許異議申立に対する特例) ①第6条の規定を適用するにおいて、1998年2月28日までは同条中“第167条の規定による拒絶査定に対する抗告審判の請求”は“第167条の規定による拒絶査定又は取消決定に対する抗告審判の請求”とみなす。

②第164条第1項の規定を適用するにおいて、1998年2月28日までは同項中“他審判の審決又は抗告審判の審決が確定されるまで”は“特許異議申立に対する決定、他審判の審決又は抗告審判の審決が確定されるまで”とみなす。

③第170条第1項の規定を適用するにおいて、1998年2月28日までは同項前段中“第50条・第51条・第63条及び第66条乃至第75条”は“第51条・第63条及び第66条”と、同項後段は削除されたものと見なし、同条第3項の規定を適用するにおいて1998年2月28日までは同項中“第51条第4項乃至第6項”は“第51条第1項・第5項”とみなす。

④第171条第3項及び第4項の規定を適用するにおいて、1998年2月28日までは同項中“拒絶査定”はそれぞれ“拒絶査定又は取消決定”とみなす。

⑤第172条の規定を適用するにおいて、1998年2月28日までは同条中“審査又は審判で踏んだ特許に関する手続”は“審査・特許異議申立又は審判で踏んだ特許に関する手続”とみなす。

⑥第176条の規定を適用するにおいて、1998年2月28日までは同条中“拒絶査定又は審判の審決を破棄しなければならない”は“拒絶査定・取消決定又は審判の審決を破棄又は取り消さなければならない”とみなす。

第3条(特許異議申立制度の変更による経過措置) ①この法の施行前に特許庁に係属中の特許出願として出願公告決定謄本の送達があった特許出願及びこの法の施行前に出願公告決定謄本の送達があった特許出願に関連された特許・特許権・審判又は再審に対しては、従前の規定による。

②この法の施行前に出願公告決定謄本が送達された特許出願又は実用新案登録出願の出願日の後に、その出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一の発明として出願された特許出願に関しては、第29条第3項の改正規定にかかわらず従前の規定による。

第4条(罰則に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する罰則の適用においては、従前の規定による。

第5条(他の法律の改正) ①商標法のうち次の通り改正する。第16条第2項を次の通りにし、同条に第3項を次の通り新設する。②出願公告決定謄本の送達前にした商標登録出願に関する商標又は指定商品の補正が要旨を変更するものと商標権の設定登録があった後に認められたときには、その商標登録出願はその補正書を提出したときに商標登録出願したものとみなす。③出願公告決定謄本の送達後にした商標登録出願に関する商標又は指定商品の補正が第15条の規定に違反されたものと商標権の設定登録があった後に認められたときには、その商標登録出願はその補正をしなかった商標登録出願に関して商標権が設定登録されたものとみなす。

第89条第2項を第4項とし、同条に第2項及び第3項をそれぞれ次の通り新設する。②商標公報は知識経済部令が定めるところによって電子的媒体で発行することができる。③特許庁長は、電子的媒体で商標公報を発行する場合

には、電算網を活用して商標公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

②意匠法のうち次の通り改正する。第 30 条中“第 77 条及び同法第 78 条第 1 項”は“第 68 条及び同法第 78 条”とし同条後段を削除する。第 78 条第 2 項を第 4 項とし、同条に第 2 項及び第 3 項をそれぞれ次の通り新設する。②意匠公報は知識経済部令が定めるところによって電子的媒体で発行することができる。③特許庁長は、電子的媒体で意匠公報を発行する場合には、電算網を活用して意匠公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

附 則[1998.9.23]

第 1 条(施行日) この法は、1999 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 193 条第 1 項・第 198 条の 2、第 201 条第 6 項の改正規定のうち韓国語で出願された国際特許出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の効力に関する改正規定、第 208 条第 1 項の改正規定のうち韓国語で出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除に関する改正規定と第 210 条の改正規定のうち韓国語で出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除に関する改正規定は、特許協力条約第 16 条(3)(b)の規定によって大韓民国政府が国際調査機関選定と関連して国際事務局と締結する協定が発効される日から施行し、第 6 条・第 11 条・第 29 条・第 36 条・第 49 条・第 53 条・第 55 条・第 56 条・第 59 条・第 69 条・第 87 条・第 88 条・第 102 条・第 104 条・第 133 条・第 202 条・第 209 条及び第 215 条の改正規定と附則第 5 条第 2 項のうち意匠法第 21 条及び第 22 条の改正規定は、1999 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(一般的な経過措置) この法の施行当時、従前の規定によって出願された特許出願及び同特許出願に関する特許登録、特許権、特許異議申立、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第 3 条(電子文書による特許出願関連手続の処理に関する適用例) 第 28 条の 3 及び第 217 条の 2 第 5 項の改正規定中、特許出願関連手続及び特許異議の申立関連手続に関する事項は、1999 年 1 月 1 日以後最初に出願される特許出願から適用する。〈改正 2002.12.11〉

第 4 条(特許要件に関する適用例) 第 29 条第 3 項の改正規定は、この法の施行後に特許出願した発明(以下、この条で“後出願発明”という。)がこの法の施行前に実用新案登録出願をして後出願発明の出願日の後に出願公開された実用新案登録出願の出願書に添付された明細書又は図面に記載された考案と同一な場合にもこれを適用する。

第 5 条(他の法律の改正) ①意匠法のうち次の通り改正する。第 4 条中“特許法第 3 条乃至第 28 条”を“特許法第 3 条乃至第 28 条の 5”とする。第 21 条及び第 22 条をそれぞれ削除する。第 81 条中“特許法第 328 条”を“特許法第 217 条の 2”とする。第 89 条中“特許法第 231 条”を“特許法第 229 条の 2 及び同法第 231 条”とする。

②商標法のうち次の通り改正する。第 5 条中“同法第 28 条”を“同法第 28 条乃至第 28 条の 5”とする。第 92 条中“特許法第 218 条”を“特許法第 217 条の 2”とする。

付 則(国民基礎生活保障法)〈第 6024 号, 1999.9.7〉

第 1 条(施行日) この法は、2000 年 10 月 1 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条 省略

第 3 条(他の法律の改正) ①ないし⑥ 省略

⑦特許法中次のように改正する。

第 83 条第 2 項中“生活保護法第 3 条の規定による保護対象者”を“国民基礎生活保障法第 5 条の規定による受給

権者”にする。

⑧ないし⑩ 省略

第 4 条ないし第 13 条 省略

附 則[2001.2.3]

①この法は、2001 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条第 1 項、第 84 条第 2 項・第 3 項、第 217 条第 1 項ただし書き及び第 229 条の 2 の改正規定は公布した日から施行する。

②(特許要件に関する適用例) 第 29 条第 1 項第 2 号及び第 30 条第 1 項第 1 号ハ目の改正規定はこの法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

③(一般的経過措置) この法施行当時従前の規定により提出された特許出願に対する審査・特許登録・特許権・特許異議申立・審判・再審及び訴訟は従前の規定による。ただし、次の各の 1 に該当する場合には、この限りでない。

1.特許異議申立をするにおいては、第 77 条第 3 項の改正規定で準用している第 136 条第 9 項を適用する。

2.特許料の追加納付によって特許出願又は特許権を遡及して存続擬制するにおいては第 81 条の 2 の改正規定を適用する。

3.特許の無効審判を請求するにおいては、第 133 条の 2 第 1 項・第 2 項の改正規定、同条第 3 項の改正規定で準用している第 136 条第 3 項乃至第 5 項・第 7 項乃至第 11 項・第 139 条第 3 項及び第 140 条第 1 項・第 5 項と第 136 条第 1 項の改正規定を各々適用する。

4.特許出願の拒絶査定に対する審判を請求するにおいては、第 140 条の 2 第 1 項ただし書き及び第 3 項の改正規定を各々適用する。

5.複数の請求項がある特許出願に対して請求項別に放棄するにおいては、第 215 条の 2 の改正規定を適用する。

附 則[2001.12.31]

①(施行日) この法は、公布後 6 月が経過した日から施行する。

②(国有または共有特許権に関する経過措置) この法施行当時国家または地方自治団体が所有した国・公立学校教職員の職務発明に対する特許権及び特許を受けることができる権利は職務発明当時学校の専担組織へ移転する。

③(国有または共有実用新案権等に関する経過措置) この法施行当時国家または地方自治団体が所有した国・公立学校教職員の職務考案及び職務創作に対する実用新案権、実用新案登録を受けることができる権利、意匠権及び意匠登録を受けることができる権利の移転に関しては実用新案法第 20 条及び意匠法第 24 条の規定で各々準用する第 39 条の改正規定と附則第 2 項を各々準用する。

附 則[2002.1.26: 民事訴訟法]

①(施行日) この法は、2002 年 7 月 1 日から施行する。

附 則[2002.12.11]

①(施行日) この法は、公布後 5 月が経過した日から施行する。ただし、第 201 条第 1 項の改正規定は公布後 3 月が経過した日から施行する。

②(特許異議の申立の処理に関する適用例) 第 78 条の 2 の改正規定はこの法施行後最初に申し立てられる特許異議の申立から適用する。

③(国際特許出願の国内書面提出期間に関する経過措置) この法施行当時に国内書面提出期間が経過した国際特許出願に対しては、第 201 条第 1 項の改正規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則[2004.12.31:意匠法]

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則(民法)〈第 7427 号、2005.3.31〉

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。ただし、…省略… 付則第 7 条(第 2 項及び第 29 項を除く)の規定は、2008 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条ないし第 6 条 省略

第 7 条(他の法律の改正) ①ないし〈23〉 省略

〈24〉特許法一部を次のように改正する。

第 148 条第 2 号中 “親族・戸主・家族”を “親族”にする。

〈25〉ないし 〈29〉省略

附 則[2005.5.31]

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 81 条の 3 の改正規定は 2005 年 9 月 1 日から施行する。

付 則〈第 7869 号、2006.3.3〉(発明振興法)

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 月が経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条ないし第 5 条 省略

第 6 条(他の法律の改訂) ①特許法の一部を次のように改正する。

第 39 条及び第 40 条をそれぞれ削除する。

②及び③ 省略

附 則[2006.03.03]

第 1 条(施行日) この法は、公布された日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項、第 6 条、第 7 条の 2、第 11 条第 1 項、第 20 条第 7 項、第 21 条第 6 項、第 29 条第 1 項・第 3 項、同条第 4 項のうち「実用新案法」関連改定部分、第 31

条、第 36 条第 3 項、第 49 条、第 52 条、第 53 条、第 55 条第 1 項、同条第 3 項・第 4 項のうち「実用新案法」関連改定部分、第 56 条第 1 項、第 58 条、第 58 条の 2、第 59 条第 3 項、第 62 条、第 63 条の 2、第 64 条、第 87 条第 2 項、第 88 条第 4 項、第 102 条第 4 項のうち「実用新案法」関連改定部分、第 104 条第 1 項、第 133 条第 1 項、第 133 条の 2 第 4 項、第 135 条第 1 項、第 154 条第 8 項、第 193 条第 1 項、第 201 条第 1 項のうち国内書面提出期間関連の改定部分、第 202 条第 3 項のうち「実用新案法」関連改定部分、同条第 4 項、第 204 条および第 205 条のうち基準日関連改定部分、第 208 条第 3 項、第 209 条、第 213 条、第 215 条のうち「実用新案法」関連改定部分、第 229 条の 2 の改正規定は、2006 年 10 月 1 日から施行し、第 3 条第 2 項、第 4 条、第 15 条第 1 項、第 35 条、第 55 条第 3 項のうち特許異議申立関連改正部分、第 57 条第 1 項、第 65 条第 6 項、第 69 条ないし第 78 条、第 78 条の 2、第 84 条第 1 項、第 132 条の 3、第 136 条第 1 項・第 6 項、第 137 条第 1 項、第 140 条の 2、第 148 条、第 164 条第 1 項、第 165 条第 3 項、同条第 4 項のうち特許異議申立関連改正部分、第 171 条第 2 項、第 172 条、第 176 条第 1 項・第 2 項、第 181 条第 1 項、第 212 条、第 214 条第 5 項、第 215 条、第 217 条第 1 項のうち特許異議申立関連改正部分、第 224 条の 2 第 1 項のうち特許異議申立関連改正部分、同条第 2 項、第 217 条の 2 第 1 項および第 2 項のうち特許異議申立関連改正部分、第 226 条第 2 項、第 228 条の改正規定は、2007 年 7 月 1 日より施行する。

第 2 条(特許要件に関する適用例) 第 29 条第 1 項第 1 号、第 30 条第 1 項および第 36 条第 4 項の改正規定は、この法の施行後最初に出願する特許出願より適用する。

第 3 条(特許料返還に関する適用例) 第 84 条第 2 項および第 3 項の改正規定は、この法の施行後、特許取消決定、特許を無効とするという審決または特許権の存続期間の延長登録を無効とするという審決が確定したものから適用する。

第 4 条(特許無効審判の変更に関する適用例) 第 133 条第 1 項但書の改正規定(第 7 号および第 8 号を除く)は、この法の施行後、特許権の設定登録がされたものから適用する。

第 5 条(弁理士の報酬に関する適用例) 第 191 条の 2 の改正規定は、この法の施行後、弁理士が訴訟を代理したものより適用する。

第 6 条(一般的経過措置) この法の施行当時、従前の規定により提出された特許出願に対する審査・特許登録・特許権・審判・再審および訴訟は、従前の規定による。ただし、特許の無効審判を請求するにおいては第 133 条の 2 第 4 項の改正規定を適用し、権利範囲確認審判を請求するにおいては第 135 条第 1 項の改正規定を適用する。

第 7 条(特許異議申請の廃止に伴う経過措置) 2007 年 7 月 1 日前に特許権の設定登録がされたものに対する特許異議申立に関しては、従前の規定による。

附 則[2007.01.03]

第 1 条(施行日) この法は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(特許出願等に関する適用例) 第 42 条、第 47 条第 1 項、第 55 条第 3 項、第 59 条第 2 項ただし書、第 62 条第 4 号、第 63 条の 2、第 64 条第 1 項 ただし書、第 170 条第 1 項後段及び第 174 条第 2 項後段の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第 3 条(専門機関指定の取消等に関する適用例) 第 58 条の 2 の改正規定は、この法施行後最初の違反行為から適用する。

第 4 条(特許出願等に対する手数料返還に関する適用例) 第 84 条第 1 項第 4 号の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第5条(特許無効審判手続での特許の訂正に関する適用例) 第133条の2及び第137条の改正規定は、この法施行後最初に特許無効審判を請求するものから適用する。

第6条(権利範囲確認審判で説明書及び図面の補正に関する適用例) 第140条第2項第2号の改正規定は、この法施行後最初に権利範囲確認審判を請求するものから適用する。

第7条(一般的経過措置) この法施行当時従前の規定に従い提出された特許出願及び特許出願に対する審査・審判・再審及び訴訟は、従前の規定に従う。

付 則(電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律)〈第8171号、2007.1.3〉

第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条ないし第5条 省略

第6条(他の法律の改正) ①ないし③ 省略

④法律第7871号特許法一部改正法律の一部を次のように改正する。

第217条第1項第3号中“「電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」”を“「電子政府法」”にする。

付 則[2007.4.11:発明振興法]

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。ただし、...〈省略〉... 付則第6条第4項の改訂規定は2007年7月1日から施行する。

第2条ないし第5条 省略

第6条(他の法律の改訂) ①及び②省略

③特許法の一部を次の通り改正する。

第109条のうち「『発明振興法』第29条」を「『発明振興法』第41条」とする。

④法律第8197号特許法の一部改訂法律の一部を次のように改正する。

第118条第2項、第119条第1項及び第136条第7項のうち「『発明振興法』第8条第1項の規定による」をそれぞれ「『発明振興法』第10条第1項による」とする。

第7条 省略

付 則[2007.5.17]

①(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

②(特許料などの返還に関する適用例) 第84条第3項の改正規定は、この法施行当時以前の規定による返還請求期間が経過しない特許料と手数料に対しても適用する。

付 則(政府組織法) 〈第8852号、2008.2.29〉

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。ただし、...〈省略〉...、付則第6条によって改定される法律うちこの法の施行の前に公布されたが施行日が到来しない法律を改正した部分は、それぞれ該当の法律の施行日から施行する。

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法律の改訂) ① から <746> まで省略

<747> 特許法一部を次のように改正する。

第28条第4項、第28条の2第1項、同条第4項前段、同条第6項、第28条の3第1項・第4項、第28条の4第3項、第28条の5第4項、第42条第9項、第54条第4項各号以外 の部分ただし書、第64条第1項各号以外の部分本文、第90条第1項第6号、第192条第4号、第193条第5項、第194条第4項本文及びただし書、第195条第4号、第196条第1項第2号・第3号、同条第2項、第197条第2項、第198条第2項、第198条の2第2項、第200条、第206条第2項、第214条第1項・第2項、第217条の2第1項・第4項・第6項及 び第221条第2項のうち“産業資源部令”をそれぞれ“知識経済部令”にする。

第42条第3項、第58条の2第3項、第79条第2項、第82条第3項、第83条第2項・第3項、第193条第1項、第215条の2第2項及 び第217条の2第7項前段のうち“産業資源部令”をそれぞれ“知識経済部令”にする。

<747> から <760> まで省略

第7条 省略

付 則<第9249号、2008.12.26>

この法は公布した日から施行する。

付 則<第9381号、2009.1.30>

第1条(施行日) この法は2009年7月1日から施行する。ただし、第15条第1項、第29条第4項、第55条、第56条、第58条第1項、第63条第2項、第81条の3、第90条第6項、第140条、第140条の2第2項、第202条、第204条、第205条、第207条、第208条、第214条、第216条、第226条、第226条の2及び第227条から第230条までの改正規定は、公布した日から施行する。た部分は、それぞれ該当の法律の施行日から施行する。

第2条(国語で出願した国際特許出願の特許要件等に関する適用例) 第29条第4項、第204条、第205条及び第207条の改正規定は、2009年1月1日以後最初に国語で出願する国際特許出願から適用する。

第3条(特許出願の補正等に関する適用例) 第47条、第51条第1項本文及び第55条の改正規定中、第47条第4項削除関連改正部分はこの法施行後最初に補正するものから適用する。この法施行前に出願された特許出願に対し補正する場合、第47条第1項各号以外の部分 ただし書き中“第67条の2による再審査を請求するとき”を“第132条の17による特許拒絶決定に対する審判を請求する場合にはその審判の請求日から30日”とみなし、第51条第1項本文中“第47条第1項第2号及び第3号”を“第47条第1項第2号”とみなす。

第4条(再審査の請求に関する適用例) 第47条の改正規定中再審査の請求関連改正部分、第51条の改正規定中再審査の請求関連改正部分及び第67条の2の改正規定は、この法施行後最初に国語で出願する特許出願から適用する。

第5条(分割出願に関する適用例) 第52条の改正規定は、この法施行後最初に国語で出願した特許出願を基礎にした分割出願から適用する。

第6条(職権による補正等に関する適用例) 第66条の2の改正規定は、この法施行後最初に特許決定がなされるものから適用する。

第7条(特許料の追加納付または補正等に関する適用例) 第79条、第81条及び第81条の2の改正規定は、この

法施行後最初に特許料を納付・追加納付し、または補填するものから適用する。

第 8 条(特許権の存続期間の延長登録出願に関する適用例) 第 90 条第 6 項の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許権の存続期間の延長登録出願から適用する。

第 9 条(審判請求書等の補正に関する適用例) 第 140 条及び第 140 条の 2 第 2 項の改正規定は、この法施行後最初に審判を請求するものから適用する。

第 10 条(一般的経過措置) この法施行前に出願された特許出願に対しては、従前の規定(第 15 条第 1 項及び第 216 条は除く)に伴う。

第 11 条(他の法律の改正) デザイン保護法一部を次の通り改正する。

第 89 条中“「特許法」第 229 条の 2”を“「特許法」第 226 条の 2”とする。

付 則<第 9985 号、2010.1.27>

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 96 条の改正規定は、公布した日から施行する。

付 則<電子政府法><第 10021 号、2010.02.04>

第 1 条(施行日) この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条から第 4 条まで省略

第 5 条(他の法律の改正) ①から⑬ まで省略

⑭特許法の一部を次のように改正する。

第 217 条第 1 項第 3 号中“「電子政府法」第 30 条”を“「電子政府法」第 32 条第 2 項”にする。

⑮省略

第 6 条 省略

付 則<法律第 10716 号、2011.5.24>

①(施行日) この法は、2011 年 7 月 1 日から施行する。

②(特許出願などに関する適用例) 第 42 条第 3 項、第 63 条の 2 及び第 133 条第 1 項第 1 号の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

付 則<法律第 11117 号、2011.12.2.>

第 1 条(施行日) この法は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効される日から施行する。ただし、法律第 7871 号特許法一部改正法律付則第 6 条ただし書きの改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条(公知等がされていない発明と見る場合に関する適用例) 第 30 条の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第 3 条(登録遅延に伴う特許権の存続期間の延長等に冠する適用例) 第 83 条、第 92 条の 2 から第 92 条の 5 まで、

第 93 条、第 132 条の 3、第 134 条、第 139 条、第 165 条、第 176 条及び第 187 条の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第 4 条(秘密維持命令等に関する適用例) 第 224 条の 3 から第 224 条の 5 までの改正規定は、この法施行後最初に特許権又は専用実施権の侵害に関する訴訟が提起されたものから適用する。

第 5 条(特許権取消の廃止に伴う経過措置) この法施行前に従前の第 116 条の規定による特許権の取消事由が発生したもののに対する特許権の取消に関しては、従前の規定に従う。

付 則<法律第 11654 号、2013.03.22>

第 1 条(施行日) この法は、2013 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 44 条、第 52 条第 4 号、第 53 条第 6 項、第 58 条の 2 第 2 項、第 59 条第 3 項、第 92 条第 1 項の改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条(手続の無効等に関する適用例)第 16 条第 2 項本文、第 47 条第 4 項、第 67 条の 3、第 81 条の 3 第 1 項及び第 84 条第 1 項第 4 号の改正規定はこの法施行後出願した特許出願から適用する。

第 3 条(分割出願に関する適用例)第 52 条第 4 項の改正規定は同改正規定施行後出願した分割出願から適用する。

第 4 条(変更出願に関する適用例)第 53 条第 6 項の改正規定は同改正規定施行後出願した変更出願から適用する。

第 5 条(専門期間指定の取消し等に関する適用例) 第 58 条の 2 第 2 項の改正規定は同改正規定施行後業務停止処分に対する事前通知をするものから適用する。

第 6 条(特許要件等に関する経過措置)この法施行前に従前の規定により出願した特許出願については、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 129 条第 2 号の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

付 則<法律第 11690 号、2013.3.23>(政府組織法)

第 1 条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。

②省略

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から<459>まで省略

<460>特許法一部を次のように改正する。

第 28 条第 4 項、第 28 条の 2 第 1 項、同条第 4 項前段、同条第 6 項、第 28 条の 3 第 1 項・第 4 項、第 28 条の 4 第 3 項、第 28 条の 5 第 4 項、第 42 条第 3 項第 1 号、同条第 9 項、第 54 条第 4 項各号上の部分但書、第 58 条の 2 第 3 項、第 64 条第 1 項各号上の部分本文、第 79 条第 3 項、第 81 条第 2 項、第 81 条の 2 第 3 項各号上の部分、第 82 条第 3 項、第 83 条第 2 項・第 3 項、第 90 条第 1 項第 6 号、第 92 条の 3 第 1 項第 5 号、第 192 条第 4 号、第 193 条第 1 項・第 5 項、第 194 条第 4 項本文及び但書、第 195 条第 4 号、第 196 条第 1 項第 2 号・第 3 号、同条第 2 項、第 197 条第 2 項、第 198 条第 2 項、第 198 条の 2 第 2 項、第 200 条、第 206 条第 2 項、第 214 条第 1 項各号上の部分、同法第 2 項、第 215 条の 2 第 2 項、第 217 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 6 項、同条第 7 項前段及び第 221 条第 2 項中 “知識経済部令”をそれぞれ “産業通商資源部令”にする。

<461>から <710>まで省略

第 7 条省略

付 則 <法律第 11848 号、2013.5.28>(デザイン保護法)

第 1 条(施行日) この法は、2014 年 7 月 1 日から施行する。〈ただし書き省略〉

第 2 条から第 18 条まで省略

第 19 条(他の法律の改正) ①及び② 省略

③ 特許法の一部を次のように改正する。

第 55 条第 3 項中“「デザイン保護法」第 45 条及び第 52 条第 3 項”を“「デザイン保護法」第 95 条及び第 103 条第 3 項”にする。

第 102 条第 4 項中“「デザイン保護法」第 70 条”を “「デザイン保護法」第 123 条”にする。

第 105 条第 2 項中“デザイン保護法第 61 条の規定によって準用される第 118 条第 1 項”を “「デザイン保護法」第 104 条第 1 項”にする。

第 20 条 省略

付 則 <法律第 11962 号、2013.7.30>(弁理士法)

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書き省略〉

第 2 条から第 9 条まで省略

第 10 条(他の法律の改正) ①特許法の一部を次のように改正する。

第 42 条第 1 項第 2 号、第 90 条第 1 項第 2 号、第 92 条の 3 第 1 項第 2 号、第 140 条第 1 項第 1 号の 2、第 140 条の 2 第 1 項第 1 号の 2、第 162 条第 2 項第 2 号の 2 及び第 203 条第 1 項第 2 号中 “特許法人”をそれぞれ “特許法人・特許法人(有限)”にする。

②から⑥まで省略

付 則<法律第 12313 号、2014.1.21>

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第 2 条(禁治産者等に対する結果措置)第 3 条第 1 項の改正規定による成年被後見人及び限定被後見人には法律第 10429 号民法一部改定法律付則第 2 条により禁治産又は限定治産選挙の効力が維持される者を含むものとみなす。

付 則 <法律第 12753 号、2014.6.11>

第 1 条(施行日) この法は、2015 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 81 条の 3 第 3 項の改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条(電子文書で通知及び送達した書類の到達時期に関する適用例) 第 28 条の 5 第 3 項の改正規定は、この法施行後同条第 1 項の改正規定により通知及び送達する書類から適用する。

第 3 条(特許料未納により消滅された特許権回復に関する適用例) 第 81 条の 3 第 3 項の改正規定は、同改正規定施行後特許権の回復を申請するものから適用する。

第4条(訂正審判に関する適用例) 第136条第1項ただし書き及び同条第6項ただし書きの改正規定は、この法施行後請求される訂正審判から適用する。

第5条(訂正の無効審判に関する適用例) 第137条第1項及び同条第4項の改正規定は、この法施行後請求される訂正の無効審判から適用する。

第6条(審判請求人補正に関する適用例) 第140条第2項第1号及び第140条の2第2項第1号の改正規定は、この法施行後請求される審判から適用する。

第7条(拒絶決定不服審判のうち情報提供に関する適用例) 第170条第1項前段の改正規定(第63条の2の改正規定を準用する部分に限定する。)は、付則第8条にかかわらずこの法施行当時拒絶決定不服審判が継続中の特許出願に対しても適用する。

第8条(一般的経過措置) この法施行前に出願された特許出願、特許出願に対する審査及び審判に対しては、従前の規定に従う。

第9条(特許要件等に関する経過措置) 従前の第29条第3項による他特許出願又は実用新案登録出願がこの法施行前に出願され、他特許出願又は実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一な発明が記載された特許出願がこの法施行後に出願された場合には、第29条第5項から第7項まで、第55条第6項及び第202条第2項・第3項の改正規定にかかわらず従前の第28条第4項、第55条第6項、第202条第2項及び第3項に従う。

第10条(請求範囲の提出猶予に関する経過措置) この法施行前に従前の第42条第5項によって特許請求範囲を記載しなかった明細書の特許出願書に添付して出願した特許出願に対しては、従前の規定に従う。

第11条(他の法律の改正) 農水産物品質管理法一部を次のとおり改正する。

第41条第1項中“第6条(特許出願の変更・取下げ、請求の取下げ、審判請求及び複代理人の選任に関する部分に限定する。)”を“第6条[第1号(特許出願の放棄は除く。)、第5号、第7号及び第8号に限定する。]]”と、“第11条(第1項第1号・第2号及び第4号は除く。)”を“第11条(第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号は除く。)”と、同条第2項中“「特許法」第6条”を“「特許法」第6条第7号”と、“「特許法」第17条中“第132条の3”は“「農水産物品質管理法」第45条”と、“第180条第1項”を“「特許法」第17条第1号中“第132条の3”は“「農水産物品質管理法」第45条”と、同条第2号中“第180条第1項””とする。

第55条第2項後段中““第186条第1項の規定による訴えの提起”は“「農水産物品質管理法」第54条による訴訟”を““第186条第1項により訴えを提起する場合には”は“「農水産物品質管理法」第54条により訴訟を提起する場合には””とする。

第12条(他の法令との関係) この法施行当時他の法令で従前の「特許法」の規定を引用している場合にこの法のうちそれに該当する規定があれば従前の規定に代わってこの法の該当規定を引用したものとみなす。

付 則 <法律第13096号、2015.1.28>

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(適用例) ①第30条第3項の改正規定は、この法施行後の出願した特許出願から適用する。

②第52条第1項第3号の改正規定は、この法施行後第66条の規定による特許決定又は第176条第1項の規定による特許拒絶決定取消審決(特許登録を決定した審決に限定されるが、再審の審決を含む)の謄本の送達を受けた特許出願から適用する。

付 則 <法律第 13317 号、2015.5.18>

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第 2 条(審査請求料の返還に関する適用例) 第 84 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の改正規定は、この法施行後、最初に特許出願を取り下げ(第 53 条第 4 項又は第 56 条第 1 項本文の規定により取り下げられたものとみなす場合を含む。)または放棄するものから適用する。

付 則 <法律第 14035 号、2016.2.29>

第 1 条(施行日) この法は公布後 1 年が経過した日から施行する。

第 2 条(韓国語翻訳文の訂正に関する適用例) 第 42 条の 3 第 7 項および第 201 条第 7 項(第 214 条第 6 項の規定により準用される場合を含む。)の改正規定は、この法施行以後、韓国語翻訳文を訂正する場合から適用する。

第 3 条(補正却下に関する適用例) 第 51 条第 1 項第 1 号の改正規定は、この法施行以後、職権補正をする場合から適用する。

第 4 条(専門機関指定の取消等に関する適用例) 第 58 条の 2 第 1 項の改正規定は、この法施行以後、専門機関の役職員が特許出願中である発明(国際出願中である発明を含む。)に関して、職務上知り得た秘密を漏洩したり盗用した場合から適用する。

第 5 条(外国の審査結果提出命令に関する適用例) 第 63 条の 3 の改正規定は、この法施行前に出願された優先権の主張を伴う特許出願に対しても適用する。

第 6 条(職権再審査に関する適用例) 第 66 条の 3 の改正規定は、この法施行以後、特許決定する特許出願から適用する。

第 7 条(特許権の登録公告に関する適用例) 第 87 条第 3 項の改正規定は、この法施行以後、設定登録された特許権に関する登録公告から適用する。

第 8 条(特許権の移転請求に関する適用例) 第 99 条の 2 の改正規定は、この法施行以後、設定登録された無権利者の特許権から適用する。

第 9 条(清算手続きが進行中である法人の特許権消滅に関する適用例) 第 124 条第 2 項の改正規定は、この法施行以後、清算終結登記がされた法人の特許権から適用する。

第 10 条(特許取消申請に関する適用例) 第 6 章の 2(第 132 条の 2 から第 132 条の 15 まで)の改正規定は、この法施行以後、設定登録された特許権から適用する。

第 11 条(特許無効審判手続での特許の訂正に関する適用例) ①第 133 条の 2 第 1 項後段の改正規定は、この法施行当時、特許無効審判が係属中である特許の訂正に対しても適用する。

②次の各号の改正規定は、この法施行以後、特許発明の明細書または図面について訂正請求をする場合から適用する。

1. 第 133 条の 2 第 4 項前段の改正規定(第 136 条第 8 項ただし書の改正規定を準用する部分に限定する。)
2. 第 133 条の 2 第 4 項後段の改正規定(第 133 条の 2 第 1 項に関する改正部分に限定する。)
3. 第 133 条の 2 第 5 項の改正規定

第 12 条(訂正審判請求の同意等に関する適用例) 第 136 条第 8 項および第 9 項の改正規定は、この法施行以後、請求される訂正審判から適用する。

第 13 条(訂正の無効審判に関する適用例) ①第 137 条第 3 項後段の改正規定は、この法施行当時、係属中である訂正の無効審判に対しても適用する。

②第 137 条第 4 項の改正規定(次の各号の改正規定を準用する部分に限定する。)は、この法施行以後、特許発明の明細書または図面について訂正請求をする場合から適用する。

1. 第 133 条の 2 第 4 項前段の改正規定(第 136 条第 8 項ただし書の改正規定を準用する部分に限定する。)
2. 第 133 条の 2 第 4 項後段の改正規定(第 133 条の 2 第 1 項に関する改正部分に限定する。)
3. 第 133 条の 2 第 5 項の改正規定

第 14 条(審判請求書等の却下に関する適用例) 第 141 条第 2 項の改正規定は、この法施行以後、請求される審判から適用する。

第 15 条(審査規定の特許拒絶決定に対する審判への準用に関する適用例) 第 170 条第 1 項(第 47 条第 4 項に関する改正部分に限定する。)の改正規定は、この法施行当時、特許拒絶決定に対する審判が係属中である特許出願の補正に対しても適用する。

第 16 条(特許拒絶決定等に対する審判の請求期間延長請求に関する経過措置) この法施行前に従前の第 15 条第 1 項本文の規定により、特許審判院長に特許拒絶決定または特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判の請求期間延長を請求した者は、第 15 条第 1 項本文の改正規定により特許庁長に請求したものとみなす。

第 17 条(手続の追後補完に関する経過措置) この法施行当時従前の規定により手続きを追って補完することができる期間が既に経過した場合には、第 17 条の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第 18 条(正当な権利者の特許出願日遡及に関する経過措置) この法施行前に設定登録された無権利者の特許権に関しては、第 35 条ただし書の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第 19 条(特許出願審査請求期間に関する経過措置) この法施行前に出願した特許出願に関しては、第 59 条第 2 項本文の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第 20 条(職権補正に関する経過措置) この法施行前に特許出願書に添付された明細書、図面または要約書に対し職権補正がなされた場合には、第 66 条の 2 の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第 21 条(特許無効審判に関する経過措置) この法施行前に設定登録された特許権に関しては、第 133 条第 1 項の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第 22 条(書類の閲覧許可に関する経過措置) この法施行前に出願した第 55 条第 1 項の規定による優先権主張の基礎となる先出願に関しては、第 216 条第 2 項の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第 23 条(他の法律の改正) ①農水産物品質管理法の一部を次のように改正する。

第 41 条第 2 項中“第 132 条の 3”を各々“第 132 条の 17”とする。

第 50 条第 2 項中“第 133 条第 1 項・第 134 条第 1 項および第 137 条第 1 項の無効審判または第 135 条第 1 項”を“第 133 条第 1 項、第 134 条第 1 項・第 2 項または第 137 条第 1 項の無効審判や第 135 条第 1 項・第 2 項”とし、“第 133 条第 1 項・第 134 条第 1 項・第 135 条”を“第 133 条第 1 項、第 134 条第 1 項・第 2 項、第 135 条”とし、“第 132 条の 3・第 136 条”を“第 132 条の 17、第 136 条”とし、““第 132 条の 3”は”を““第 132 条の 17”は”とする。

第 55 条第 2 項後段中““第 133 条第 1 項・第 134 条第 1 項・第 135 条第 1 項・第 137 条第 1 項・第 138 条

第1項および第3項”は、“「農水産物品質管理法」第43条第1項・第44条第1項”とし”を““第133条第1項、第134条第1項・第2項、第135条第1項・第2項、第137条第1項または第138条第1項・第3項”は、“「農水産物品質管理法」第43条第1項または第44条第1項”とし”とする。

②植物新品種保護法の一部を次のように改正する。

第15条後段中“同法第17条本文中“第132条の3””を“同法第17条第1号中“第132条の17””とする。
 第98条第2項中“第134条第1項・第2項および第137条第1項の無効審判または第135条第1項”を“第134条第1項・第2項または第137条第1項の無効審判や第135条第1項・第2項”とし、同条第4項および第6項中“第132条の3”を各々“第132条の17”とする。
 第105条第3項中“第135条第1項、第137条第1項、第138条第1項および第3項”を“第135条第1項・第2項、第137条第1項または第138条第1項・第3項”とする。

付 則 <法律第14112号、2016.3.29>

第1条(施行日) この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(特許料の返還に関する適用例) 第84条第1項第6号および第215条の改正規定は、この法施行後、最初に特許権を放棄した場合から適用する

第3条(特許拒絶決定または特許権の存続期間の延長登録拒絶決定が取り消された場合の適用例) 第84条第1項第7号の改正規定は、この法施行後、最初に特許拒絶決定または特許権の存続期間の延長登録拒絶決定が取り消された審判請求(再審請求を含む。以下、付則において同じ。)から適用する。ただし、従前の「特許法」(法律第9381号特許法の一部改正法律で改正される前のものをいう。)第173条第1項の規定により審判請求をして明細書または図面を補正し、特許庁長に通知した出願の審判請求は適用しない。

第4条(審判請求が決定で却下された場合の適用例) 第84条第1項第8号の改正規定は、この法施行後、最初に却下の決定が確定された審判請求から適用する。

第5条(参加申請を取り下げた場合の適用例) 第84条第1項第9号の改正規定は、この法施行後、最初に取り下げた参加申請から適用する。

第6条(参加申請が決定で拒否された場合の適用例) 第84条第1項第10号の改正規定は、この法施行後最初に決定で拒否された参加申請から適用する。

第7条(審判請求を取り下げた場合の適用例) 第84条第1項第11号の改正規定は、この法施行後最初に取り下げた審判請求から適用する。

第8条(特許権または専用実施権の侵害訴訟に関する適用例) 第128条の2、第132条および第224条の3の改正規定は、この法施行後最初に提起される訴訟から適用する。

第9条(従前の「国民基礎生活保障法」第5条の規定による受給権者の特許出願または特許権に関する経過措置) この法施行前にした特許出願または設定登録した特許権に関しては、第83条第2項の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第10条(他の法律の改正) 実用新案法の一部を次のように改正する。

第30条中“「特許法」第126条、第128条”を“「特許法」第126条、第128条、第128条の2”とする。

付 則 <法律第14371号、2016.12.2>

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(登録要件に関する経過措置) この法施行当時従前の規定により指定された専門機関は、第58条の改正規定により登録したものとみなす。

付 則 <法律第14691号、2017.3.21>

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(特許表示に関する適用例) 第223条の改正規定は、この法施行後最初に表示するものから適用する。

付 則 <法律第15093号、2017.11.28>

この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

付 則 <法律第15582号、2018.4.17>

この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第217条の2第7項の改正規定は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

付 則 <法律第16208号、2019.1.8>

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(具体的行為態様の提示義務に関する適用例) 第126条の2の改正規定は、この法施行後、最初に請求される特許権および専用実施権の侵害訴訟から適用する。

第3条(損害賠償請求権に関する適用例) 第128条第8項および第9項の改正規定は、この法施行後、最初に違反行為が発生した場合から適用する。

第4条(他の法律の改正) 実用新案法の一部を次のように改正する。

第33条のうち“第139条、第140条”を“第139条、第139条の2、第140条”とする。

付 則 <法律第16804号、2019.12.10>

この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第10条の改正規定は公布した日から施行する。